

令和4年度
調布市障害者地域自立支援協議会
報告書

調布市障害者地域自立支援協議会

<目次>

| | | |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 1 | 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 委員名簿 | 2 |
| 2 | 調布市障害者地域自立支援協議会について | 5 |
| 3 | 令和4年度活動概要 | 7 |
| 4 | 全体会報告書 | 9 |
| 5-1 | 福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング 報告書..... | 50 |
| 5-2 | 障害理解の促進ワーキング 報告書 | 57 |
| 5-3 | 医療と福祉の相互理解についてのワーキング 報告書 | 64 |
| 6 | サービスのあり方検討会 報告書 | 72 |
| 7 | 障害者（児）地域生活支援拠点連絡会 報告書 | 75 |
| 8 | 運営会議 報告書 | 81 |
| 9 | 講演会 報告書 | 82 |
| 10 | 相談支援事業所の概要 | 98 |
| 11 | 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 事務局名簿 | 106 |

この報告書は、調布市ホームページでも公開しています。

ホームページでは、全体会の会議結果及び資料も公開しています。

<調布市ホームページ>

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/>

トップページ>健康・医療・福祉>障害者支援>調布市障害者地域自立支援協議会

1 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 委員名簿

(1) 全体会

| | 分類 | 所属 | 氏名 |
|----|-----------------|---|---------|
| 1 | 学識経験者 | 桜美林大学 健康福祉学群 准教授 | 谷内 孝行 |
| 2 | | 立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員 | 丸山 晃 |
| 3 | | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 業務執行理事 | 山本 雅章 |
| 4 | 医療機関 | 公益社団法人調布市医師会 副会長 | 荻本 剛一 |
| 5 | 教育機関 | 調布市立小学校長会 調布市立第一小学校 校長 | 川島 隆宏 |
| 6 | | 東京都立府中けやきの森学園 主任・主幹教諭 | 梅景 靖之 |
| 7 | 商工会 | 石井自動車株式会社 代表取締役 | 石井 喜元 |
| 8 | 公共職業安定所 | 府中公共職業安定所 専門援助部門統括職業指揮官 | 渡辺 里江子 |
| 9 | 民生委員児童委員 | 調布市民生児童委員協議会 障がい福祉部会 第三地区民生委員 | 小阪井 真樹子 |
| 10 | 障害者団体 | 調布市聴覚障害者協会 理事 | 井村 あゆみ |
| 11 | | 調布市身体障害者福祉協会 会長 | 江口 正和 |
| 12 | | 調布市視覚障害者福祉協会 会長 | 愛沢 法子 |
| 13 | | 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長 | 進藤 美左 |
| 14 | | 調布精神障害者家族会かささぎ会 会長 | 江頭 由香 |
| 15 | | 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会 会長 | 市橋 博 |
| 16 | 障害福祉サービス事業所 | アースサポート株式会社 アースサポート調布 訪問介護管理者 | 白井 由紀子 |
| 17 | 調布市福祉作業所等連絡会 | 特定非営利活動法人ファーストステップ 理事長 | 名古屋 一 |
| 18 | 精神保健福祉ネットワーク連絡会 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援課長 | 木内 洋 |
| 19 | 成年後見センター | 一般社団法人多摩南部成年後見センター 副所長 | 堀江 香 |
| 20 | 相談支援事業所 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 在宅支援担当課長 | 田島 誠 |
| 21 | | 社会福祉法人新樹会 地域生活支援センター希望ヶ丘 施設長 | 栗城 耕平 |
| 22 | | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者 地域生活・就労支援センターちょうふだぞう 施設長 | 円舘 玲子 |
| 23 | 教育機関 | 調布市教育委員会 教育部 指導室 指導主事 | 篠原 洋平 |

(2) 福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング

| | 分類 | 所属 | 氏名 |
|---|------------|---|-------|
| 1 | 学識経験者 | 立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員 | 丸山 晃 |
| 2 | 市長が必要と認める者 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動推進係長（市民活動支援センター） | 池田 怜生 |
| 3 | | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援課（こころの健康支援センター） 主任 | 押澤 厚志 |
| 4 | | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課 地域福祉係 子ども若者担当（ここあ）主任 | 和泉 怜実 |
| 5 | | 調布狛江地区保護司会 理事 | 矢辺 良子 |
| 6 | 障害者団体 | 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 | 仁田 典子 |
| 7 | 相談支援事業所 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう 就労支援担当 主任 | 福田 信介 |

(3) 障害理解の促進ワーキング

| | 分類 | 所属 | 氏名 |
|---|-------------|---|--------|
| 1 | 学識経験者 | 桜美林大学 健康福祉学群 准教授 | 谷内 孝行 |
| 2 | 当事者 | （視覚障害当事者） | |
| 3 | | （肢体不自由当事者） | |
| 4 | | （肢体不自由当事者） | |
| 5 | | （精神障害当事者） | |
| 6 | 障害福祉サービス事業所 | 特定非営利活動法人羽ばたく会 めじろ作業所 施設長 | 大澤 宏章 |
| 7 | 市長が必要と認める者 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市こころの健康支援センター | 佐藤 祐香 |
| 8 | | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市福祉人材育成センター | 大光 加奈子 |
| 9 | 相談支援事業所 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう | 吉野 強 |
| 9 | | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 相談支援事業所ドルチェ | 新井 敦子 |

(4) 医療と福祉の相互理解についてのワーキング

| | 分類 | 所属 | 氏名 |
|----|---------|--|-------|
| 1 | 学識経験者 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 業務執行理事 | 山本 雅章 |
| 2 | 医療機関 | 公益社団法人調布市医師会 会長 | 西田 伸一 |
| 3 | | 有限会社AHK 訪問看護ステーションあんあん 所長 | 伊藤 文子 |
| 4 | 障害者団体 | 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長 | 進藤 美左 |
| 5 | | 調布市身体障害者福祉協会 会長 | 江口 正和 |
| 6 | | 調布市視覚障害者福祉協会 会長 | 愛沢 法子 |
| 7 | | 調布市聴覚障害者福祉協会 会長 | 井村 茂樹 |
| 8 | | 調布精神障害者家族会かささぎ会 会長 | 江頭 由香 |
| 9 | 相談支援事業所 | 一般社団法人障害者自立相談支援協会 CILちょうふ 代表 | 秋元 妙美 |
| 10 | | 社会福祉法人新樹会 地域生活支援センター希望ヶ丘 施設長 | 栗城 耕平 |
| 11 | | 社会福祉法人 調布市社会福祉事業団 調布市障害者 地域生活・就労支援センターちょうふだぞう 施設長 | 円舘 玲子 |

2 調布市障害者地域自立支援協議会について

(1) 設置根拠

「調布市障害者地域自立支援協議会」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づく協議会として設置しています。

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 所掌事項

調布市障害者地域自立支援協議会要綱（平成 21 年調布市要綱第 31 号）において、以下のとおり定めています。

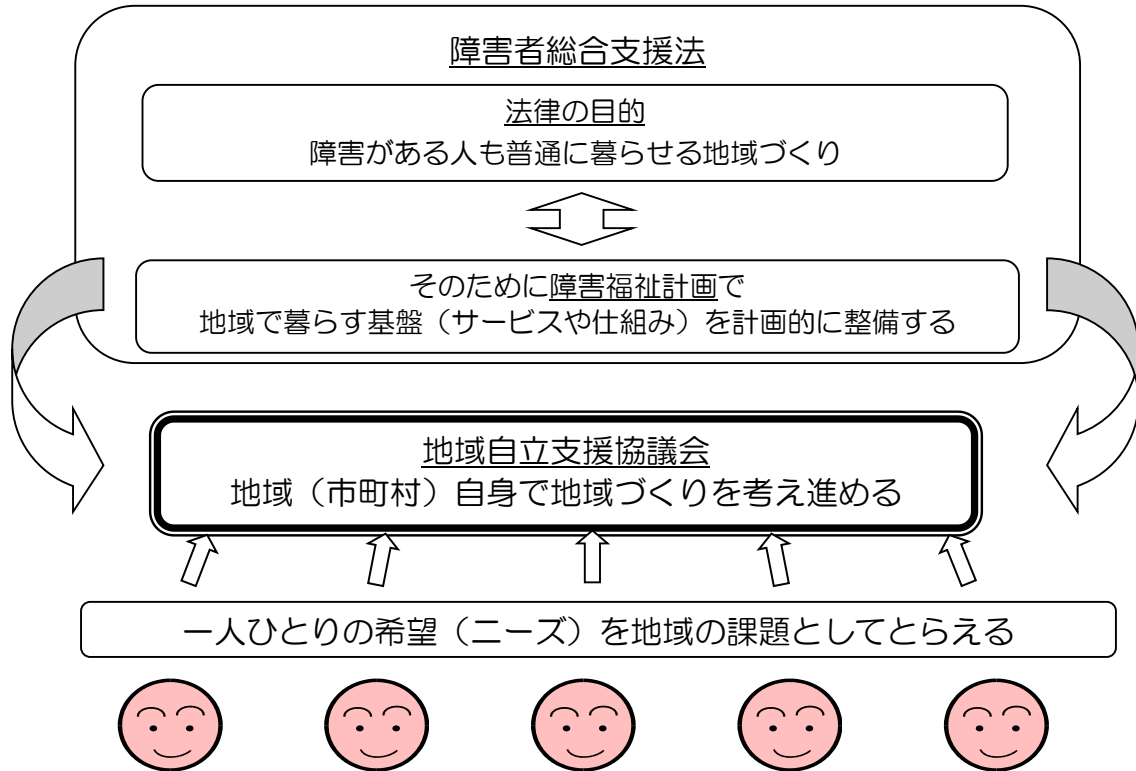
第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

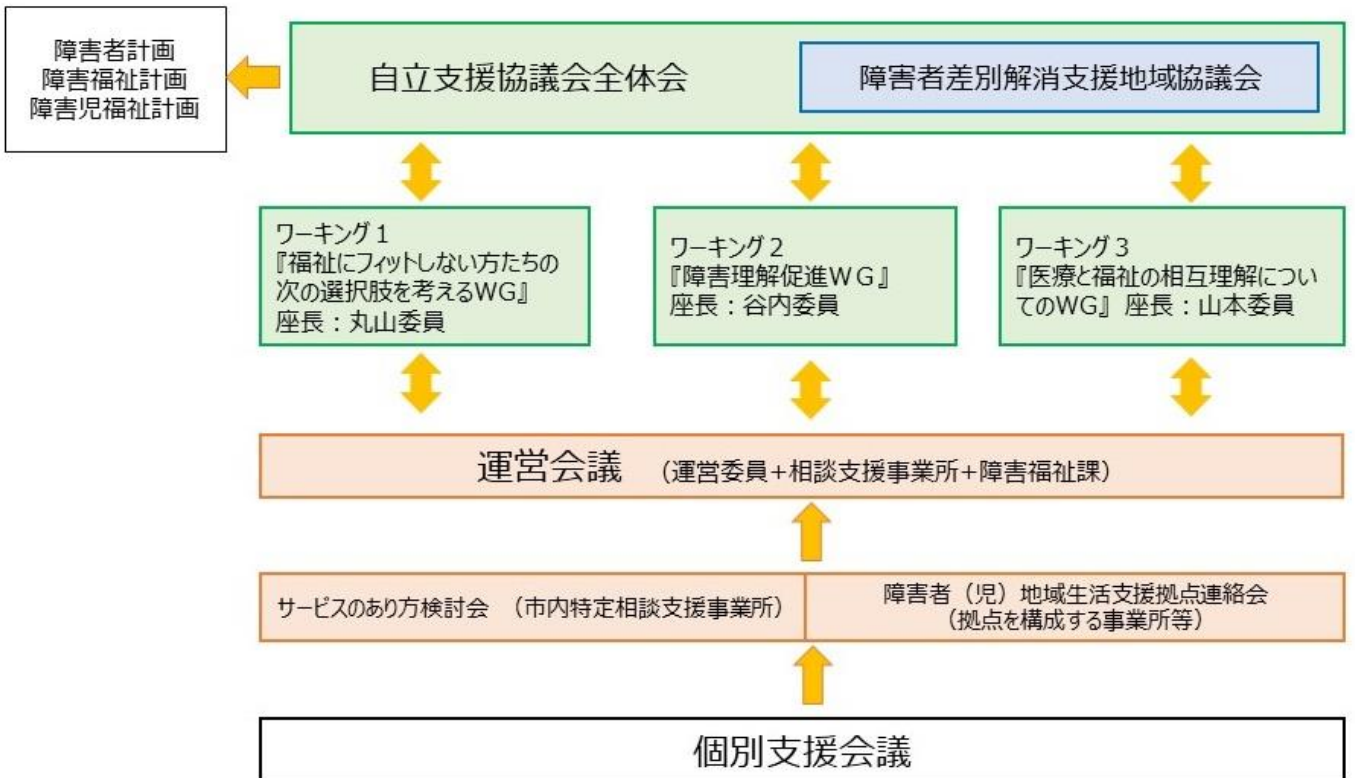
- (1) 地域の障害福祉等に係る関係機関によるネットワークシステム構築及び相互連携に関すること。
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (3) 相談支援事業の運営・評価及び今後のあり方に関すること。
- (4) 困難な事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」としても開催しています。

(3) イメージ



(4) 令和4年度の体制



3 令和4年度活動概要

(1) 全体会

| 開催日 | 内容 |
|----------------------|--|
| 第1回 令和4年7月15日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・委員の自己紹介, 事務局の紹介 ・会長, 副会長の選出 ・調布市障害者地域自立支援協議会について ・調布市障害者総合計画について ・令和3年度相談支援事業所の報告 ・令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 各ワーキング等の展開について ・障害者差別解消支援地域協議会 |
| 第2回 令和4年11月10日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 各ワーキング等中間報告について ・地域課題について ・次期「調布市障害者総合計画」意見具申について ・講演会について ・障害者差別解消支援地域協議会 |
| 第3回 令和5年3月16日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者総合計画の進捗状況報告 ・令和5年度の調布市の事業について ・調布市地域生活支援拠点の運営状況報告 ・令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 各ワーキング等報告について ・地域課題と来年度のワーキングテーマについて ・講演会について報告 ・障害者差別解消支援地域協議会 |

(2) 福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング

| 開催日 | 内容 |
|----------------------|--|
| 第1回 令和4年8月8日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会とワーキングの目的について ・委員の自己紹介と活動報告 ・意見交換・質疑応答 |
| 第2回 令和4年10月25日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・前回ワーキングの報告・課題整理 ・社会資源の機能や役割のまとめ ・意見交換 |
| 第3回 令和4年12月16日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルファームの基礎知識 ・意見交換・質疑応答 |

| | |
|---------------------|--|
| 第4回 令和5年2月27日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカフェPOSTO見学及び説明 ・年間ワーキング統括 意見交換・次年度に向けて |
|---------------------|--|

(3) 障害理解の促進ワーキング

| 開催日 | 内容 |
|---------------------|---|
| 第1回 令和4年7月5日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の障害理解の促進ワーキングの目的・方針について ・当事者講師養成研修のプログラム内容について意見交換 |
| 第2回 令和4年9月26日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者講師養成研修(案)の確認と意見交換 ・仙台市の当事者活動について情報提供と質疑&応答 ・障害福祉計画の意見具申について |
| 第3回 令和5年1月30日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査の報告 ・障害当事者講師養成研修について |
| 第4回 令和5年3月7日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市で求める講師像について意見交換 ・研修修了後の体制について意見交換 ・今年度のワーキングの振り返りとまとめ |

(4) 医療と福祉の相互理解についてのワーキング

| 開催日 | 内容 |
|---------------------|--|
| 第1回 令和4年7月1日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の方針についての説明 ・委員から医療機関受診や健診等, 医療面における現状・課題など意見交換 |
| 第2回 令和4年9月30日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・前回のワーキングの概要 ・当事者及び当事者家族向けアンケートの概要について ・次回以降の日程について |
| 第3回 令和4年12月9日(金) | <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者向けアンケート内容について ・当事者及び当事者家族向けアンケートの内容について ・次回以降の日程について |
| 第4回 令和5年2月28日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者向けアンケートについて ・当事者及び当事者家族向けアンケートの内容について |

4 全体会報告書

令和4年度 調布市障害者地域自立支援協議会 第1回全体会 報告書

1 開催日 令和4年7月15日(金) 午後2時から4時

2 開催場所 調布市教育会館 301～303

3 出席者 委員19名 事務局16名 傍聴5名

4 議題

- (1) 開会の挨拶
- (2) 自己紹介, 事務局の紹介
- (3) 会長, 副会長の選出
- (4) 調布市障害者地域自立支援協議会について
- (5) 調布市障害者総合計画について
- (6) 令和3年度相談支援事業所の報告
- (7) 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会の各ワーキング等の展開について
- (8) 障害者差別解消支援地域協議会
- (9) 閉会の挨拶

5 議事録要旨

(1) 開会の挨拶

○事務局

令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会第1回全体会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。開催にあたり事務局から注意事項などを説明させていただきます。

○事務局（障害福祉課）

今日は雨の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。コロナの感染対策として窓を開けて、皆さまにアルコール消毒と検温をお願いしました。傍聴の方にも電話番号等、連絡先を聞かせていただきましたので、この後、体調不良が判明した場合には、皆さまにご連絡させていただきます。あとはマイクを消毒して回していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして野澤部長から、ご挨拶をお願いいたします。

○福祉健康部野澤部長

本日は大変お忙しいところ、またお足元の悪い中、第1回、調布市障害者地域自立支援協議会全体会および調布市障害者差別解消支援地域協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスは、既に報道されておりますが、新規感染者数が再び増加しております。調布市でも、過去最多の陽性者数になる見込みであります。このような状況が2年以上にわたり続いている中で、皆様の活動や事業運営、ご負担をお掛けしているところでございますが、改めまして皆さまには日頃から市の障害福祉行政にご尽力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

市では平成18年度に自立支援協議会を立ち上げまして、今年で17年目を迎えました。当事者の方に加え学識経験のある方や障害者施設、医療、教育、就労支援、権利擁護等、さまざまな立場や職種の方々からご意見を頂ける大変貴重な場となっております。こうした皆さまの議論から市の施策形成につながり、事業化に至ったものも多く、これらは委員の皆様のご尽力のたまものと深く感謝を申し上げます。

今年度は現行の調布市障害者総合計画の計画期間が令和5年度末に終了となるため、策定に向けて検討を開始する年となっております。具体的な検討は、本協議会とは別の計画策定委員会にて行うこととなりますが、本協議会からも計画策定委員会に対する意見の提出などをお願いしたいと思っていますので、ぜひ忌憚のないご意見等を頂戴できましたら幸いに存じます。

また、今年度から本格的に取り組む大きな事業が2点あります。1点目は、重度重複障害の方向けの生活介護施設、仮称第2まなびやの整備であります。令和6年度中の開設を目指し準備を進めてまいります。2点目は、三鷹市や府中市と共同で整備を行う基地跡福祉施設です。重度心身障害者や重度知的障害者向けの生活介護、および短期入所事業を実施する予定であります。進捗状況につきましては、委員の皆さまに随時ご報告してまいります。

障害者差別の解消については、差別解消法や東京都の条例に基づき障害を理由とした差別の解消や共生社会の実現に向けて、相談事業や合理的配慮の法令について委員の皆さまと共有させていただき、それを広めていくことで市全体として差別解消に向けて前進していきたいと考えております。

最後になりますが、この自立支援協議会は私どもにとりまして、さまざまな立場の方の思いや考えを聞かせていただく場であり、普段の支援のあり方を改めて見つめ直し勉強させていただく大変貴重な場であると認識しております。今後も本協議会を通じ、当事者の方からのさまざまなニーズを受け止め、障害福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆さまのお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 自己紹介、事務局の紹介

(略)

(3) 会長、副会長の選出

○事務局

事務局の提案により会長を谷内先生、副会長を丸山先生と山本先生にお願いしてもよろしいでしょうか。皆さんの承認が得られましたので、令和4年度自立支援協議会と差別協議会は谷内会長と

丸山副会長，山本副会長に決定しました。では，谷内会長のほうから，ご挨拶をお願いいたします。

○谷内会長

長年，調布市には関わらせていただきまして，今年度につきましては会長として1年間よろしくをお願いいたします。

東京都内には，多くの自立支援協議会が設置されていると思いますが，我々大学教員はこういう形でそれぞれの市区町村に関わる機会が多いです。そうした教員同士が集まって話をすると，やはり地域の差が非常に大きいことが教員同士でよく話題に挙がります。取りあえず行政のために開かれているという会議も多々あるという話を聞く中で，調布市の関わりのお話をさせていただくと，どの教員からも非常にうらやましがられます。自立支援協議会をそんなやり方でできるのかと言われます。

先ほど部長のご挨拶にもありましたように，これまで本当に多くの自立支援協議会のアイデアが具体的な社会福祉事業という形に事業化されてきました。これは世間から見れば当たり前ではない，本当にすごいことだと思います。本年度は，来年度にかけて福祉計画の策定も控えておりますので，自立支援協議会の踏ん張りどころだと思います。私の個人的な希望では，グループワークやこの場を活用しながら皆さんから意見を吸い出せる仕組み作りをしたいと思います。では，1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山副会長

調布の自立支援協議会には初めて関わる立場であります。これまで他の自治体で6つほど自立支援協議会の委員をしていますが，いろんな違いを比べながら，その地域の中の障害のある人と生きづらさを抱えている人たちの暮らしがより良くなるように，障害のある人とサービスを提供する人と一般の市民の方々が協議できる場として，会長をサポートしながら活動したいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○山本副会長

平成18年度にこの協議会ができた時から関わらせていただいております。そういう意味では，古巣に戻った妙な安心感があるなというふうに思っておりますけれども，今は立場が変わって社会福祉事業団で役員をやっている他，静岡福祉大学で教鞭を執らせていただいております。こういう協議会が障害当事者および家族，事業者，市民，それから行政の4者の共同作業で，この間，いろいろな成果を生んできたということは調布の誇れるところであると思っております。この1年間，闊達なご議論をさせていただければと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

(4) 調布市障害者地域自立支援協議会について

○事務局 ※令和3年度の報告書参照

年間報告書の4ページをご覧ください。障害者自立支援協議会は，障害者総合支援法89条の3『地方公共団体は，単独で又は共同して，障害者等への支援の体制の整備を図るため，関係機関，関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を設置するように努めなければならない』と

いうことを基に、この協議会が設置されています。

2番にそこで何をするのかというところが書かれています。地域のネットワーク構築、社会資源の開発、改善、相談支援事業所の運営評価、困難な事例のあり方に関する協議、5番の障害理解の促進および障害を理由とする差別の解消に関することということが一緒に行っている差別解消協議会の基になっているものです。6番として、障害者計画および福祉計画の進行管理に関することとなっております。計画を立てる際には皆様のご意見を頂いたり、出来上がった計画についてもご報告させていただいております。

3番の自立支援協議会のイメージというのは、こちらの図に書いてあるとおり一人一人のニーズをくみ上げて自立支援協議会でお話をして、それを計画、もっと大きくいえば法律に反映していくものになります。

4番が、調布市の自立支援協議会の体制で、今、皆さんが参加しているのが一番上のところになります。その下には3つのワーキンググループがあり、自立支援協議会で毎年地域課題を挙げていき、話し合う機会を設けています。本年度は『福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング』『障害理解促進ワーキング』『医療と福祉の相互理解についてのワーキング』の3つのテーマで話し合っていきます。

さらに下の運営委員会というのは、全体会で皆さんからご意見を頂いて、もう少し細かいところを次の全体会の時までには話を詰めたり、ご意見を頂いた内容についてももう少し細かいところを話し合うような場になります。その下のサービスのあり方検討会は、相談支援事業所の方たちが集まって、調布市の相談支援の質の向上を目的に連絡会や勉強会などを行っております。

そして、年に1回、自立支援協議会の中で講演会を行っております。昨年度は「コロナ禍の今、障害のある人の医療を考える」ということで、西田先生に基調講演を頂き、こちらに参加していただいている委員さんのパネルディスカッションやテーマを話していただいたものを、オンデマンド配信しました。このお話は、今回の「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」にもつながっているものになります。

○谷内会長

障害者差別解消支援協議会とこちらの会は兼ねておりまして、昨年度までは形式的に別立ての扱いにはなっていましたが、両方を兼ねているということ、この場で確認しておいて頂きたいと思っております。実は差別解消地域協議会を設置している所は、都内においてもまだまだ少数です。

(5) 調布市障害者総合計画について ※「調布市障害者総合計画」策定について参照

○事務局（障害福祉課）

先ほど障害者総合計画の進捗、意見具申、提言なども自立支援協議会の大きな役割の一つとご説明させていただきましたが、今後2年間かけまして、次期「調布市障害者総合計画」を調布市で策定を開始いたします。後ほど説明に出てきますが、その中で協議会により検討を踏まえた意見具申というものを頂くことを予定しておりますので、まずこの計画の内容と過去の意見具申等について、説明をさせていただきます。

資料の1、計画の位置づけです。調布市障害者総合計画というものですが、障害者福祉の分野で法律上、市町村が作らなければいけない計画が3つございます。

(1) 障害者計画, これは障害者基本法に基づくもので, 最も広く市の障害者施策全般に関する計画となっています。(2) が障害福祉計画, (3) が障害児福祉計画。名前が似ていて非常にややこしいのですが, 2番は障害者総合支援法, 3番は児童福祉法に基づくもので, 両方とも主に福祉サービスについて定める計画となっています。

それぞれ別々に定めてもいいのですが, 調布市ではこの3つを一体として調布市障害者総合計画と名前を付けて策定しています。今後2年間かけてこの3計画を一体として策定する予定です。

計画の期間ですが, 範囲の広い障害者施策全般に関する障害者計画は6か年計画で, これから2年間かけて策定するので始まりは令和6年度になります。障害福祉計画と障害児福祉計画は3年ごとに定めると国で基準が定まっております。今回は障害者計画の全面での改定になりますので, 前回の一部改定より, より範囲の広い計画となります。

2ページ目の検討体制をご覧ください。こちらの自立支援協議会でも地域課題についてご検討いただきますが, 障害者総合計画策定委員会を毎回設置して, そこを主な検討の場としています。市の関係部署, 庁内の市職員による連絡会も設置して, 検討内容の補佐を行っています。さらに今年度は, 市民福祉ニーズ調査という3年に1回のアンケート調査も行いますので, そちらとも連携して調査内容を検討し, 調査結果の分析なども含めて計画策定を進めていきます。

一番皆さんにご説明したいのは, 次の4つ目のところです。計画策定委員会とは別に障害者地域自立支援協議会から次期計画についての意見具申を頂いておりまして, 今回もそのようにお願いしたいと思っております。

4の検討スケジュールに関しては2年かけて進めていきますので, 今年度は4回, 来年度は8回の計画策定委員会を予定しております。令和5年初め頃の委員会で, 正式な意見具申を頂くということになるかと思えます。

過去に自立支援協議会から頂いた意見具申は, ご覧の通りです。今回は障害者計画を含めた全面改定となりますので, 検討の範囲もかなり広いものとなります。そのため, 意見具申をまとめていただく際には, ある程度, 広く捉えていただいていると思っております。過去にもこういう形で意見具申としてまとめられて, 市の計画に反映されていることを, 理解いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

○谷内会長

意見具申をこちらが出すのは大体いつ頃になりますでしょうか。

○事務局（障害福祉課）

令和5年の計画策定委員会の第3回が1月頃になると思っていますので, 第2回の全体会くらいでまとめていただくような形になると思いますが, そちらは事務局と調整させていただければと思います。

(6) 令和3年度相談支援事業所の報告 ※年間報告書参照

(7) 令和4年度の調布市障害者地域自立支援協議会の各ワーキング等の展開について

○事務局（ちょうふだぞう） 資料3-1参照

「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」について、ご報告いたします。本年度初めて立ち上がるワーキングで、就労面では課題が多いのですが、福祉サービスの利用を希望しない方を福祉にフィットしない方と表現させていただきました。発達障害や知的障害の方が主な対象になるかもしれません。通所先も働く場所もない方々がいるという現状が、日々の相談支援や就労支援の中で浮き上がっておりまして、今年度のワーキングのテーマに致しました。

新副会長の丸山先生を座長にお招きして、皆さまと一緒に考えていきたいと思っています。その様な狭間にいる方々の支援をされている関係機関の方々もメンバーとしてお招きしたので、ご報告を頂きながら課題を整理して、どのような社会支援が必要か、どのような支援体制や新しいサービスがあれば、フィットしない方々が生活しやすくなるのかを考えていきたいと思っています。座長の丸山先生から、一言お願いします。

○丸山副会長

座長を務めることになりました、丸山晃と申します。今、説明がありましたが、今までなかったテーマではあるのですが、障害のある人たちが地域で暮らしていく時に受けているサービス、例えば、介護の関係のサービスだったり、就労支援のサービスがあるけれど、本人の心と体の状態、もしくは将来の希望というものと合わないということが多々あります。そして、法律や制度上、障害の程度や障害の有無で利用できない人たちもいると思います。こういう人たちが、地域の中でどういう居場所を作れば生き生きとサービスを利用できるのかを検討できればと思っています。調布市の中で関わっておられる皆さんや当事者団体の皆さんの中でも、こういう事例があるよというご紹介やアイデアを頂ければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○谷内会長

丸山先生、ありがとうございます。それでは、続いて「障害理解の促進ワーキング」について、私から報告させていただきます。今年度から当事者の方の委員が少し入れ替わりまして、新たにお2人をお招きしております。私も加えていただけるなら、全員で当事者5人で運営している障害理解ワーキングになっております。

こちらの自立支援協議会では、本当に長い期間、こちらのワーキングを進めさせていただいています。この間、コロナ禍でもオンライン等を使いながら、障害社会モデルをどのような形で社会に浸透させていくか、市民の方に参加していただきながら、議論を進めてまいりました。

今年度は最終年になり、来年度には調布市のほうで、この当事者養成研修プログラムの事業化を進める方向で動いていただけることになっており、実際には調布市福祉人材育成センターの方で実施していただけることになっており、今年度のワーキングの目標としては具体的なプログラム、設計図的なものを作り上げて、それを福祉人材育成センターにお渡しする形で継続的に事業を続けていただけたらと思っています。

つい先日、横浜市の社会福祉協議会の方とお話しする機会があったのですが、ちょうど横浜市も同じような発想で障害当事者が社会モデルをベースにしながら、障害当事者が講師になって行う研修を今年度の1月から実施するというお話を伺いました。横浜市が先行して下さるので、そちらとも情報交換していきたいとお伝えしまして、非常に心強く思っているところです。先日終了した第1回目のワーキングの状況については事務局から簡単にご説明いただけたらと思いますので、よろしく願いします。

○事務局（希望ヶ丘）

7月5日に第1回のワーキングを実施しました。来年度に向けた事業化を実際に進めていく上で、プログラムを具体化していくために委員の方たちからご意見を頂きました。実際に事業化に向けて運営のところ、まだまだ課題はありますが、委員の皆さまや、他市の方からご意見を頂きながら事業化に向けて進めていきたいと思っていますところです。希望ヶ丘の障害理解ワーキングは以上になります。

○谷内会長

ありがとうございますでは、続きまして、「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（ドルチェ）

本ワーキングは今年度より新たに立ち上がったもので、その経緯と今後の展開についてご説明させていただきたいと思えます。以前より、障害のある方の医療受診等については、必要な情報が届かなかったり特性に応じた配慮が不足していたり、さまざまな要因によって医療へのアクセスが困難という状況がございました。昨年度の自立支援協議会第2回全体会の中でも、医療と福祉の連携が地域課題として挙げられまして、参加された障害当事者の方や関係者の方々から、多くのご意見が出されました。そのような声を踏まえて、4月20日から5月31日において調布市障害者地域自立支援協議会の講演会がオンデマンド配信されました。調布市医師会の西田会長の基調講演や、当事者や家族の方によるパネルディスカッションが行われ、障害のある方を取りまく社会情勢や市が実施した調査結果の分析、医療機関の現状、そして今後の課題について提起されております。こうした動きを踏まえて、本ワーキングでは障害のある方の医療アクセスの改善を図る第一歩として、この医療と福祉の相互理解についてのワーキングを立ち上げて、皆さんと一緒に検討を進めてまいりたいと思えます。

スケジュールについては2年間を予定しておりまして、今年度は会議を3回開催する予定です。第1回目は7月1日に開催されました。委員の皆さんから医療受診に関して課題や意見を多数、頂戴しております。医療側の障害理解を深める機会の創出や、在宅医療の拡大、病院同士の連携、障害に応じた特性への配慮、またそもそも医療につながらない方がいらっしゃる、そういった意見が出されました。今後、当事者および医療従事者双方からアンケートを取りまして、現状と課題を把握した上で具体的な取り組みや行動を起こすことを目指していきたいと思えます。説明は以上ですが、山本座長から何かございましたらお願いします。

○山本副会長

障害者の医療アクセスの問題というのは以前から水面下では、課題になっていたことでもあります。調子が悪いけれどもなかなか受診が難しく、放置していたら重篤な疾患が見つかった事例も聞かれていますので、協議会を通しての現状を明らかにするとともに、お医者さん側のお声も聞き、それを統計的に明らかにする中で課題を見つけていきたいと思っています。

その中で大きなことばかりではなくて小さな工夫、自閉的な傾向のある方に車で待機をしてもらって順番が来たらドクターが足を運んで車の中で診察をするだとか、あるいはドクターとの人間関

係をつくっていく，そういった小さな取り組みの中にもヒントがあると思いますので，実態を明らかにしながら何かの改善策が提言できればと考えております。

○谷内会長

続いて「あり方検討会」からご報告お願いいたします。

○事務局（障害福祉課）

サービスのあり方検討会は，市内の相談支援事業所による検討会になります。「相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化，調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有，情報交換等を図り，ひとりひとりの尊厳のある暮らしが満たされる社会を構築することをめざし，障害者福祉の増進に資することを目的」としています。参加は，市内の相談支援事業所 14 か所となります。

実施計画ですが，今年度は全 6 回を予定しております。そのうち第 2 回と第 6 回では，地域生活支援拠点会議を併せて開催する予定です。検討会の中で事例検討会や勉強会を開催予定です。昨年度の相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキングでの検討の結果，双方の顔が見える関係性の構築ができる場として当検討会での事例検討にヘルパー事業所の方にも参加していただき，共に事例について考え支援でのお困りごとや不安を共有できる機会を設けたいと考えております。また昨年に引き続き医療的ケアについての知識を深めるため，勉強会を開催する予定です。

○事務局（障害福祉課）

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る事業内容について説明いたします。調布市西町の調布基地跡地に福祉施設を整備していくと定められ，その跡地を活用して調布市の場合は入所施設のなごみや，通所施設のそよかぜ，すまいるを整備してきましたが，三鷹市が整備することとされている予定地がまだ空き地のままになっております。その活用方法を三鷹，府中，調布の 3 市で検討し，平成 29 年 6 月に一度プランをまとめて，ここに重症心身障害者，医療的ケアが必要な方の通所やショートステイ，そして知的障害者の方のショートステイの施設を設置する手続きを進めていくことになりました。

2 番の施設の概要については，再公募にあたって若干，事業内容が変更になっております。重症心身障害者を対象として 1 法人に通所と生活介護 20 人の通所と短期通所 6 人，それから重度知的障害者を対象として生活介護 20 人，通所 20 人のショートステイ，短期入所 9 人という，2 件のそれぞれ別法人での募集で今後進めていこうとしております。児童分野に関しては，前回は通所を入れましたが，今回は外しております。この辺りは，一定程度，民間法人等による整備が進んで事業所がこの間，増えてきていること，前回いろいろ必要なものをつめ込み過ぎた形で事業所が手を挙げにくくなっていたというところはあったので，範囲を狭めて公募をするという形を取りたいと思っております。

3 番の今後のスケジュールに関しては，今年度は住民説明会を開催し，事業者の正式な公募，ここで本事業をやっていただける民間法人を募集する手続きを行います。事業者の決定後，施設の建設を進め，令和 7 年度中に竣工し開設する予定です。

○谷内会長

では、事務局から運営委員の募集についてお願いします。

○事務局（希望ヶ丘）

運営委員の立候補についてご説明させていただきます。運営委員を皆さまから立候補あるいは推薦を頂きたいと思っております。運営委員会では自立支援協議会の全体の運用を行っていき、主な役割としてはワーキングの提案の選定や、次年度のワーキングテーマについて、ご意見を頂き検討していただくものになります。今年度も全体会委員の所属団体から推薦、立候補の方がいましたら7月31日までに事務局にご連絡いただければと思います。推薦や立候補が不在の場合は、事務局に推薦を一任させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(8) 障害者差別解消支援地域協議会

○事務局（障害福祉課）

平成28年の障害者差別解消法の施行を受けて、調布市ではこの自立支援協議会の中に障害者差別解消協議会を設置しております。この中では、過去、グループワークや勉強会を開催したり、差別解消関連の相談件数などを毎回紹介させていただいています。好事例となる合理的配慮や障害理解の促進を皆さんと共有し、各団体に持ち帰っていただいて、その合理的配慮等々を広めていただきたいという思いがあります。この会に参加した方も守秘義務があることをご理解いただいた上で事例等を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、相談は1件ありました。聴覚障害の方が健康診断でバリウム検査を希望したけれども、受けさせていただけなかったという内容です。その時に手話通訳を付けても駄目かということも尋ねましたが、それでも難しいと言われたそうです。以前健康推進課にもご相談をした結果、もし病院の設備、人員配置などで、どうしても受け入れが難しい病院もありますが、健康推進課のほうに相談していただければ探せますとのことでした。バリウム検査の問題は、差別解消法の問題だけでは解決しない部分も多々あるので、市としても取り組んでいきたいと思っております。

○谷内会長

ありがとうございました。まさにワーキングと関連するテーマになっていますが、今のご報告で何か質問やご意見等ございますか。

○A委員

健診は本当に重要なのでワーキングで深めてもらいたい。私は白内障の入り口で医療にかかり、高齢になれば誰でもなる病気で簡単な手術で終わると言われましたが首が動いたらアウトなので全身麻酔の必要があります。全身麻酔をして白内障の手術をしてくれる医療機関というのが難しいということでした。

2つ目は手術が終わった後の点眼が問題で、きちんとできないと失明に至ったり視力が大幅に落ちたりする場合もあると聞き、障害のある人は個々にいろいろなケースが生まれてくるので、どうしたら医療を受けられるかをワーキングで深めてもらいたいと思っております。

○山本副会長

健診のことに限らず、一般的にわれわれが普通に受けられる医療ということが難しい。その入り口で難しいということと同時に、その次のステップを踏んだ時に、その予後も難しいという話は、非常に今後の議論の一つの示唆を頂いたものとして受け止め、ワーキングで率直に話し合いたいと思います。

○事務局（障害福祉課）

この差別解消協議会の中では、東京都や国から差別解消法のことや関連した通知があった時には、こちらで報告させていただいております。東京都手話言語条例の成立について6月30日に市に事務連絡で報告されました。

こちらに書いてある条例のあらましでは「手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活ができること、共生社会の実現に寄与するため、必要な事項を定めます」と記載されています。

○谷内会長

ありがとうございます。非常にホットな話題ですね。ご意見ありますでしょうか。

○B委員

手話言語条例は、東京都は最後になるのではと言われていましたが、今回、無事に制定され嬉しく思っています。

オリンピックやパラリンピックの影響で、東京都も手話言語条例がないのかというのを世界から非難され、慌てて作ったという流れもあります。調布市でも手話言語条例を作ろうということで、今年度の調布市聴覚障害者協会の大きなテーマになっています。

最近、全国の自治体で手話言語条例を成立している所が増えてきております。特に府中市や埼玉県朝霞市とてもいい内容であると聞いております。そういう先進的な条例を参考にしながら、いい内容にできればいいと思っています。ぜひ皆さん、ご理解とご協力をお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

○C委員

これがなかったことでの不都合と、できたことによって良くなるところがどこなのかというのを教えていただきたいです。

○B委員

私たちが勉強不足なのですが、例えば聞こえない子どもたちが手話で学べるようなところ、また、ろう者だけではなく手話啓蒙のために一般の小中学校へも手話教育を普及するところが、この条例制定によってつながっていくと考えています。

○A委員

東京都で手話言語条例ができて、とても嬉しく思っています。こちらは都議会で多くの議員がワーキングチームをつくって初めて出来たものであるということが画期的だと思います。そして、

これに則ってコミュニケーション条例を作ろうという動きも出ていて、視覚障害者の方の点字はどうか、身体障害の方はどうか、失語症の方はというふうに、いろいろな方面に広がりを見せている議論が、また画期的であるというお話でした。

○谷内会長

ありがとうございました。この条例の最初の所にも書かれていますけれども、手話が言語であるという認識が必要です。手話はどうしても日本語の音声言語を補う立ち位置にあったと思います。でも、そうではなくてあくまで言語の一つだという冒頭の1行をわれわれが理解しておかなければならない。ここを認めることによって、当然、手話通訳が必要だという発想になっていかないとはいえないかと思います。今後の展開を期待しつつ、また調布市でできることをこの協議会の中で意見交換ができればいいと思っております。

○B委員

手話言語条例とは別のことにする意見を提示したいと思います。先月、調布市の図書館主催の講演会があり、ろう者が参加したのですが、手話通訳は付いていましたが、講演会が始まる前の司会者のお話到手話通訳が付いていなかったということがありました。講師の先生が話を始めたところからは通訳が付いていました。その講演会が終わった後、司会者が話すところから通訳してほしいと図書館の主催の人をお願いしたところ、司会者が話す内容は、事前に資料を配っているから、書いているから分かるだろうと言われました。そういうことと違うんですね。日本語の文章で理解する人もいますが、資料にあったとしても、手話でその内容を理解したい人がいるということをお願いしました。読めない人は、この講演会には参加しないようにということも言われました。そういう日本語が理解できない人は、こういう講演会には最初から来ないですよということと言われたんです。その障害者は当然、怒りました。そのような場合は、どうしたらいいのかということをお願いしたいと思います。

○事務局（障害福祉課）

まずダイレクトに図書館に言っていただいて構いません。担当課に言うとうまく伝わらなかった、もしくは対応について納得がいかなかったという場合には、今度は障害福祉課の窓口に来てください。障害福祉課が、担当課の方と差別解消のお話等々も踏まえて改善できるのか話し合いを持つことができます。ろう協の方に相談があった場合には本人からの連絡でなくても構いません。今回の件も障害福祉課から確認できます。

○谷内会長

なかなかご本人が市役所等に差別事例として連絡するというのは敷居が高く感じる方もいらっしゃると思うので、皆さま方、ぜひ団体の方が、こちらでご報告いただいて解決の方向に導いていくという方法でもあると思います。今後もこういう形でお持ちいただければありがたいと思います。

○D委員

軽自動車の自動車税の減免に行った時に、書かれてあることがよく見えないので混乱したことが

ありました。身体障害者1級で視力障害者2級ということが初めて分かったのですが、そのことで減額をしていただく時に、受付して下さった方が紙を差して「これ、あなたですよ」と言われたんですね。これって誰のかわからず「すみません。私は白杖を持っているから見えないんですけど、これはどこですか。何ですか」と聞いても、それが全然伝わらず、久々に市民課で混乱しました。

なぜ、この話をさせていただくかという、私は障害福祉課から差別解消法についてビデオでお話しさせていただいて、これは役所の皆さんが見るということで私もやらせていただいたのですが、結局、見ていないと思えました。少なくとも行政の方は、合理的配慮を徹底してほしいと思います。その合理的配慮が一番よくできていたのが市役所の総合受付です。白杖を持った人が入ると、ぱっと立ってくださって「今日はどちらに行かれますか」と言ってくださるんですね。これは完璧に合理的配慮だなと思います。

○谷内会長

ありがとうございます。昨年度、福祉健康部の研修をしていただきましたけれども、やはり市役所全体に対する研修のあり方と本当の意味での合理的配慮の伝え方ですよ。事務局の方にお持ち帰りいただいて、非常勤の方等も含めて質の向上をどう目指していくか、ご検討いただきたいと思っています。

○事務局（障害福祉課）

ありがとうございます。次回の全体会は11月10日(木)、場所は調布市民プラザあくろすの3階ホールの予定です。会場の都合と先生方のご都合で、午前中9時半からの開催になりますので、お間違えのないようにお願いします。

(9)閉会の挨拶

○事務局（希望ヶ丘）

これで第1回、調布市障害者地域自立支援協議会、全体会と障害者差別解消支援協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和4年度 調布市障害者地域自立支援協議会 第2回全体会 報告書

1 開催日 令和4年11月10日(木) 午前9時30分から12時

2 開催場所 調布市市民プラザあくろす あくろすホール

3 出席者 委員19名 事務局16名 傍聴2名

4 議題

- (1) 開会の挨拶
- (2) 各ワーキング等の中間報告について
- (3) 地域課題について
- (4) 次期「調布市障害者総合計画」意見具申について
- (5) 講演会について
- (6) 障害者差別解消支援地域協議会
- (7) 閉会の挨拶

5 議事録要旨

(1) 開会の挨拶

○事務局

令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会第2回全体会を開催いたします。本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。では谷内会長，進行をお願いします。

○谷内会長

おはようございます。本日は2時間で多くの内容を進めていく必要があります。後ほど地域課題について意見をいただいた方々から，説明いただきたいと思います。それでは，次第に基づいて進めてまいりますので，よろしくをお願いします。各ワーキング等の中間報告をちょうふだぞうからお願いいたします。

(2) 各ワーキング等の中間報告について

○事務局（ちょうふだぞう）

資料1の1を御覧ください。「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」になります。福祉サービスや就労が合わず居場所がない，社会的に孤立した障害のある方をイメージして，ワーキングを進めています。

第1回では，課題整理という点から，各関係機関の抱えている課題や感じていることを挙げていただき，相談・体験・居場所・自己理解という4つのキーワードを確認しました。

第2回では、ワーキングメンバーの方々が所属している社会資源の強みと弱みを共有し、ニーズを捉えるためのネットワークを想定して話し合いを進めました。

第3回では、ソーシャルファームという東京都（しごと財団）の試みで、就労が難しい方に有期限で工賃を補助的に出す取り組みがあるので、その担当の方をゲストスピーカーにお呼びしたいと考えています。そのような形で、課題の整理と新たな社会資源の創出を検討していきたいと思えます。

○谷内会長

ありがとうございます。続きまして、「医療と福祉の相互理解についてのワーキング」の報告をお願いします。

○事務局（ドルチェ）

資料1の3を御覧ください。こちらのワーキングでは、障害のある方の医療アクセスの問題、例えば、受診のしづらさや障害特性への配慮不足、かかりつけ医の確保が難しいという現状を把握した上で、どのような改善が見いだせるかを議題にしています。

第1回では、当事者団体の皆様が抱えている課題を挙げていただき、医療側と当事者側、双方にアンケートを取るようになりました。

第2回では、当事者や家族に対するアンケートに関して皆様から御意見をいただき、具体的な内容を検討しました。

今後につきましては、12月までにアンケートの内容を確定し、今年度中に調査を実施したいと考えています。そのアンケート結果を踏まえ、来年度その阻害要因や促進要因を改めて確認し、改善案を具体的に検討したいと考えています。

○谷内会長

ありがとうございます。では、障害理解の促進ワーキングをお願いします。

○事務局（希望ヶ丘）

第1回については、前回の全体会でお伝えしたので、第2回の報告をさせていただきます。資料1の2を御覧ください。

来年度、調布市福祉人材育成センターで事業化を進めている障害当事者講師養成研修のプログラム内容について再度意見交換しました。また、仙台市で障害当事者講師を育成し、当事者講師としても活躍されている方に仙台市の現状をお話しいただきました。

今後も、人材育成に向けた研修を検討し、研修を修了した当事者の方による障害理解の普及啓発ができる場の提供を検討していきたいと考えています。また、今後は市内の企業や学校等に対して障害理解に関するニーズのヒアリング調査も行う予定です。

○谷内会長

ありがとうございます。では、サービスのあり方検討会の報告をお願いします。

○事務局（障害福祉課）

サービスのあり方検討会は、市内の14事業所の相談支援専門員の方に参加していただき開催しています。今年度は、6月、7月、9月に3回開催しました。

第1回では、各事業所での困りごとや悩みについて共有し、第2回で各事業所の意見を出していただきながら話し合いました。その中で、就労にも通所にもつながりにくい方や、福祉サービスの利用につながりにくい方についての事例が挙がり、今年度の福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキングにつながる課題があるということを皆で再認識することができました。

第3回では、調布市子ども発達センターの事例提供により、事例検討を行いました。母への支援や他機関との連携等、家庭全体の支援について、各事業所から積極的な意見が出ていました。今後については、3つのテーマを掲げて開催する予定です。1つは障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の際の相談支援事業所の支援について考える。2つ目は、医療的ケアについて当事者から話を聞き、在宅療養の実態を知る。3つ目は、居宅介護事業所と合同での事例検討を予定しています。

○谷内会長

ありがとうございました。続きまして、地域課題についての意見交換を行うため、障害福祉課から説明をお願いします。

(3) 地域課題について

○事務局（障害福祉課）

地域課題について、10月に行った地域課題のアンケートにて、たくさんの御意見をお寄せ頂きありがとうございました。

希望ヶ丘を中心としているワーキンググループが、今年度で終了予定なので、来年度以降のワーキンググループを1つ検討することになります。その上で今回お寄せいただいた地域課題を整理しながら、次回のテーマを決めたいと思います。

御要望等が多くあると思いますが、調布市の地域課題として取り組みたい内容を募りたいと思います。本日の全体会の中で御意見をいただき、最終的には運営委員会で決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○谷内会長

ありがとうございます。当日配布の資料になっておりますので、御意見お寄せいただいた方から、直接御説明いただきたいと思います。ではA委員から順にお願いします。

○A委員

障害のある方が大きい病院等に受診する際に同行するサービスがありません。長時間・単発の仕事なので、ヘルパーの担い手がないという内容を出しました。

成年後見センターでは、判断能力が不十分な方の財産管理や、福祉サービスの契約、諸手続きの支援を御本人に代わって行う業務を担っており、直接介護をすることは行っていないのですが、必要に応じて職員で対応することがあるので、このような内容を書かせていただきました。

○谷内会長

ありがとうございます。では、B委員お願いします。

○B委員

学校で性教育を教えるはいけない風潮になってから20年近く経っており、近年性被害の相談が増えている印象があります。学校を卒業して作業所に行っても、コミュニケーションや人との距離感等、マナーを含めた性教育を学ぶ機会がないままの方が多と思います。

そして、市民一人ひとりに対して、障害理解を広めることが課題だと思っています。小学校では必ず教育課程に障害理解の学習が入っているので、子ども達が障害のある人と仲間として接し、実感できるような体験ができないかと思っています。

また、サービス等利用計画を作成できる事業所がないという点ですが、知的障害の方は御家族が長期的にセルフプランで作成し、成人に移行する時に作成を希望したり、親が高齢になった際に、相談支援事業所をお願いしたいと考える場合が多くあります。その場合、児童を中心に行っている事業所は選ばないわけです。また相談支援専門員が1人だけで行っている事業所の場合には、その方と相性が合わないことがあります。高齢になった御家族にとって必要な情報をたくさん持っている事業所が特に少ないという声が新たに寄せられています。

次に障害のある方の家族支援がないという点が挙げられます。調布市の基本計画や調布市教育プランにヤングケアラーについて書かれていますが、年齢が近い知的障害のある兄弟がいる、特に兄や姉であると、結果としてヤングケアラーになってしまい、兄弟が大きくなるにつれて、思春期に様々な問題が出るという事例が実際にあり、それに対して、公的な支援が必要だと思っています。

○谷内会長

ありがとうございます。続きまして、C委員お願いします。

○C委員

商工会の代表ということで、この場に出席させていただいています。下肢が不自由な御客様が整備の相談に何回か来店されたのですが、その後、全然来店しなくなりました。健常者の方でも、継続的に相談に来ない方もたくさんいますが、私共の気遣いや障害理解の不足があったのであれば、反省しなくてはいけないと思います。ただ、どこが悪かったのかがわからなかったもので、この会議で学ばせていただき、今後につなげたいと考えています。

○谷内会長

ありがとうございます。D委員お願いします。

○D委員

障害者地域活動支援センタードルチェや相談事業などで挙げたものを載せています。まず、身体障害のある方を送迎できる通所先や高次脳機能障害、介護保険第2号保険者の対応に特化した通所先が少ないという点が一番に挙げられます。

そして、災害時の不安が大きいという点も、多く挙げられている内容です。また、家族支援が必要

な方が非常に増えている印象があります。

必要なサービスや地域資源では、医療的ケアの方も対応できるグループホーム、高次脳機能障害の特性に配慮したグループホーム等多様な障害のある方が安心して暮らせる住まいの場が必要であると考えています。

また、障害のある方が集ったり話ができるような居場所が必要であると感じています。こちらは、福祉にフィットしない方の次の選択肢を考える内容とも関わってくると思います。

○谷内会長

ありがとうございます。続きまして、E委員お願いします。

○E委員

当事者自身が活躍・発信でき、障害理解を促進できる場が必要だと感じており、障害理解の促進ワーキングでそのような人材育成に向けて取り組んでいます。専門家が話す機会は非常に多いのですが、当事者自身が共に生きていく存在として、教育の段階で発信できるような機会が増えるといいと思います。

また、ライフステージにより必要な支援が変化するということがあるので、切れ目のない支援が充実し、全体的に支援できるような仕組みが必要であると思います。

○谷内会長

ありがとうございました、F委員お願いします。

○F委員

移動支援と行動援護を担える事業所が少ないことが課題であると思います。今は利用者がコロナで外出を控えているので事業運営が成立していますが、コロナ終息後、ニーズが一気に高まった際に非常に壊滅的な事業になることを心配しております。

2点目は、サービス等利用計画を作成できる事業所が不足している事が大きな課題であると感じています。精神障害の方は、希望ヶ丘とところの健康支援センターが2本柱となり利用者が事業所を選択できますが、知的障害の計画作成を中心的に担っているのは、ちょうふだぞうのみになります。

現在、ちょうふだぞうでは約250人の計画を立てていますが、待機している方が多数いる状況です。事業所の自助努力だけでは成り立たないので、調布市全体で考えていきたい課題であると感じています。

2番の地域資源のところでは、放課後等デイサービスを利用していた方が18歳以上になった後、夕方に利用できる送迎付きの日中一時支援がほしいという点と、発達障害のみの方が利用できる宿泊系サービスがないという点です。3点目は、移動支援、行動援護、短期入所を一体的に担える事業所があればよいと思います。短期入所の後に外出する等、幅広い地域生活を展開できると思っております。

○谷内会長

ありがとうございました。続きましてG委員お願いします。

○G委員

避難所生活等災害時の不安が大きいので情報保証が必要という点と、24時間365日相談できる所が必要という点を挙げました。困ったことが起きるのは、土日、夜中が多く、電話してもどこも通じないという意見が多く寄せられています。災害訓練、防災訓練を年に2～3回しているのですが、障害のある方に周知されることがないので、地域の方々に説明し、当事者も参加できる形を取れたらいいと思います。

○谷内会長

ありがとうございます。最初に説明がありましたように、今年度で私が担当させていただいている希望ヶ丘ワーキングが終了になりますので、それに代わって新たなワーキングが来年度から立ち上がります。このワーキングのテーマを決める作業が、今年度中に必要なもので、皆様方からたくさん御意見をいただきました。全て非常に大切なテーマであると思います。それと同時に、現在動いているワーキングで取り上げられるテーマもたくさん挙がっているので、現在のワーキングに盛り込みながら、進めてもらいたいと思います。それでは、他に御意見ありましたらお願いします。

○H委員

軽度の知的障害の方で、スポーツ観戦や観劇等にヘルパー等を使わず御自身だけで行かれるケースがあります。今はチケット購入時にインターネットを使用することが増えています。FC東京の味の素スタジアムでの観戦チケットは周囲のサポートで購入できるのですが、実際にスタジアムでQRコードを複数回提示する必要があり、複雑な仕組みになっております。知的障害の方の場合には対応が難しい状況が多々あり、サポートする側としても課題に感じています。

○谷内会長

ありがとうございます。いわゆる余暇支援であると思いますが、確かにそのように感じます。最近コンサートでも転売防止でかなりセキュリティーが高くなっているので状況が複雑化しています。

○I委員

障害福祉は、契約制度に変わり大きく変化しましたが、その改正の穴が出てきたと感じます。介護保険と障害福祉サービスを使っていますが、双方の連携がうまくいっているのか疑問に感じることがあります。

ケア会議を組めない障害のある方や御家族も多いと思いますので、障害福祉課が地域担当を置いて、全ての方に支援が行き届くように介添えをしてほしいと思います。

○J委員

私からは2点ありまして、1点目は、先ほどの意見と同様、障害理解の部分に向けた当事者発信です。福祉という枠組が、サービスや相談支援を受ける方向性でとらえている方が当然多いと思うのですが、当事者の体験や経験を他者に還元するような、支援のベクトルを逆に考える必要性を感じています。体験や活動を伝えていくことが、その方のやりがいや新しい活動の機会に繋がるので、

調布市福祉人材育成センターにて考えていきたいと思えます。

最近こころの健康支援センターでは、発達障害の大学生からの相談が増えました。非常に優秀な方も多いのですが社会に出る際にはつまづきがあり、まずは御家族のみで相談に来所する場合があります。そのような方への初回相談のあり方については支援者側が、本人にフィットするように考え方を少し変えていく必要があると感じています。

○谷内会長

ありがとうございます。この地域課題について丸山副会長からよろしいでしょうか。

○丸山副会長

皆様の意見を聞かせていただき、私自身も非常に勉強になりました。先ほど、希望ヶ丘から年齢別等ライフステージによって困りごとが変化するという報告がありましたが、サービスは障害別・年齢別で支援内容が異なります。介護保険と福祉サービス、児童福祉と障害サービスも同様に、別々に組み立てられていますが、1人の生活はずっと続いているので、家族の中に様々な課題があった時に、複数の人が入ることに疑問を感じます。

障害と介護保険のサービスの連携のように、同じ人に入るサービスでも障害、高齢のみの場合にはそれぞれでサービス担当者会議を開催しますが、法律をまたぐとその連携は意図的に動かないとつながらないことがあると感じました。

あと、移動支援、行動援護を担える事業所がない、高次脳機能障害や介護保険2号被保険者に特化した通所先がない等、特定の対象者へのサービスや、特定のニーズに対する担い手が不足しているという話がありました。これは、ニーズのあるサービスを提供できる事業者をどのように参入、もしくは育成できるかという問題なので、評議会もしくは行政の役割だと思いました。いろいろな人材育成の担当があるので、相談支援専門員やヘルパーの育成を強化するという支援策も今後考えられると思いました。

それと、先ほど出た意見にもありましたがICTの活用が進むことで、障害を持つ人や高齢者や子どもが利用しづらく、できないことと求められていることの間を埋める支援が必要になると思います。

例えば、高齢者に対してスマホ教室をやっている事業所や団体が他の自治体にありますが、知的障害を持っている人にやり方を教えるのか、違った支援をするのかを検討することも今後必要不可欠になると思います。ICTの進歩を止めてしまうと、便利な生活そのものが不便になるので、進歩しつつそこに取り残される人がいないようにすることもSDGsの考え方から重要だと思いました。

そういう意味では、生活にお金がなくて困っている人が、就労支援や生活保護や生活困窮者自立支援というセーフティーネットの網で張られるように、障害のある人が、自分のやりたい活動を諦めないようなセーフティーネットをどうやって作るのかが新たな課題として非常に重要であると感じています。

知的障害を持つ人の性的な被害の問題が、虐待や性教育と絡めて出ていましたが、障害を理由にする性的な虐待等については、犯罪構成要件にならないという刑法上の問題があります。そのため、当事者にきちんと拒否することの重要性、正しい性の知識等を伝えていくことは基本的な人権として大事だと思いました。

○谷内会長

ありがとうございました。では、山本副会長お願いします。

○山本副会長

4点感じたことをお伝えします。一つ目は、総合支援法になり様々なサービスが増えてきているのは事実であると思います。そういう意味では、量的なメニューの拡大は図れていると思いますが、そのメニューがあっても売り切れ状態であることが課題であると感じています。障害福祉計画策定の際に、市でもサービスの量と確保のための方策を考えておりますので、自立支援協議会における本日の議論も反映できるようにしてもらいたいと思います。

もう一点は、意見に挙がっていたその人に応じた相談支援や初回面談は、とても大事な視点だと思いました。サービスメニューのマネジメントのあり方も含めてになりますが、人のニーズや要望は非常に多様で、時代も変わり社会背景も変わっている中で、ヤングケアラーの問題等の新たなニーズが生まれてきています。その新たなニーズや障害特性に対して、これまでのパターンで対応するのではなく、どうブラッシュアップしていくのかという課題を取り上げてもらいたいと思いました。

3点目は、包括的な支援体制だと思っています。これまでも多問題家族やソーシャルファミリーサポートのようなものが課題になってきているという指摘はありますが、縦割りだけでは解決しないものなのでどう横串を刺していくのが地域の大きな課題だと思っています。重層的体制整備が今言われていますが、形だけではなくトータルにサポートできるような仕組みができると非常に良いと思いますし、自立支援協議会としても一つの方向性になるのではないかと思います。

4点目は、これまで支援というのは、本人次第であり本人の意思や自己決定に基づいた支援のあり方がクローズアップされてきましたが、あくまでも支援する側とされる側のような分け方で議論されてきました。当事者が発信することでピアサポートのような形で支援側に回る、あるいは本人自身が地域や社会を変えていく力があるということを改めて発信をしていくことも自立支援協議会の一つの役割であると感じました。

○谷内会長

ありがとうございます。私は北区でNPOを20年ほどやっており、現在は基幹相談支援センターも運営しています。

先日、ピアサポーターの養成研修を北区で開催しました。東京都もピアサポーター研修に今年度力を入れているところですが、5名定員で、肢体不自由の方を対象に募集をかけました。「ピア」と「カウンセリング」をつけて「ピアカウンセリング」というのは、専門性を否定しながらもカウンセリングを行う点に非常に違和感があったのですが、今回「ピアサポーター」という言葉が一般的になってきたので募集しました。

定員を埋めることができたのですが、驚いたことに全員年齢層が高い中途障害の方で、横のつながりがなかったのでこういう場が欲しかったと言う意見が多く聞かれました。制度的には介護保険でも総合支援法でも使えるサービスがあるのですが、使うまでには至らない方も多く、繋がりを求めているわけです。基幹相談においては多彩な相談が多いので、非常に大事なところを見失っていたと改めて感じました。

そして、役に立ちたい、障害を持った経験を還元していきたいという強い思いを持たれていることに非常に驚かされました。来年は知的障害のピアサポーターをやるので、今回受講された方々を大事にしながらドルチェサロンのような形を北区でも展開できればいいと思います。潜在的に地域に埋まっているピアが持つ力を発掘して輝かせるような仕掛けを作ることが大切であると感じました。

その中で、やはり第2号被保険者の方々は、高齢者の方と一緒にサービスを使うことは精神的にもプログラムのにもかなり厳しいと思います。今後その層の方が増えてくると思うので、その辺りのニーズに合った受け皿、居場所をどのように作っていくかが大事であると感じています。

○谷内会長

次に調布市障害者総合計画の意見具申について、各事業所からお願いします。

(4) 次期「調布市障害者総合計画」意見具申について

○事務局（ちょうふだぞう）

資料2の1をご覧ください。非常時のネットワーク作りワーキングからは「非常時に備えた通所系事業所と相談支援事業所の連携強化が必要」という意見が出ました。背景としては、東日本大震災以降、市全体で避難所の整備を進めていく中、障害のある方が一般の避難所に行きにくいという課題と事業所が休みの時の不安が大きいので、行政が事業所と連携した対応が必要という意見が挙がりました。非常時は、主に水害を想定して議論しています。

最初の2年間は、相談支援事業所と行政との連携を中心に議論し、安否確認リストの作成や相談支援事業所の初動について検討しました。令和2年度からは「災害時の通所系事業所との福祉ネットワークの形成と自主避難所について」にテーマを変更し、プロジェクトチームを派生して具体的な内容を話し合いました。

通所系の事業所が自主的な避難所になれるかを検討しましたが、調布市で水害時に複数の福祉避難所の開設や車両で避難できる避難所の開設、非難時の送迎バスの検討も進んでいたため、プロジェクトでは通所系事業所とのネットワーク形成と連携の仕方について話し合いました。また、災害時の避難場所や避難方法について、障害のある方への周知が不足しているため、サービス等利用計画にリンクした個別避難計画が必要であるという意見が挙がりました。今後の取り組みについては「ちょうふ災害福祉ネットワーク」において展開と拡充を図っていきます。

○谷内会長

ありがとうございます。次のワーキングをお願いします。

○事務局（ドルチェ）

資料2の3をご覧ください。相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキングからは「障害福祉サービスの円滑な導入のための仕組みづくりが必要」という意見が出ました。このワーキングの発足の背景としては、障害福祉サービスのヘルパーを探す際に、希望している曜日や時間に稼働できるヘルパーが見つからず、80件近くの事業所に断られたり、1年近くお待たせしてしまうことがありました。

また、ヘルパー派遣後も長時間の支援枠に対応ができず、障害特性の理解が難しいことから円滑なサービスが調達できない等の課題がありました。それを踏まえた上で、新規サービスを効率的に導入する方法や導入後の継続的な利用について協議する必要があり、このワーキングが発足されました。

検討内容につきましては、当事者やヘルパーの方々と議論を重ねた上で、令和元年度に233カ所の事業所にアンケートを送付し、70件近くの回答が得られました。その結果、相談支援事業所とヘルパー事業所の関係性が希薄であるという点、障害の程度や受傷から現在に至るまでの経過への理解が不足しているという点、障害分野の支援への人材育成のフォローが少ないという3点の課題が挙げられました。今後の取り組みとしては、ヘルパー事業所の方々をサービスのあり方検討会に招き、一緒に困難事例の協議をすることにより関係性を築き、障害の理解を深めていきたいと考えています。

○谷内会長

ありがとうございます。では、最後のワーキングをお願いします。

○事務局（希望ヶ丘）

資料2の2をご覧ください。障害理解の促進ワーキングからは「障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場が必要」という意見が出ました。背景としては障害者差別解消法等のキーワードが挙げられておりましたが、当事者からの発信に視点を置いています。

平成29年度から当事者を主体とした障害理解のあり方や障害理解を促進するための仕組みについて協議してきました。そこで、社会モデルの視点から発信できる当事者講師の研修の実施と当事者講師が合理的配慮の必要性を市民に向けて普及啓発できる場が必要という2点の課題が挙げられました。今後の取組としては、一般市民に向けた研修を実施し、当事者が継続的に発信力をつけられる育成プログラムや仕組み作りをしていきたいと考えています。もう一つの取組としては、調布市内の企業や学校へのヒアリング調査を行い、当事者が障害理解について発信することにより地域交流を図ることができればよいと考えております。

○谷内会長

ありがとうございます。皆様から質問ありますか。

○I委員

個別支援、防災計画のところで個別支援計画が非常に重要だと思いますが、具体的にはどれくらい立てられているのでしょうか。

○事務局（ちょうふだぞう）

ちょうふだぞうの報告になりますが、現在10人前後の個別避難計画を調布市のフォーマットに沿って作成しました。御本人と避難場所や持ち出すもの等の確認しました。

○谷内会長

ありがとうございます。事務局から意見具申の予定をお願いします。

○事務局（障害福祉課）

福祉計画策定委員会が2年間で行なわれており、今年度中に意見具申を出す予定です。その際に新しいワーキングについても、計画に折り込んでほしい内容があれば追加することができます。

○谷内会長

ありがとうございます。今の意見を含めて、さらにブラッシュアップして提出してもらえればと思います。その他いかがですか。

○B委員

第一小学校の校長先生が途中退席されたのですが、託されていた意見がありますので代わりにお伝えします。第一小学校には、特別支援学級があるため、小学3年生の教育課程で障害理解の学習を入れ、調布特別支援学校と長期的に交流していると伺いました。障害者計画、総合計画の中には、教育の課題も入っているので、教育機関で積極的に交流を図ることを意見具申したらどうかという提案がありました。今年は調布市教育プランの改定の年なので、そちらに盛り込めることが望ましいという意見もいただきました。

また、性教育については、SNSの児童ポルノや写真送付の被害が多くなっており、学校でも非常に課題であると感じているとのことでした。特に、判断力の弱い軽度の知的障害の方が巻き込まれるケースもあると聞いているので、来年度の教育課程に犯罪被害を防ぐ内容の教育が入る予定になっているとのことでした。

○谷内会長

報告ありがとうございます。G委員お願いします。

○G委員

防災についての質問があります。小学校などで開設される避難所はどなたでも受け入れると思いますが、3日後は和室のある建物に障害のある方々が移動するという指針は間違いないでしょうか。

○事務局（障害福祉課）

水害と震災では状況が変わりますが、水害時には障害者や要配慮の方が移動できる場所としてすこやかと調布市総合福祉センターと地域福祉センターがあります。前回の水害時に、避難所を順番に開設したことにより非常に混雑しましたので、事前に開設される場所を情報提供できるように総合防災安全課の方で動いています。

地震のときは、17か所の福祉避難所が設置されます。ツイッターやホームページで発信しますので、そちらで確認していただく形になります。直接避難できる場所と協定を結んでおり、調布市としても大学のホールや民間の所で開設できる場所を提供していただいているところです。

○谷内会長

ありがとうございます。意見具申については多くの意見をいただきましたので、計画策定委員会

に提出していただくようお願いいたします。それでは、講演会の報告をお願いいたします。

(5) 講演会について

○事務局（障害福祉課）

令和4年度の調布市障害者地域自立支援協議会の講演会の報告をさせていただきます。今年度のテーマは「罪を犯した障害のある方のその後の地域生活」で、罪を犯してしまう障害のある方の状況を市民の皆様に理解していただき、地域で温かく見守る土壌を作っていくことを目的としております。今回も、昨年引き続きオンデマンド配信の形で2月1日から1か月間公開する予定です。講演の内容は、第1部は武蔵野大学人間科学部社会福祉学科の木下教授の基調講演と罪を犯した障害当事者の方の現在の支援の実践についてインタビューの動画放映、第2部では木下教授と内閣官房で障害者雇用専門支援員や法務省若年受刑処遇プロジェクトアドバイザーなどをされている加藤公一様とのトークセッションを行う予定になっております。

○谷内会長

ありがとうございました。それでは全体会は終了し、障害者差別解消支援地域協議会を行いたいと思います。事務局からお願いします。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会

○事務局（障害福祉課）

差別解消協議会の中では、相談事例があった時に内容を共有し、国や都からの情報を共有する場にさせていただいています。

今回の相談内容は、障害をクローズで働いていた方から、職場に感覚過敏があるということをお伝えしたところ、それに対して快く対応してもらえなかったという相談でした。白いものを見ていると目が疲れてしまうのでサングラスをかけさせてほしいと伝えましたが、拒否された、紙の上に色付きの下敷きを置きたいと伝えましたがそれも断られたという内容でした。クローズで働いている方なので障害者の合理的配慮としてどこまで踏み込んでよいのか悩みどころでした。

御本人の希望により職場の担当の方に連絡したのですが、サングラスに関しては真っ黒なものは避けてほしいが色付きの眼鏡であれば良いと伝えたとの返答でした。下敷きについては、国の委託契約にかかる業務を行っている都合上、私物を持ち込んではいけない事情を話したとのことでした。担当の方と御本人でお話してもらい、就労を継続しているという経緯がありました。それ以外の相談はありませんでした。

東京都手話言語条例にかかる資料をお配りしました。こちらには東京都の責務や都民の利用者の役割等、主な施策が詳しく記載されています。また、デフリンピックが日本開催決定ということが載っておりましたのでその案内も配布いたしました。

○谷内会長

以上3点について報告いただきました。今回、たくさん地域課題が挙がり、口頭でも追加でお話をいただきました。非常に貴重な皆様の意見が文字化されておりますのでこれをどう形にしてい

かが大切であると思います。

そのためには、次年度のワーキングの中に組み込んでいくということと、計画の中にも反映していけるところもあるのではないかと思いますので、有効に活用していただければと思います。地域課題については、事務局で次年度のワーキングテーマを選んでいただくことになると思いますので、一任いたします。

○事務局（障害福祉課）

事務局の方から委員の皆様に御了承頂きたい案件があります。毎年東京都における自立支援協議会の動向について調査があり、各自治体が自立支援協議会の議題内容やワーキング内容等を報告しています。その内容が集約されて冊子となっているのですが、その中には自立支援協議会委員名簿もあり、他市では委員の方々の個人名を公表しています。調布市では、これまでの慣例に従って役職や所属のみを公表していましたが、今回委員の皆様の御了承を頂けましたら、来年度以降は公表していきたいと考えています。もし、個人的な理由で個人名の非公表を希望される場合は対応いたしますのでお申し出ください。よろしくお願いいたします。

（7）閉会の挨拶

○事務局（ドルチェ）

次回の第3回の全体会は令和5年3月16日木曜日14時半から、場所はたづくりの大会議場で行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会第2回の全体会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和4年度 調布市障害者地域自立支援協議会 第3回全体会 報告書

- 1 開催日 令和5年3月16日(木) 午後2時30分から4時30分
- 2 開催場所 調布市文化会館たづくり 大会議場
- 3 出席者 委員21名 事務局17名 傍聴4名

4 議題

- (1) 開会の挨拶
- (2) 調布市障害者総合計画の進捗状況報告
- (3) 令和5年度の調布市の事業について
- (4) 調布市地域生活支援拠点の運営状況報告
- (5) 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会各ワーキング等の報告
- (6) 地域課題と来年度のワーキングテーマについて
- (7) 障害者差別解消支援地域協議会
- (8) 閉会の挨拶

5 議事録要旨

(1) 開会の挨拶

○事務局(ちょうふだぞう)

令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会第3回全体会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

コロナウイルスの感染症対策は、国の方針が3月13日から緩和されています。ただ、会議の場ということもありますので、可能な範囲でマスクでの着用をお願いします。

年間報告書に関して2点訂正があります。第2回の全体会で東京都の報告書等に他の自治体は委員の名前を載せているため、調布市においても名前を載せてよいか確認した箇所が抜けておりましたので、追加しています。

もう一点、本日委員より発言内容が若干違うという指摘を受けましたので、改めて訂正のうえ年間報告書を皆さまにお送りします。

では、ここからの進行を会長の谷内先生にお願いします。

○谷内会長

皆さん年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。では、次第に沿って進めます。調布市障害者総合計画の進捗状況報告について、事務局からお願いします。

(2) 調布市障害者総合計画の進捗状況報告

○事務局（障害福祉課）

資料は各サービスの年度推移が一覧になっています。これは、調布市障害者総合計画のうち、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画について計画で見込んだサービス量に対して利用実績がどの程度あったかまとめたものです。

障害福祉サービス等の年度推移一覧の「令和4年度推計値」を御覧ください。現行の第6期と第2期障害児の計画は令和3年度から5年度までのものです。なお、令和4年度はまだ終了していないので、数値は令和5年1月提供分までの実績を基にした推計の値となっています。また、資料に訂正があります。令和3年度のところにも「推計値」との記載がありますが、こちらは実績となります。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

まず初めに、訪問系サービスは居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等、ヘルパーを利用するサービスを総称しています。この訪問系サービスでは、新型コロナウイルスの影響で特に外出系の同行援護、行動援護は令和2年度は大きく減少しました。令和4年度実績では、視覚障害者向けの同行援護ではコロナ前を上回るまで回復していますが、主に知的障害者対象の行動援護は引き続き利用が低迷している状況です。

次に、作業所等の日中活動系のサービスでは生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型等のサービス利用が計画値以上に伸びています。就労移行支援、就労継続支援においては、令和3年4月からの報酬改定において、在宅でのサービス提供（実際に事業所には通所せず、在宅でプログラム提供を受け、電話やメール等を通じて進捗確認や助言を行う利用形態）が恒常的なものとして認められたため、利用が増えていると感じています。

次に、居住系サービスは施設入所、グループホーム等です。施設入所は年度途中で入退所もあったことから年度合計としては計画値以上となっていますが、減少傾向にあります。グループホームを指す共同生活援助は、今年度6か所の新規開設があったことから、引き続き増加しています。

続いて、サービス等利用計画の作成等の相談支援です。これは、市内の事業所が不足していることにより、サービス利用者全員に計画を作成することを前提とした計画から大きく遅れている状況が続いています。今年度相談支援事業所の増減はありませんでしたが、令和5年3月末で1事業所が登録を更新しない予定です。それに伴い、来年度は1事業所減る形となりますが、利用実績はなかったため、利用者に影響は出ないものと考えています。簡易的なセルフプランを利用している方は、計画相談支援では約4割、1,915名の対象中699名、障害児相談支援では約6割、652名中407名となっています。

続いて児童通所サービスでは、利用の多い児童発達支援、放課後等デイサービス共にここ数年では伸びが鈍化する傾向にありますが、拡大は継続しています。

次に地域生活支援事業です。主要なサービスのみ抜粋しております。移動支援、日中一時支援については昨年度に続き、新型コロナの影響で利用実績が少なくなっています。

最後に令和4年度中の新規事業所の開設状況について報告します。今年度はグループホームの開設が6か所と、昨年に比べ3か所増設しています。令和3年度・4年度共に、成人対象の通所施設の開所はありませんでしたが、児童発達支援、放課後等デイサービスの児童通所施設が今年度2か所開設しています。

○谷内会長

まだ昨年度はコロナの状況からサービス量も減っているところではありますが、全体的に回復傾向にあるという明るい状況が垣間見られる報告だったと思います。

(3) 令和5年度の調布市の事業について

○事務局（障害福祉課）

資料の前段は、パラハートちょうふの理念の下、共生社会の充実に取り組むという目的が書いてあります。

令和5年度の当初予算案は障害福祉課所管の一般会計の歳出予算ですが、前年比よりも9.3%増で約98億円です。市全体の予算が997億円余で、そのうちの9.8%つまり1割を占める予算規模になっています。子供や高齢・生活保護等、全て合わせた民生費の予算が市全体の半分以上で、その5分の1を障害の予算が占めており、とても大きな予算規模となっています。それは元々ではなく、伸びてきて今の大きさになっています。

個別の事業について説明いたします。主に5点です。

1点目は、今説明がありました障害者総合計画の策定です。令和4年度からスタートし、令和5年度も引き続き策定し、令和6年度からの計画を作っていきます。

2点目は、地域共生ふれあい商店等補助事業の延長で、こちらは市内の商店がバリアフリー化を実施するために必要なものを購入した際に補助する事業になっています。最後に令和4年度の実績を載せていますが、令和3年度から増えて52件で、令和3年度を上回る合計額が予想されています。

続いて3点目、パラハートちょうふの取り組みの推進です。パラハートちょうふは、市が東京2020大会を契機に作ったキャッチフレーズで、いろいろなイベントや冊子に入れることで、共生社会を推進することを市民に伝えて取り組んでいます。

4点目は、国領7丁目障害者施設の整備です。こちらはまだ仮称となりますが、「第2デイセンターまなびや」と「ワークライフカレッジちょうふ」を整備するものとなっています。こちらは、先月2月23日にNHKで話題として取り上げられて放送されています。

最後、5点目は障害者スポーツ振興への取り組みの推進です。こちらは大きく2点あり、1点目は、障害福祉課とスポーツ振興課合同の話し合いの場に福祉団体やスポーツ団体にも参加してもらい、障害者が日常的に運動する機会をどう確保するのかを検討しています。

2点目は、FC東京が行っている発達障害・軽度の知的障害者を対象とした「あおぞらサッカースクール in 調布」です。こちらは大変人気があり、待機者が出る状態となりました。その対応としてFC東京と協議した結果、何とか1クラス増やすことができましたので、令和5年度は待機者が出ているクラスを増やして実施する予定です。

予算に関わるものとしては、障害福祉サービスが計画の中でも実績値が上回っているため、大きな要因として障害福祉課の予算が増えているという状況です。

○谷内会長

ありがとうございました。報告に対して、何か御質問、御意見はありますか。

○A委員

ここでお聞きすることではないかもしれませんが、総合福祉センターが建て替えになると聞きました。移転するかどうかの問題と同時に、中身の計画をどこから進めるのか、概要を伺いたいです。

○事務局（障害福祉課）

総合福祉センターの移転については、市の委員にもセンターの移転に伴う検討会に出席してもらい、いろいろな御意見を頂いています。検討会の内容について細かくお話しすることは時間の都合上できませんが、障害福祉課も事務局側として参加しています。障害福祉課の職員にも伝えましたが、総合福祉センターの移転は福祉総務課が所管ですが、内容については主に障害者なので、予算はありませんが障害福祉課が大きく関わっていかなくてはならないと思います。中身の議論はまだ始まっていませんが、最低限、現状の事業が移転後も続けられるように障害福祉課から意見を発信したいと思います。

また、移転となれば調布駅前から京王多摩川駅前に変わるので、安定的な事業を継続するには難しいこともあると思います。それは調布市役所敷地内でフロント機能的な相談窓口を整備し、福祉総務課とも一緒に検討していきたいと思います。皆さまからの御意見も福祉総務課で聞く場を障害福祉課も同席の上予定していますのでよろしくお願いします。

○A委員

1点目は、移転の検討委員会はまだできていないというところ方でいいでしょうか。2点目は、中身の検討をする際に障害者団体が参加する協議会は作るのでしょうか。最後は、2点目の協議会で話された内容を自立支援協議会でどう報告するのでしょうか。

○事務局（障害福祉課）

今の事業や移転後については、最低限ですが具体的に話し合われています。先程の調布駅周辺もしくは調布市役所敷地内のフロント機能で行う事業についての整理はこれからです。

さらに、移転することにより調布市社協で事業のやり方等を工夫する必要もあるかもしれません。利用団体からの要望の場は今後設ける予定です。

○A委員

新しい事業や建物等いくつか事業計画があると思います。その際に私たちの意見を聞きながら、全国に誇れる福祉計画をつくってほしいと思います。

○事務局（障害福祉課）

当然、移転するからには今より後退することなく、メリットが感じられなければ利用者や関係団体、市民の納得も得られないと思うので、障害福祉課から強く言いたいと思います。

○谷内会長

2番の補助事業は差別解消のためにも非常に注目していますが、この事業の評価をどのようにされているのか気になります。申請数は増えているということですが、この導入によりお店を利用する障害者側がどう変わったかという評価についてどのようにお考えですか。

○事務局（障害福祉課）

市議会の中でも話し合われていますが難しいところです。商店の段差の解消や、和式トイレから洋式トイレに変わったという物理的なものは把握できますが、変更後利用者がどのように利用しやすくなったと思っているのか、今までと一緒だと思っているのかは評価しにくいので、障害者側にアンケートを取るといった意見も出ていますが実行できていません。

また、多くの商店がバリアフリー化したのであれば、利用してもらうために情報を届ける必要があります。その手段として、Google マップのようなインターネット上の地図に商店や障害者が利用するために必要な設備の情報が載っているアプリを作って発信する手段を今検討しています。アプリについては、無名のものでは周知に時間を取られてしまうので、ある程度使われているようなアプリに便乗する形にしたいと思っています。

○B委員

今の件について、私が体験した感想をお伝えします。とても小さなお店で、和式トイレで盲導犬も入れませんでした。ある日トイレが洋式になっており「今度、犬を連れてきても良いですか」と聞いたら「大丈夫ですよ」と言ってくれたので、この事業で改善されたのかと思いました。それからまだ行く機会はないのですが、小さいところでも変わったことがとても嬉しく思いました。

○谷内会長

それでは、調布市地域生活支援拠点の運営状況報告について、事務局よりお願いします。

(4) 調布市地域生活支援拠点の運営状況報告

○事務局（障害福祉課）

まず、地域生活支援拠点について簡単に説明いたします。1番は、相談やグループホーム等の体験、緊急時の対応といった障害のある方の地域生活支援に必要な機能を集約した拠点を全国の区市町村で整備することを平成30年度から国において定められています。拠点というと一つの大きな建物というイメージを持ちやすいですが、面的整備という地域において複数の機関が分担して役割を担う形でも可能とされています。調布市は、平成31年4月から面的整備で拠点を運用しています。

また、以前より拠点に参加する相談支援事業所を中心に連絡会を開催しており、その中で相談支援事業所が拠点の一部として市に支援会議の報告を行い、地域課題を抽出することにより、報酬上の加算が取れるようになりました。

別紙にあるとおり、具体的な利用者のカンファレンス等で課題に挙がった、このような資源が調布市にあればより支援がしやすくなるという意見や、日々の相談の現場で感じた内容を報告してもらうことが加算算定要件の一つになっています。

それを自立支援協議会に報告することが要件の一つになっています。内容について簡単に説明すると、ヘルパー事業者の充実・連携、多様な居場所（いわゆる福祉作業所や通所施設でないものを含む）です。そして、グループホーム等の居住の場、人材育成、糖尿病やおやつ選び方の支援も含めた健康づくりの支援、それから医療体制へと続きます。さらに他機関との連携、介護保険や医

療との連携や複合的な課題・家族全体への支援となっています。今お伝えした内容の一つひとつは各相談支援事業所が日々の個別支援で感じた課題となっています。細かい説明は時間の関係でできませんが、今後協議会での議論や課題設定等に活用してもらえればと思います。

○谷内会長

ありがとうございました。多くの課題が挙がり、それぞれのワーキングにつながる課題もいくつか散見されますので、取り組みそうなところは参考にしてもらいたいと思いました。

続いて、令和4年度ワーキング報告を事務局からお願いします。

(5) 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会各ワーキング等の報告

○事務局（ちょうふだぞう）

このワーキングは市民活動支援センターやこころの健康支援センター、子ども・若者総合支援事業、保護司会、親の会の方をワーキングメンバーにお呼びし、副会長の丸山先生を座長に進めてきました。

福祉になかなかなじめない方や、既存の福祉サービス・作業所等、先ほど地域生活拠点の報告にもあった居場所がないような方が次にどのような選択肢が考えられるかという趣旨で行っています。

第1回目は前回報告しましたが、各委員から事例を提供してもらい、共通のキーワードを抜き出しました。主に、就労やボランティアの体験ができる場所がない、自身の障害について学習や自己理解できる場所がない、福祉サービスでは障害を意識させられる場も少なくないので誰でもない居場所や相談できる場所がないというものでした。そのような課題と現状を整理し、具体的な制度や新しい仕組み等を2回、3回のワーキングで学びました。

また、第3回目のワーキングではソーシャルファーム（ファーム：社会的な企業）という、東京都に限ると5年間に限り運営費や人件費等の補助が出る制度があり、その実例について東京しごと財団の担当の方を招いて研修形式で学びました。

現状、30時間以上働けないと障害者雇用は難しいですが、ソーシャルファームは障害を持ってなくても、子育て中でも幅広く勤務ができるような仕組みで、5年間は給料等、運営が保証されるので、新たな雇用先や就労体験の場として可能性があると感じました。

第4回目のワーキングは2月に仙川町にあるコミュニティカフェを見学しました。コンセプトとしては、カフェの形ですが注文しなくても何もしなくてもいい場所です。非常にゆったりとした空間の中で相互に助け合う仕組みもあり、これもソーシャルファームと併せて居場所としての可能性を感じました。

このワーキングでは、1年目は学習と課題整理を行い、来年度はそれを調布の現状や課題にどう落とし込めるか検討し、ソーシャルファームやコミュニティカフェをいかに実践につなげていくかを考えていきたいと思っています。

○谷内会長

では、障害理解の促進ワーキング、お願いします。

○事務局（希望ヶ丘）

「障害理解の促進ワーキング」の第3回目は1月30日に実施しました。障害理解の取り組み状況に関するヒアリング調査を小田急バスと電気通信大学で行い、その結果を共有しました。詳細は結果報告を御確認ください。今まで企業や教育機関とのつながりが少なく、今回調布市の取り組みを知ってもらう機会にできたことは、とても大きかったという意見が挙がりました。

また、今年度から横浜市でも障害当事者講師養成研修が始まるため、実際に携わっている谷内先生から運営状況等を聞きました。そして、養成研修の運営やプログラム内容について改めて最終確認を行い、今後は福祉人材育成センターを窓口を実施する予定です。

第4回目は3月7日に実施し、講師像や研修終了後の体制について、各委員から意見をもらいました。講師像については、ユーモアがある人や社会を変えていく人等、さまざまなワードが挙がりました。終了後の体制については、市民活動支援センターの出前講座や教育機関等との連携という意見もありました。また、今年度で最後のため、振り返りも行いました。

6年間続いたこのワーキングではたくさんの当事者に参加してもらうことができました。内容としては、障害理解・社会モデルの理解や、発信できる障害当事者の人材発掘・育成、普及啓発を中心にたくさんのイベントや研修を実施することができました。まだ検討する内容は多くありますが、来年度から福祉人材育成センターで研修が事業化されることは、大きな成果の一つと考えています。

○谷内会長

それでは、医療と福祉の相互理解についてのワーキング、よろしくお願いいたします。

○事務局（ドルチェ）

このワーキングは、障害のある方の身近な地域の医療アクセスの現状を把握すると共に、より一層医療と福祉の相互理解を深めて、アクセスをよりよくするための方策について考えるワーキングとなっています。

まず、医療側・当事者側の現状把握のためアンケートを取ることにとなり、検討を進めました。2月に当事者と家族側のアンケートを1,000通送り、回答率は47.1%でアンケート用紙とGoogleフォームを活用した形の両方で行いました。今後、集計します。

また、医療側のアンケートについては第4回目のワーキングで検討を進めました。医師会の西田先生に素案を作ってもらい、委員からの意見も含め、よりブラッシュアップしたアンケートを作成し、医師会に依頼する予定です。アンケートはかかりつけ医の部分、身近な地域の医療の状況と健康診断の2つを大きな柱として、促進要因や阻害要因について意向を聞く内容となっています。

このワーキングは2年間行い、来年度で終了の予定です。来年度はアンケートの状況を踏まえ、問題点とできることを考えていきたいと思えます。

○谷内会長

それでは専門部会、サービスのあり方検討委員会の報告をお願いします。

○事務局（障害福祉課）

サービスのあり方検討会は、市内の14か所の相談支援事業所の相談支援専門員が参加して開催しています。第4回の内容について報告します。

第4回目は11月21日に開催しました。内容は障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の際の相談支援事業所の支援について考えるという内容で、地域包括支援センターの職員に出席を依頼し、実際の事例を通してスムーズな移行のための相談支援事業所の関わり方について検討しました。65歳を迎え、障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行するには、相談支援専門員も介護保険サービスについて知識を持ち、早めにサービスの違いを説明し、日単位、週単位の生活のイメージを当事者と共有できるとよいと全体で認識することができました。

今後は、医療的ケア児・者が利用できるサービスについて理解を深めること、居宅介護事業所と合同での意見交換と記載していますが、報告書の提出後に開催したので報告します。

医療的ケア児・者の対応については、当事者から在宅生活のこと、相談支援専門員に知ってほしいこと等を話してもらう内容を予定していましたが、諸事情により今年度の開催は中止になりました。日程を変更し、2月20日に障害福祉課より医療的ケア児・者が利用できるサービスについての研修と、児童と成人の事例を通して医療的ケアがある方の生活やサービスについてのグループワークを行いました。

次に、居宅介護事業所との意見交換は3月6日に行い、その内容と併せて第2回目の地域生活支援拠点会議も開催しました。居宅介護事業所との意見交換は、昨年度の相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキングで出た居宅介護事業所と相談支援事業所の関係性構築の場が重要であるとの結論から、検討会で実施することになりました。今回、1か所のヘルパー事業所のサービス提供責任者に参加してもらいました。その中で、ヘルパーがどのようなことを不安に感じているか、相談支援事業所に望むことはどのようなことかを共有することができました。介護保険サービスよりもサービス等利用計画はモニタリングの間隔が長く、支援者が一堂に会して担当者会議を行う機会も少ないことで横のつながりが見えにくいこと、状況を共有しにくいということが挙がりました。

今年度のサービスのあり方検討会ではケース検討を多く行い、地域包括支援センターやヘルパー事業所の方と顔を合わせた意見交換等も行うことができ、実りの多い検討会となりました。今年度の取り組みを土台に、次年度以降につなげていきたいと思えます。

○谷内会長

それでは、次の地域課題と来年度のワーキングテーマについて、事務局からお願いします。

(6) 地域課題と来年度のワーキングテーマについて

○事務局（障害福祉課）

第2回の全体会や事前のアンケートで皆さまから多くの地域課題や御要望をいただき、ありがとうございました。

先ほどの御報告のとおり、希望ヶ丘を中心とした「障害理解の促進ワーキング」が、今年度で終了となりますので、皆さまからの御意見を踏まえて来年度どのような地域課題に取り組んでいくとよいのか、2月に開催した運営委員会で検討しました。

ワーキンググループとして話し合う意義の大きいものとして検討した結果、地域課題の中から「学童期からの障害理解に向けて教育と福祉の連携について考えること」をテーマに取り組んでいきたいと考えています。委員の皆さまからの御意見として、子ども同士の遊びやスポーツによる交

流、一緒に定期的に活動する等、自然に仲間として感じられるような体験や交流の場を持ってないか、また、学童期から病気のことを学ぶ機会が持てないか等、さまざまな意見が挙がりました。具体的にどのようなことに取り組めるのかはこれから検討となりますが、まずは現状を把握しながら深めていけるとよいと考えています。教育分野の委員の皆さまの御意見や御協力をいただきながら、教育と福祉の一層の連携を図っていきたいと思っています。

ワーキンググループの中心となる希望ヶ丘からも、補足で説明したいと思います。

○事務局（希望ヶ丘）

来年度からは教育と福祉の連携について深めていきたいと考えています。特に、学童期における取り組みがまだ分からないので、学校の福祉教育や障害理解の取り組みについて把握できるような実態調査をしたいと考えています。今後詳細を決めていくこととなりますが、皆さまから御意見をいただきながら進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○谷内会長

次年度の新たなワーキングは、6年間続いた障害理解ワーキングで検討した当事者養成研修を受けた人材等を生かすためには、小中学校を含めた児童に福祉から歩み寄り、住みやすい調布市を作りたいという思いで進めていきたいと思っています。

校長会から参加のC委員から御意見をお願いできますか。

○C委員

学童期からの障害理解教育を進めるということには、賛成したいと思っています。国も都も市も、共生社会の実現を大きなテーマにしており、そのためには学童期から障害とはどういうことなのか肌で感じる必要があると思います。

私は小学校の校長なので、どのように進めるかは調布市教育委員会が窓口になりますが、本校には知的障害の障害児学級があり、甲州街道を挟んでかなり近い距離に都立調布特別支援学校もあるので、校内での交流学习や特別支援学校との交流も年間を通して行っており、相手を理解する機会がたくさんあると思います。幼少期から積み重ねることで、自分が中学生、高校生、大人になった際このような問題をどう捉えるかにつながると思うので、ぜひ進めてほしいと思います。ただ、学校によって地理的な条件も異なり、特別支援学級が設置されていない場合もあるので、ワーキングの中で検討してほしいと思います。

○D委員

力強いお言葉、ありがとうございました。支援学級が併設されていない学校では、どうしても障害のある方と実際に触れ合う機会が少ないので、理解が他の学校と異なると思いますが、学区内に住む特別支援学校の生徒が副籍を持って交流するという副籍交流事業をほぼ全ての小学校で行っていると思います。

コロナもあり、けやきの森学園の重度心身障害の生徒は、直接交流しにくい時期が長かったと思いますが、その中でも Zoom や子どもの障害について動画作成して見てもらう、形態食しか食べられない子どもにバナナが出てきたらどうしたらいいかというクイズを作る等して交流し、子どもたちもとても積極的に参加したそうです。自分や自分の友達だったらと考えることもとても大事なこ

とで身近に感じると思うので、障害当事者の講師の養成と併せて、子ども同士の交流も考えてほしいと思います。

○谷内会長

その他、何かテーマについて御意見はありますか。

○E委員

先日の運営委員会では意見を述べましたが、高校の教科書には精神障害についての説明が載りましたが、中学ではまだ紹介されていない状況です。発病する年齢等を考えると、ぜひもう少し若い世代から、精神障害について学校で扱う機会を設けてほしいです。テーマからは外れてしまいますが、学校という広い範囲の中で検討してほしいと思います。

○谷内会長

大切な視点だと思います。私も障害理解教育という言葉の口にしてもう20年以上経ちます。最近、私の知り合いの小中学校の先生と話をしていると、SDGsや多様性等表現が大きく変わってきていると感じます。障害理解の障害はどうしても狭い意味での機能障害と捉えがちなので、ワーキングで捉えてきた社会モデルともやや乖離している感じもします。障害理解というよりもっと広い枠組みで展開したほうが学校の先生からも関心を持ってもらえるのではないかと思います。

福祉の世界では障害理解がいまだに貴重なテーマになっていますが、少し古いと最近感じています。学校教育のほうが一歩先を進んでいるように思い、そのあたりも含めて次年度のワーキングで検討できるとよいと思います。

もう一点、現在のワーキングは10名中私も含め5名の当事者で構成されており、自分たちのことを自分たちが決めるということがとても大事だと思います。人数の制約はありますが、当事者同士が学ぶ場でもあると思うので、ぜひ次年度メンバーを選ぶ際に当事者を数多く入れることを検討してほしいと思います。

今回、6年間続ける中である委員からも学びの場だったという意見がありました。長い意味でのワーキングの活動そのものが大事な蓄積になっていると思います。今度は教育分野との連携に橋を架けていくような役割が担えるワーキングを期待しています。

それでは、講演会についての報告を事務局からお願いいたします。

○事務局（障害福祉課）

令和4年度の講演会について、報告いたします。

「罪を犯した障害のある方のその後の地域生活」をテーマに今回は講演会を行いました。市民に罪を犯してしまう障害のある方の状況を理解してもらい、地域で温かく見守る土壌を作っていきたいということを目的としています。

今回はYouTubeによるオンデマンド配信で行い、令和5年2月1日から28日の1か月間公開しました。

第1部は武蔵野大学の木下先生の基調講演で、第2部では実践として当事者のインタビューと「埼玉福興」という場所で実際に罪を犯した知的障害の当事者が働いて地域で生活している現状を紹介する動画と、第3部では木下先生と内閣官房内閣総務官室上席障害者雇用専門支援員の加藤公

一先生のトークセッションという構成です。

1 か月間の公開期間で 229 名の申し込があり、市内在住が 83 名、市外在住が 69 名、福祉関係者が 115 名、当事者が 10 名、当事者家族が 15 名の内訳で、アンケートの回収は現状で 18 名となっています。その中でも、司法というテーマが今まで多くなかったこともあり、新たなテーマで講演会を行ったことへの好評の声が多く聞かれました。

○谷内会長

私も視聴しました。非常に濃密な内容で勉強させてもらいました。最近、知的障害者のグループホームで働いている卒業生から、利用者が警察に捕まった等々の対応についてのアドバイスが欲しいという相談が増えています。話を聞くと、警察側が障害のことを本当に理解していないと感じたので、今回の講演会は非常に貴重な経験であると思いました。

以上ですが、座長のお二人から次年度に向けて一言最後をお願いできればと思います。

○山本副会長

医療と福祉の連携のワーキングでは、今回アンケート調査を行いました。このようなテーマで医師会と協力できるのは、調布ならではだと思えます。それは、医療サイドと福祉サイドと一緒に考えていきたいという姿勢の現れであると思えます。

アンケートの集計はまだですが、何件か見た限りでは障害のない方に比べるとかかりつけを持っている人が多いと感じました。ただ大事なことは、数の議論ではなく医療に安定的にかかされていない人がごく少数でもどう拾えるかであると思うので、さらなる調査の分析を行う必要があると思えます。来年度、分析をした上で議論しながら、命を失うようなことがない、安心して医療にかかる地域社会を作っていくことも、重要なテーマだと思うので、真摯な議論を頑張りたいと思えます。

○丸山副会長

この自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づく協議会ですが、福祉サービスを使う人たちがいる一方で、使えない、もしくは使わない、知らない人たちの中に、地域で暮らしていくことに難しい課題を抱えている人たちがたくさんいるということが、このワーキングの中でも出てきました。

障害を持っている人もいれば、持っているだろうけれども手帳を取得しない人、また、持っているかどうか分からない人もいます。引きこもっていたり、居場所がなくさまよっていたり、仕事が長続きしなかったり、罪を犯して出所して地域で暮らしている人たちのように、既存の福祉にフィットしない人たちの施策にどんなものがあるのかを今検討しています。来年度もう少し具体的な形を提示して、各委員から意見をもらいたいと考えています。

もう一点、先ほど来年度の新しいワーキングが学童期からの福祉と教育の連携についての検討がテーマになるという報告がありました。その際、精神障害や障害の理解という話がありましたが、昨年文部科学省が普通学級の 8.8% の子供たちに学習や発達の問題があるという調査データを公表しています。従来 6% 程度でした。約 1 割が何らかの学習・発達に課題があるということは、障害とまでは言えないけれども、その子たちの発達と福祉に今後大きな課題を示していると思えます。特に、中学や高校の卒業後、この移行期の部分で発達の障害なのか、そうではないのか見極めが必要です。また、8.8% に入らない子供たちの中にもさまざまな課題があるはずで。例えば、障害や病気の親、きょうだいを介護しているヤングケアラーと呼ばれる人たちも、その状態の中で学習を

することでさまざまな学習面や精神的な課題、また、友達や社会との関係性の課題が出てくるとも懸念されています。子どもたちの部分は全て教育委員会や学校に任せ、ここは福祉の話をしていきますが、この2つは分けることなく、地域の中ではつながっていると考えていきたいと思えます。

そのため、福祉にフィットしない次の選択肢を考えるワーキングでも、このような課題も念頭に置きながら、新しいワーキングとも連携して議論ができたらと思えます。

○谷内会長

教育についても話題になっていたので、委員より発言をお願いできますか。

○F委員

本日、不登校特例学校の「はしうち教室」の卒業式に参列してきました。今、教育委員会と調布特別支援学校、障害福祉課でトライアングルサポートネットワークを行っています。トラサポネットと呼ばれていますが、具体的には放課後等デイサービスと学校との連携事業です。今まで放課後等デイサービス事業所と学校の連絡調整に難しい部分がありました。

例えば利用している子どもが学校で何かあったとしても、その情報がなかなか事業所には伝わらず、知りたくても学校から許可が出ないことがありました。今、試行的に市内の学校で簡単な連携をして良いというマークを作り、連絡帳等にマークがある子どもは、学校と放課後等デイサービス事業所で同じ連絡帳等を使えるようにしています。それにより学校で何があったか、放課後何があったか分かるので、よりそれぞれの立場で教育活動や子どもの過ごしやすい環境を作れるという意味で進めています。

これは、調布市と三鷹市と狛江市の3市で一緒に進めています。ただ、いろいろな事業所の考えがあり、利用している保護者の考えもあるので、今年度と来年度かけて試行的に行っています。その検証が終わった段階で、改めて調布市として提示したいと考えて取り組んでいますので、今後とも御協力、御理解をお願いします。

(7) 障害者差別解消支援地域協議会

○事務局（障害福祉課）

それでは、これから差別解消地域協議会に移ります。

今回の議題としては2つ挙げています。毎回、差別解消法関連の相談等があった際はこちらで情報共有しており、前回から今回にかけてはB委員から1件相談がありました。

市内のチェーン店の飲食店に盲導犬と行こうとしたら断られたというものです。ただ、友人が補助犬可というステッカーに気付き、最終的には入店できたそうです。ですが、大きなチェーン店がステッカーについて知らず、本社にどこから配られたのか確認等を行いました。その結果、補助犬について説明の上配られているものではなく、出店の際に貼るものの一つとして配っていたという返答でした。補助犬は盲導犬だけではなく、パンフレットや周知については補助犬の協会にあるので説明してほしいとお願いし、必ず行くと回答がありました。ステッカーを貼ってあるどのお店でも同様のことが起こる可能性があり、周知の必要性を感じました。

また、他にもぜひ共有したいことがあるとのことで、B委員よりお願いします。

○B委員

身体障害者補助犬法が制定されて20年。そして、私が盲導犬ユーザーになって15年、飲食店や病院等、いろいろなところに入れるようになったと思っていた時に、大きな落とし穴がありました。

今の報告とほぼ内容は一緒で場所が違うのですが、この夏に大きな会議があり、神奈川県藤沢市のホテルに予約を取る前に、盲導犬同伴でよいか電話で確認したところ、盲導犬は御遠慮願いますと言われました。

私は、身体障害者補助犬法という法律に義務付けられていても拒否されるのですかと強めに聞きましたが「はい、そうです」との返答でした。先日と同じ友人といたので、ホームページを見もらいました。すると、介助犬を除くペットは入室お断りと書いてありました。それで、改めてもう一度連絡しました。「折り返し連絡します」と言われて待っていたところ、支配人から「申し訳ございません。こちらの従業員の教育不足です」と謝られました。

この2件とも、大丈夫ですと返答したものの、実際の現場で断られるというこの流れがやはりおかしいと思います。そのため、従業員教育をきちんとしてほしいと思います。

また、ホテルは今、ネットで予約する方が安いです。3月に高田馬場で私が所属している大きな団体の会議がありました。その際に課題が挙がったのが、ホテルをネットで予約できない視覚障害者が電話での予約をお願いしたところ、何軒か断られ、どう宿泊予約をしたらいいのかというものでした。

私も一番近い東京からの参加でしたが、スケジュールに合わせて高田馬場の某ホテルに泊まりました。電話での予約をお願いしたら「高くなりますが、いいですか」と聞かれました。盲導犬は了承されましたが、ネットは1万円弱のところ、私は1万3,900円でした。

私はたまたまその時友達がおらず、家族にも協力してもらえない状況で1万3,900円でしたが、次回の大会は友人にネット予約を頼み、同じ系列のホテルに1万円弱で泊まれるようになりました。全ての人がネット等を使えるわけではないので、そういった部分の合理的配慮をしてもらえると嬉しいと思いました。

○谷内会長

今、具体的な事例を出してもらいましたが、何か御意見等ありますか。

○A委員

チェーン店の問題は東京都か国に改善してもらいたいと思いますので、今回の件を是非報告してほしいです。

○事務局（障害福祉課）

東京都には、差別や虐待のことは権利擁護の担当があり、情報提供や調査の上報告をしているので、伝えていきたいと思います。

○谷内会長

全てがスマホに変わる中で、私も視覚障害なので正直メールより電話のほうが楽だと感じますが、問い合わせはメールが基本という時代になってきており、使えない人への差別ではないのかと最近私も感じています。

ホテルの件では私からも話題提供です。私の盲学校時代の全盲の同級生は全盲で糖尿病もある男性と結婚をしているのですが、先月彼女がコロナに罹患しました。そのまま一つ屋根の下にいると危ないということで、本人はホテルでの療養を選択しました。

しかし、ホテルに着いてから目が見えない人を預かるわけにはいかないと拒否されてしまいました。数時間ホテル探しをしてもなかなか見つからず、結局酸素ステーションで数日過ごし、その後自宅に無事に戻れたそうです。

これも明らかに差別なので今後私も動き始めるところですが、日常生活はもちろん、災害も含めた緊急事態でも差別が当たり前のように行われると彼女の事例を通して感じました。A委員の話も聞いて、声を大きくして伝えていかなければいけないと思いました。

そこで難しいのは、国レベルになると窓口が非常に分かりづらいという点です。調布市の場合は、担当がワンストップで動いてくれるのですが、国の管轄になると今回の件でもたらい回しの状況です。差別解消法は、ワンストップを目指して改正したところもあると思うので、その点も含めて事務局から説明してもらい、全体で振り返りたいと思います。

○事務局（障害福祉課）

以前会長から国会で差別解消法の一部、事業者の合理的配慮の努力義務が全て法的義務になり、これから3年間で詳細が決まるという説明がありました。今回、3月14日に内閣府から障害を理由とする差別の解消法の趣旨に関する基本方針の一部改正についての詳細が示されました。資料が膨大となり、今回配布したものは変更部分の大まかなものですが、一番は努力義務ではなく法的義務になることです。その他の説明を会長からお願いします。

○谷内会長

改正された法律が、2021年6月4日からスタートしています。それから3年なので、2024年6月3日までの間に施行されるということです。ポイントだけ話をすると、この障害者差別解消法は非常に不思議な法律で、条文・法律の中に障害者や事業者についての説明はありますが、差別の定義がなされていません。それでは困るということで3月14日に国が基本指針を出します。法律の解説書やガイドラインというイメージを持ってもらえるといいと思います。これは17ページにわたり、インターネット上に非常に細かく掲載されています。その中に、差別とはという説明が書かれています。しかし、そもそもB委員の話にもあったように、日本の法律の差別の扱いがとても雑です。

差別はいろいろな分類の仕方がありますが、一番分かりやすいのは4つの分類だと思います。1つは直接差別、障害者だから店に入れないというものです。

2つめの間接差別は、例えば大学入試は音声言語のみで面接を行いますというものです。これは手話で行う入試はしませんと言うことになります。そうすると、手話を使う聴覚障害者は受験することができません。どこにも聴覚障害者を差別するとは書かれていませんが、間接的な差別になります。

3つ目が関連差別で、これは盲導犬に関わってくるところで、どこにも視覚障害者を差別するとはなくても盲導犬はお断りとなると、当然ユーザーの視覚障害者もお店に入れませんので、結果的にお店に入ることができないというものです。

そして最後は、合理的配慮をしないことです。3月14日に出された国の基本方針の中には社会的障壁を解消するための手段、補助犬や盲導犬等の利用を理由として行われる不当な差別的扱いも

障害を理由とする不当な差別取り扱いに該当すると具体的に書かれています。一見直接差別のこのみのようですが、国が出した指針の中には「補助犬」としっかり書かれています。関連差別も入るという広い捉え方を初めて国が出しており、一般商店の方たちはここまで読まないと思いますが、法律に記載があることは自信を持って今後展開できると思います。資料にも障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化とあります。地方公共団体、調布市は障害を理由とする差別およびその解消のための取り組みに関する情報や、事例等の収集・整理および提供に努めるとあります。当たり前のことですが、これまで主語は国でした。

今日も具体的な2つの事例を共有できましたが、ここだけではなく、具体的な店名は難しくても、ここにいない方たちにどう広報していくかで、先ほどの商店の補助事業の成果をどう伝えていくかと同じことだと思います。内々で理解するレベルからさらに一歩進めて、市民に事例をどう広げるかについても、この場で今後議論していければよいと感じています。

東京都や内閣府も事例を発表していますが、どうしても人ごとに思いがちです。それが調布市内で起こった具体的な事例を広報されると、読み手の気持ちが変わると思います。そのあたりも第16条が改正されたことにより取り組んでいくべき方向性だと感じます。

その他全体を通して、差別関連で何か情報共有や御意見はありますか。

○G委員

私は57歳で身体障害となり、障害者手帳を勧められて身体障害者となりました。現在、ヘルプマークはとても認知されていると思いますが、今は障害者も幅が広くなり、一見どこに障害があるのか分からない人もいます。そのため、よく相手の話を聞き、自分のことも相手に知ってもらうことも必要です。そして、想像力も大事です。想像力を働かせればこの人はこれが不自由でこう困っているだろうと想像できます。

私は肢体不自由になってから「助けてください」「ありがとう」と必ず言うように自分で心がけています。親切にしたいと思う人が増えてほしいと思う一方で、困ったら「助けてくださいと言う」という障害者自身への教育も必要です。

○谷内会長

合理的配慮は本当に想像力だと思います。そのためには本人たちと語り合うことが必要なので、そのきっかけもこの調布市で行えるとよいと感じています。

○H委員

先ほど法的義務とありましたが、拒否した時の処罰等はあるのでしょうか。

○谷内会長

罰則規定はありません。そのため、お互いが歩み寄り、差別をなくす努力をするということがこの法律の落としどころとなっています。

○H委員

新たなワーキングテーマに関し、学校教育でマークが付いているところは補助犬を拒否してはいけない等具体的に教えていけると子どもから学べると思います。その話を家で保護者に話し、自然

と社会が優しい気持ちになれる状況がつくれるとよいと思いました。

○B委員

罰則はありませんが盲導犬ユーザーとして健康管理や行動管理を行う義務があります。手帳は必ず持ち、毎月1回病院に通っています。行動面では盲導犬が勝手に歩かないように管理するといった義務をきちんと守った上でお店や病院に入れてくださいと言えます。中には毛の手入れができておらず本当に盲導犬なのかという犬もいると聞きますが、やはりユーザーもきちんと自分の義務を守ることが大事だと思います。

それから、今小学校4・5年生対象に点字を教える出前講座を行っています。その際に必ず盲導犬ユーザーに出会ったらという話と、優しい無視をしてください、触らないでください等いろいろ書かれている盲導犬の子どものシールをお配りしています。そのような機会があるたびに盲導犬のことは全部言わせていただいています。

○谷内会長

具体的によくわかりました。ありがとうございます。

(8) 閉会の挨拶

○事務局（ちょうふだぞう）

それでは、以上をもちまして令和4年度の調布市障害者地域自立支援協議会第3回全体会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

5-1 福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング 報告書

(1) 目的

既存の福祉サービスに合わず行き場がなく安心できる居場所がない障害のある方を対象に、地域での支援の在り方や新たな地域資源について協議し、アイデアを創出する。

障害特性、当事者本人の意向、触法など様々な理由で就労継続B型など福祉的就労が合わず企業就労も難しいような、いわゆる狭間の障害当事者を対象に日中活動等の次の選択肢を検討する。

(2) ワーキングにおいて取り組む主な内容について

様々な分野及びワーキングメンバーから意見を集め、福祉に合わない障害当事者の現状と課題を確認する。また、福祉サービスを含め、広く地域の社会資源利用について可能性を検討し、支援の体制を想定する。

(3) ワーキンググループメンバー（敬称略）

座長 丸山 晃（立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員）
池田 怜生（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 市民活動支援センター）
押澤 厚志（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援センター）
和泉 怜実（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 子ども・若者総合支援事業 ここあ）
矢辺 良子（調布狛江地区保護司会）
仁田 典子（特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会）
福田 信介（社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう）

(4) 事務局

調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう
調布市障害福祉課

(5) 令和4年度のワーキングにおける成果目標

福祉サービスに合わないなど、望まない障害のある方の現状を把握し、課題確認及び整理を行い、支援の方向性を検討する。

～第1回ワーキング～

1 開催日 令和4年8月8日(月) 午後2時30分から4時30分

2 開催場所 ちょうふだぞう 活動室

3 出席者 委員6名 事務局8名 オブザーバー1名

4 小テーマ 課題の共有と意見交換

(内容) 既存の福祉サービスに合わず、安心できる居場所がない障害のある方を支援している中で感じている課題を共有した。その中でどのような場所があると良いのか意見交換を行い、今後について検討した。

5 主な意見

- ・福祉にフィットしない方は本人に障害の自己理解がなく、過去の失敗にとらわれているため情報提供しても意欲がない方が多い。
- ・困りごとを共有したり、情報を得たり、体験する場がなく、横のつながりが無い。
- ・ピアカウンセラーを育成し、もっと活躍する場が増えると良い。
- ・社会参加するにもハードルがかなり高く、社会的孤立につながりやすい。
- ・就労していた方が年を重ねる中でできないことが増え、就労継続ができないこともある。
- ・障害者雇用では長時間勤務を求められるので就労することが難しく、就労継続支援B型では物足りない人が増えている。
- ・短時間労働できるところがあるとマッチする人も多くいる。
- ・特別支援学校を卒業後就労し、すぐに退職してしまう人も多い。そのような人達が自分をゆっくり学び直したり、考えたりすることができる場が欲しい。
- ・保護観察の人は国の仕組みができており、手厚い支援がある。障害のある人も保護司のように身近な存在で支援してくれたり、励ましてくれたりする人がいるとよい。また、職場体験できる場所・仕組みが必要ではないか。
- ・両親の相談先、幼少期から続けて支援してくれるところ、生活の困り感などを気軽に相談できる場所があると良い。
- ・失敗してもリカバリーできる保護的な職業体験が欲しい。
- ・行き場のない人はボランティアを勧められることも多い。しかし、ボランティアは自主性が求められるため、受動的な人にはマッチングが難しい。
- ・ボランティアや誰でもいられる場でも、周囲の方々からの障害特性の理解や共感が不足していると馴染めなくなってしまう。
- ・潜在的なニーズを抱えた、埋もれている人をキャッチできると良い。
- ・多様性を住民が気づき・考えられる場所が必要。
- ・作業や活動をして、しなくてもよいハードルの低い居場所が必要。
- ・横断的、専門的に相談でき、契約など手続きのいらぬ相談先だと利用しやすいのではないか。
- ・保護司は基本的に月2回面談。未成年は20歳まで、執行猶予の方は猶予が明けるまで、服役後

の人は定められた期間が担当となる。

- ・ボランティアではなく、あるがままの自分を認めてもらえる社会体験が必要。

6 まとめ

- ・失敗してもやり直せる、前向きな社会体験ができる場所が必要だと思われる。また、その体験を今後に生かせる仕組みが重要。支援のあり様も検討していけるとよい。
- ・次回ワーキングでは各委員に事前に記載してもらった「地域資源確認シート」を基に各関係機関の役割の強みと弱みを把握し必要な社会資源を検討する。
- ・また、あがった意見から自己の障害等を振り返りや学ぶ機会や相談ができる窓口、就労の体験ができる場や、何もしなくて良い「居場所」が必要ではと共通のキーワードがでてきた。これらの点を中心に課題やニーズを整理していく。

～第2回ワーキング～

1 開催日 令和4年10月25日(火) 午後1時30分から3時30分

2 開催場所 調布市総合福祉センター 6階

3 出席者 委員7名 事務局7名 オブザーバー1名

4 小テーマ 地域資源の共有と意見交換

(内容) ワーキング前に各委員に提出してもらった地域資源調査シートを元に意見交換を行い、現在のニーズについて検討した。

5 主な意見

- ・居場所事業は日によって雰囲気や混雑具合も異なるため、「何をしてもよい」ということがハードルになることもある。
- ・学習支援・相談事業は家族からの相談が多い。障害のある中学生の家族の相談先は少ないよう。
- ・学習支援の要件外の人には問合せ時に伝えており、相談は少ない。ただ断るだけでなく相談事業の紹介はしている。相談で関わる際は子ども発達センターの関わりもあるとよいと感じている。
- ・BBS会や更生保護女性会、協力雇用主など協力機関も多い。
- ・農福連携は再犯率が低いですが、満期で出所する人は孤独なことが多く、再犯率も高い。
- ・保護司との面談に来ない場合は周囲に知られないよう手紙を出すこともあるが音信不通となってしまうこともある。
- ・障害があると思われるが手帳を取得していない人も多い。
- ・障害のある犯罪を犯した人の支援機関は現状ない。
- ・刑務所内での就労支援はない。出所後から就労に向かう流れだが、社会訓練が必要だと感じる。
- ・親の会では障害受容の支援として家族同士の話し合いやペアレントメンターなどを行い、先を見通せるようにすることで共に話し合い共感しあっている。

- ・あくろすでは65歳以上のボランティアが多く、現役世代の参加が課題となっている。
- ・地域に多様な入り口を作りたいが、今ある資源にどのように働きかけるとよいかかわからない。
- ・ボランティアと施設側の関わり方が難しい。
- ・現在しごと財団でソーシャルファームの取り組みを始めている。今回のワーキングに参考となるのではないか。

6 まとめ

- ・条件の緩やかな働く先や、孤立を防ぐ居場所などが求められている。
- ・次回以降、新たな雇用形態のソーシャルファーム含めゲストスピーカーを迎えて情報収集しながら今後のワーキングの方向性を検討していく。

～第3回ワーキング～

- 1 開催日 令和4年12月16日(金) 午後2時から4時
- 2 開催場所 調布市市民プラザあくろす 3階あくろすホール
- 3 出席者 委員7名 事務局6名
- 4 小テーマ ソーシャルファームの取組説明と意見交換
(内容) 新たな雇用形態の「ソーシャルファーム」について、しごと財団の担当者をゲストスピーカーとして招き、話を聞いた。

5 主な意見

- ・選択肢のひとつとしてはとても良い。
- ・補助金が5年間となっているため、その後の展開が気になった。
- ・期待は高まったが、まだ間口はとても狭いと感じた。
- ・企業側のメリットを伝え、紹介できるようになりたい。
- ・ソーシャルファームとの繋がりがないと紹介も難しいと思った。
- ・障害者雇用に向けた中間施設になりにくいと感じた。トラブルについても聞いてみたい。
- ・福祉的な支援を受けるために精神科通院が必要な場合、通院を理由に断る人や良い求人があっても希望しない人もいる。そのような人が使えると良い。
- ・既存の施設に併設している所が多く、一施設としてフォローなしでやっていけるのか心配。
- ・フィットしない人の第1歩としてのハードルはまだ高く、ワーキングの趣旨としては難しいと感じた。
- ・突出した能力を持つフィットしない人にはソーシャルファームは適している。
- ・ソーシャルファームが増えていくことが大切。増えた上で調布のことを考えてもよいのではないか。
- ・調布市で実現するのであれば、市内の企業に直接声をかけて協力を募るとよい。

- ・障害者雇用率に算定されない人がソーシャルファームでは対象になることで働く場の幅が広がる。
- ・補助金がある5年間に他のことを考えられ、一般の企業としては有益な補助。
- ・作業所と企業の間ができたことは大きい。
- ・港区では週2時間の超短時間雇用もある。遠隔操作の分身ロボットを利用し、自宅で寝たきり等の状態でも店舗で短時間就労できる。
- ・コミュニティカフェという誰が来ても良い場所もある。居場所の選択肢になるかもしれない

6 まとめ

- ・新たな雇用形態「ソーシャルファーム」についてワーキングを通して理解を深めた。
- ・ソーシャルファームは、一般的な企業と同様に自律的な経済活動を行いながら、就労に様々な理由で困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業であることがわかった。そのため福祉にフィットしない方の就労体験の場になる可能性も見出せた。

～第4回ワーキング～

- 1 開催日 令和5年2月27日(金) 午後2時30分から5時
- 2 開催場所 POSTO 見学～ちょうふだぞう 活動室
- 3 出席者 委員7名 事務局6名
- 4 小テーマ コミュニティカフェ POSTO (ポスト) 見学と来年度に向けて
(内容) POSTO (ポスト) を見学し、代表者三名のうち的一名に質疑応答を行った。見学後、ちょうふだぞうにて振り返りと府中市にできたソーシャルファームの見学報告、来年度に向けた意見交換を行った。
※ POSTO (ポスト) とはイタリア語で「場所」という意味で、2021年3月に設立された「誰でも特に理由がなくとも立ち寄り、過ごせる場所」をコンセプトにした仙川駅近くにあるコミュニティカフェのこと

5 主な意見

◎POSTO (ポスト) について

- ・居場所の選択肢の一つとなる。話をしたい場合などは自らの発信も必要であり、なじむにはある程度の私の強さが必要。
- ・独自の色があることで合う人も合わない人もいるが、それが良い。
- ・代表者がとても自然体で楽しそうに運営していることが印象的。
- ・面白そうという理由でPOSTOはイベントなどいろいろと始めており、フィットしない人たちには面白そうと興味を持てるものがないこともフィットしない理由の一因なのかもしれないと思った。
- ・代表の3名と友人になりたいと思う人だけが残る、その人の居場所になっている。その作り方が

良いと思った。

- ・外から見ると、一見何をしているのかわからず、入りにくいという感想も多い。だが、その敷居の高さも必要。敷居が低すぎると、いろいろな人が来すぎてしまう。
- ・ここあの居場所事業はなるべく特色を出さないようにしており、目的が全く違う居場所だと感じた。
- ・何かを始める際に枠を考えてしまいがちだが、枠がないことが印象的。
- ・障害のあるなしなど配慮しすぎず、対人トラブルも「学校のクラスの揉め事」と捉え、介入しすぎない考えも素敵だと思ったが、フィットしない人たちのことを考えると難しいとも感じた。
- ・支援者非支援者という関係性や障害というレッテルのない「誰でもない自分」になれる場所も必要。
- ・コミュニティカフェにはたくさんの正解があるので、他の場所も見たいと思った。

◎府中市のソーシャルファームについて

- ・地域にある人、モノ、場所を生かす事業を行いたいというコンセプトで開始。
- ・ファーム、カフェ、ジャム製造を行っており、現在は4名がファームに在籍。
- ・来られる時に来て働くというゆるい勤務形態で、居場所になってほしいという考えもある。
- ・福祉施設としてではなく、デザイナーを入れておしゃれなカフェという地域の一施設として成り立たせている。
- ・ニーズは高く、少しずつ問い合わせも増えている。
- ・運営者が地域でネットワークを沢山持っており、ボランティアや協力してくれる人が多くいる。

◎今後について

- ・福祉にフィットしない人をサポートが必要だけれども支援が難しい人とイメージしていたが、その場所に合わなかったり、選択肢が少ないだけなのかもしれないと思った。
- ・これまでつながっていなかったところや、協力してもらえるマインドを持ったところに働きかけていき、具体的に何かできると良いと思う。
- ・制度などに当てはめるのではなく、参加できるための工夫の仕方、互いに楽しめることを広く考えていきたいと思った。
- ・調布にある力を掘り起こし、やりたいと思っている人たちへのコーディネートをしてネットワークを深められると良い。
- ・地域の中でできることはないか考えている企業もある。そのようなところとつながり、就業体験など見守りのある挑戦が増えると良い。
- ・市内の企業などつながれる場所や各福祉サービス事業所の活動内容を把握して必要時には紹介できると良い。POSTO（ポスト）のように個性的なところが合う人もいるので地域の資源を把握することも大切。
- ・イベントの手伝いや気になるものであれば楽しく参加できる人もいる。そのような機会の提供ができると良い。

6 まとめ

- ・今年度は学習編として地域の資源や新しい仕組みについて情報収集や検討を行い、福祉にフィッ

トしない人がいろいろなところにいることを学んだ。

- ・来年度は1年間かけてネットワークの構築を行うのか、新しい仕組みを作るのかも含め、どのようにすれば選択肢となるものが提案できるのかを検討していく。

■ これまでの到達点

第2回では第1回ワーキングで挙げた課題からキーワードを抽出し整理した。共通した課題として4つの観点「相談」・「居場所」・「体験」・「自己理解（学習）」が挙げられた。「体験」は就労やボランティア等のできる場所で、「自己理解（学習）」は自身の障害特性のことや生活上の困難について理解を深める場所の必要である。こうした観点から参加した委員の所属している機関から社会資源について報告してもらいネットワーク形成を図った。

第3回ワーキングでは、海外で実践されている「ソーシャルファーム」について理解を深めた。東京都が行っているソーシャルファームの制度や実際の形態についてしごと財団の担当者から学んだ。

第4回では新しい社会資源の一つ「コミュニティカフェ」を見学し、居場所の在り方の例について学んだ。1～3回のワーキングを経て委員と意見交換し、来年度の方向性を協議した。

■ 今後の展望と課題

就労する場や「体験」という点では新たな雇用形態である「ソーシャルファーム」が福祉サービスと企業就労の中間的な場になる可能性が高い。一方でまだ始まったばかりの制度であり実際の課題について把握していく必要がある。

また「コミュニティカフェ」という地域で人と人を結ぶ居場所や地域社会の場についての情報提供があり、第4回で実際の運営状況について学んだ。

次年度は「ソーシャルファーム」、「コミュニティカフェ」の実践について企業や事業所にヒアリング等を行いどのような形で福祉にフィットしない障害のある方への支援に導入していけるのかを検討していく。

5-2 障害理解の促進ワーキング 報告書

(1) 目的

社会モデルの視点を持った障害当事者講師を継続的に育成するための仕組み作りを検討する。その中で障害理解を普及啓発していく人材（当事者）育成のための研修プログラムを具体化すると共に実施方法について協議する。

(2) ワーキングにおいて取り組む主な内容について

昨年度まで実施・検討してきた障害当事者講師養成研修の学習プログラムを事業化の枠（基礎研修・フォローアップ研修）に落とし込む作業を行う。また、養成研修を修了した方たちの活躍の場の確保についても検討する。

当事者による障害理解研修のニーズに関して、市内企業等を対象にニーズ調査を実施する。

(3) ワーキンググループメンバー（敬称略）

座長 谷内 孝行（桜美林大学 健康福祉学群 准教授）

視覚障害当事者

肢体不自由当事者

肢体不自由当事者

精神障害当事者

大澤 宏章（特定非営利活動法人羽ばたく会 めじろ作業所 施設長）

佐藤 祐香（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市こころの健康支援センター）

大光 加奈子（調社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市福祉人材育成センター）

吉野 強（社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう）

新井 敦子（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 相談支援事業所ドルチェ）

(4) 事務局

地域生活支援センター希望ヶ丘

調布市障害福祉課

(5) 令和4年度のワーキングにおける成果目標

障害理解を普及啓発していく人材（当事者）を育成する研修プログラムの具体化と共に、研修修了者が活躍できる体制整備を目指す。

～第1回ワーキング～

- 1 開催日 令和4年7月5日(火) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市総合福祉センター 201～203 会議室
- 3 出席者 委員 10 名 事務局 10 名
- 4 小テーマ 今年度ワーキングの方針共有と障害当事者講師養成研修の取り組みについて意見交換
(内容) ①今年度の障害理解の促進ワーキングの目的と本日のワーキングの内容説明を行い、障害理解の促進ワーキングについての目的や取り組む内容について理解を深めてもらう。
②障害当事者講師養成研修の取り組みについて、その目的や内容について共有し、プログラム案について意見交換を行う。

5 主な意見

- ・研修の名前にキャッチコピーやサブタイトルをつけると、参加しやすくなると思う。
- ・調布市としての講師像をもう少し具体的な目標を提示する。
- ・障害者手帳の有無、調布市在住や在勤など、募集時の確認方法等をすでに研修を行っている他市から情報収集をしてみるといいと思う。
- ・先輩講師に講師経験談を話してもらう時は、参加者と同じワークシートに取り組んでもらった上で話してもらうと参加者が模擬演習を考える時に参考になる。
- ・次年度以降、人材センターでの実施を支援する準備委員会等の設置を検討する。
- ・障害当事者講師養成研修の研修後、講師として活躍できる場を市役所で行っている差別解消法研修や新人研修等に繋げられる可能性がある。
- ・講師の活躍の場がどの程度求められているのか、今後調布市にある企業や大学等に問い合わせて、ヒアリング調査を行う。
- ・障害当事者講師養成研修の修了者に向けたフォローアップ研修が必要である。

6 まとめ

- ・障害当事者講師養成研修のプログラムの内容を確認した。
- ・今後参加者が講師として障害の社会モデルを伝える担い手になれるよう研修の仕組みを整えつつ、運営面の体制も検討する必要がある。
- ・次回以降のワーキングでは、他市の障害当事者講師養成研修の内容や実施方法を伺う。

～第2回ワーキング～

- 1 開催日 令和4年9月26日(月) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市総合福祉センター 201～203 会議室
- 3 出席者 委員9名 事務局10名
- 4 小テーマ 障害当事者講師養成研修の取組についての意見交換と他市の取組について
(内容) ①障害当事者講師養成研修のプログラムについて、前回のワーキング時に意見交換を行った障害当事者講師養成研修の内容を修正し、改めて意見交換を行う。
②仙台市における障害当事者講師養成研修の取組についてオンラインで伺いつつ、委員の方たちから質疑応答の時間を設ける。

5 主な意見

○障害当事者講師養成研修について

- ・前回ワーキングの検討事項として「障害当事者講師養成研修」の研修名について、改めて検討し、「チェンジメーカー」や「障害理解サポーター」などの提案があった。
- ・障害当事者講師養成研修の運営する上での枠組みとして、研修参加者の合理的配慮や、点訳や研修最終日の発表の際の観覧者について検討した。

○仙台市の現在の取り組みについて

- ・障害当事者講師養成研修の成り立ちは、ワーキンググループを結成し、仙台市障害企画課が事務局となり当事者や相談員、学識経験者などが委員となり、研修で使用するスライドの原案作成、委員内でのデモンストレーションを行った。
- ・研修修了者に対して、研修に向けて経験の差があるため、研修内での資料を基に講義してもらう「個別研修」と、登録講師全体に対し、他障害を知ってもらうためのきっかけ作りを行う「全体研修」を実施している。
- ・講師登録した研修修了者は、福祉・看護関係の研修、障害のある方の家族会や銀行、ホテル、交通局などに出向き、普及啓発を行っている。

6 まとめ

- ・前回の障害当事者講師養成研修の内容を再度確認し、プログラム内容だけではなく、実際に募集をする際の対象者の条件などについての意見が聞かれた。仙台市の取り組みを参考にして、調布市で研修実施に向けた継続的な検討をしていく。
- ・次回までに障害理解に関するニーズ調査を市内の企業や学校等に行い、今後の障害理解の普及啓発活動に繋げる。

～第3回ワーキング～

- 1 開催日 令和5年1月30日(月) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市総合福祉センター 201～203 会議室
- 3 出席者 委員10名 事務局8名
- 4 小テーマ 企業や教育機関における障害理解研修の取り組み状況の調査報告、障害当事者講師養成研修案の最終確認、横浜市で実施されている障害当事者講師養成講座に関する意見交換
(内容) ①小田急バス、電気通信大学にて実施した障害理解の取り組み状況に関するヒアリング調査の結果報告、意見交換を行う。
②障害当事者講師養成研修案について、進捗状況と最終確認をする。また、横浜市で実施している障害当事者講師養成講座の取り組みについての情報共有をする。

5 主な意見

- ①企業や教育機関などにおける障害理解研修の実施に関するヒアリング調査の結果について
 - ・小田急バスと電気通信大学でどのような取り組みが行われているのかを知ることが出来た。
 - ・社協からの情報によると、京王バスは、視覚障害ガイドヘルパー養成研修における乗降演習に無償で協力をしてもらっており、実際に障害に関する研修も実施しているとのこと。
 - ・障害者雇用で雇用した場合、受け入れ側の状況や相談体制があることで繋がる機会になる。しかし、現状運転手などの人材不足でもあるので、専門の窓口を作ることが難しい現状があると思う。また雇用側としての理解も必要だが、まずは障害の社会モデルとしての理解が求められると思う。
 - ・電気通信大学は障害理解の研修が進んでおり、学生・職員向けに研修を実施している。教職員からはグレーゾーンの方への対応等が難しいこともあり、学内外と連携して対応しているとのこと。
 - ・今回ヒアリング調査を行ったことにより、今後、障害当事者講師が養成された際、その方々が講師となる障害理解研修に繋がる可能性は高いと思われる。
- ②障害当事者講師養成研修案と横浜市の取り組みについて
 - ・障害福祉課で来年度の予算について検討中である。今年度末には正式決定が出される。
 - ・研修に向けた準備委員会の発足について、今年度3月から始動する予定である。どのような規模で実施するのか、メンバー構成をどのようにするのかを検討する必要がある。
 - ・横浜市では受講者の平均年齢は高い状況である。募集を市報に依拠しすぎてしまうなど、告知方法によっては、年齢層が高くなることも考えられる。
 - ・オンラインでの受講も可能としていたが、より効果的な研修とするために受講方法を検討する必要がある。
 - ・社会福祉協議会など、支援機関の職員がまず社会モデルを知る機会が必要と思われる。また、研修の中で合理的配慮をどのように行われたのかを聞いてみたい。
 - ・横浜市では研修修了後、講師として活動する際の報酬など記載があったため調布市でも仕組みに

ついて検討したい。

6 まとめ

- ・小田急バスや電気通信大学にヒアリング調査の内容を報告し、両機関と合理的配慮の実施状況について共有する。委員からは他の企業の障害理解研修の取り組み状況についても意見が挙げられた。合理的配慮を行う際、専門部署や窓口を設置することの重要性、企業によっては障害理解の促進に限界があることが話し合われ、今後地域にある社会資源や専門機関との連携についても検討していきたい。
- ・また実際に今年度から障害当事者講師の研修を開始した横浜市の状況について共有した。現状から運営や実際の研修の取り組み状況について伺い、今後調布市が運営していく中で検討していく必要な箇所が確認できた。

～第4回ワーキング～

- 1 開催日 令和5年3月7日(火) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市総合福祉センター 201～203 会議室
- 3 出席者 委員10名 事務局8名
- 4 小テーマ 今後求める講師像や研修修了者の体制について意見交換、年間のワーキングを通じた振り返りとまとめ
(内容) ①今後研修を終えて活躍を期待する講師像について、意見交換を行う。
②現在の調布市の障害当事者講師のコーディネート状況、研修修了者のフォローアップ研修や今後の運営について意見交換を行う。
③ワーキングの目的や目標を確認した上で、6年間の取り組みについて振り返り、現時点での成果や課題について意見交換を行う。

5 主な意見

①研修を終えて活躍を期待する講師像について

- ・障害の社会モデルの考え方を客観的視点があった方がユーモアを持って伝えられると思う。
- ・話を聞いている側だと受け身になってしまうので、自分に落とし込む作業が必要である。その後、話すだけではなく、相手に問いかけることが出来ると自分の理解も深まると思う。問いかけられた相手も自分で考えさせられるきっかけに繋がるのではないかな。
- ・社会を変えていく視点をもって、私たちの物語を語れる人材をイメージしている。社会を変えていくためには相手の心を揺さぶったり、共感してもらえる考え方が求められると思う。
- ・自分の経験談を織り交ぜながら、一般化して学校や企業で伝わるような話をしてくれる講師が望ましい。

②障害当事者講師養成研修修了者の体制について

- ・出前講座を担当している市民活動支援センターでは、障害当事者が同じ地域で生活していることを知ってもらうことが目的になっている。派遣先は、主に小学校が多い。今後障害当事者講師養成研修の修了者が活躍できる場として可能性を考えていきたい。
- ・修了者の活躍の場としてアプローチ方法は検討する必要があるが、学校の先生や教育委員会の方々に研修の存在を知ってもらうことで「障害はどこにあるのか」を考えてもらう機会にしたい

③障害理解の促進ワーキング6年間の振り返り

- ・ワーキングに携わったことで、他障害のことを知ることが出来た。障害当事者の意見を反映してくれるので自分の体験談を伝えることが楽しかった。
- ・コロナ禍でもあったが、障害理解について考える機会はとても貴重だった。支援をしていく中で、大切な視点を持てるようになった。
- ・障害当事者講師養成研修が福祉人材育成センターで実施出来ることは、大きな成果だと思う。今後は作り上げてきたものをどのように生かしていくか引き続き検討していきたい。
- ・障害当事者講師養成研修が出来上がったことは誇りに思いたい。同時に調布市として、周知方法や障害福祉の今後の展開について、今後も何が課題なのか継続的に検討し、より良い市を目指していきたい。
- ・今回「障害の社会モデル」の考え方から障害当事者が地域で生活を送るために、必要な権利を主張する「障害の人権モデル」という考え方に変ってきている。一人ひとりの人権が守られるためにも障害当事者の発信が大切になってきていることを改めて確認出来た。

6 まとめ

- ・障害理解の促進ワーキング開始当初から障害当事者の方々と意見交換が出来たことで、互いが学び合う機会となった。
- ・その中で障害当事者自身が「障害の社会モデル」について発信することの重要性について意見交換を行ってきた結果、来年度から障害当事者講師養成研修が事業化される方向となった。
- ・一方で研修修了者の体制については、既存の窓口などに活躍の場を繋げられないか意見があげられたが、具体的な方向性は今後も議論を継続していきたい。

■ これまでの到達点

6年間に渡り、障害当事者の方々と交えて、障害理解の促進について意見交換を行ってきた。今後は福祉人材育成センターが、障害当事者講師養成研修の実施機関となり研修体制を整えていくこととなる。これは、障害当事者の意見をもとに研修プログラムや運営方法を検討してきたことの成果でもある。また、これまで講師養成研修を実施している札幌市や仙台市、横浜市の先行事例をもとに障害当事者講師養成研修の骨格作りが出来たことは非常に意義のあることである。

今後、研修を終えて活躍を期待する講師像についても、各々が持っているイメージを共有することが出来た。研修修了者の登録体制については、様々な方法を模索しつつ、市民活動支援センターが行っている出前講座の運営状況を確認できた。今後の講師登録・講師派遣体制について検討していきたい。

■ 今後の展望と課題

今後実施する障害当事者講師養成研修については、具体的な研修プログラム内容や、研修運営等、福祉人材育成センターが新たに研修準備委員会を発足し、研修に向けた準備を行うこととなった。

現段階では、研修修了者が講師として発信する「場」の提供や、登録制度のコーディネーター業務作り、フォローアップ研修のあり方など、ワーキングとして具体策を見いだせなかった点多々ある。引き続き調布市でこれらを具体的にどのような体制で実施できるのかを検討していきたい。

障害理解の促進ワーキングでは「障害とは何か」について、幾度とない意見交換を重ねてきた。その上で「障害の社会モデル」の考え方に結びつき、社会を変えるためには、障害当事者が発信することに価値があることに気づくことが出来た。今後も「障害の社会モデル」を発信する障害当事者が増え、市民への普及啓発を行いながら、誰もが暮らしやすい調布市を目指して障害理解について継続的に検討していきたい。

5-3 医療と福祉の相互理解についてのワーキング 報告書

(1) 目的

地域で暮らす障害のある方の医療機関受診や健診等に関して、電話やオンライン診療により病院に行かなくとも受診できる仕組みや、病院の駐車場で診療待ちができる対応等、近年のコロナ禍において障害のある方への受診に対する配慮の取組が広がり始めている。

しかし、障害の特性や医療機関の状況により、障害のある方が診療や健診を受ける際に様々な場面で困難を伴うとの声が当事者や関係者より寄せられている。

本ワーキングでは、当事者、医療従事者、福祉関係者が病院での受診や在宅診療並びに健診時における課題や意見を出し合い、双方の理解をより一層深めることで、障害のある方が安心して受診できるような環境づくりについて検討する。

(2) ワーキングにおいて取り組む主な内容について

ワーキングメンバー及び医療・福祉関係者から意見を伺い、医療面における現状を把握する。現状を踏まえ、調布市医師会にアンケートを実施し、アンケート結果から導きだされた課題を考察、検証する。

(3) ワーキンググループメンバー（敬称略）

| | | |
|----|-------|-----------------------------------|
| 座長 | 山本 雅章 | （社会福祉法人調布市社会福祉事業団 業務執行理事） |
| | 西田 伸一 | （公益社団法人調布市医師会 会長） |
| | 進藤 美左 | （特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長） |
| | 伊藤 文子 | （訪問看護ステーションあんあん 所長） |
| | 江口 正和 | （調布市身体障害者福祉協会 会長） |
| | 愛沢 法子 | （調布市視覚障害者福祉協会 会長） |
| | 井村 茂樹 | （調布市聴覚障害者協会 会長） |
| | 江頭 由香 | （調布精神障害者家族会かささぎ会 会長） |
| | 秋元 妙美 | （一般社団法人障害者自立相談支援協会 C I L ちょうふ 代表） |
| | 栗城 耕平 | （地域生活支援センター希望ヶ丘 施設長） |
| | 円館 玲子 | （調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう 施設長） |

(4) 事務局

相談支援事業所ドルチェ
調布市障害福祉課

(5) 令和4年度のワーキングにおける成果目標

受診等の際し、障害当事者及び医療側の現状や課題を把握する。また、調布市医師会にアンケートを実施し、その結果から相互理解において何が必要なのかを検証する。

～第1回ワーキング～

1 開催日 令和4年7月1日(金) 午後6時30分から8時30分

2 開催場所 調布市文化会館たづくり 301・302 会議室

3 出席者 委員10名 事務局8名

4 内容 内容 ①今年度のワーキングの目的を確認
②医療における課題について
③今後の方向性

5 主な意見

- ・身体障害のある方は年齢を重ねると二次障害が起きやすい。また、専門家が必要なのではなく、身近な所に自分の症状を理解してくれる主治医が増えてくれたら良い。その他採血を2人体制にしてくれる等、小さな配慮があると良い。
- ・視覚障害のある方の場合には入院や緊急時に承諾書を書くことが難しい。医療機関側の説明や誘導の仕方など障害を理解した対応をしてほしい。盲導犬と通院することを拒否されることが多いが、盲導犬の待機場所を作ってくれた医療機関もある。
- ・聴覚障害のある方はマスクを着用している場合、口話ができず症状をうまく伝えることが難しい。コロナ禍では感染リスクが生じるので医療機関に手話通訳者の同行が厳しい状態だった。タブレット端末を使用した遠隔手話通訳は操作を難しく感じる方もいる。
- ・知的障害の方の場合、小児科は障害の有無にかかわらず、本人を理解して医療対応してくれるが、眼科、耳鼻科、歯科などでは治療を断られる場合もある。知的障害児は医師の接し方や雰囲気の影響を受けやすい子が多い。特別な対応や設備がなくても、声掛けや話し方によって診察がスムーズに行える場合がある。小児科から成人の医療機関に繋がる際に病院同士で引き継いでもらえる機会があると良いと思った。また障害別の対応マニュアルがあれば良いと感じた。
- ・精神障害のある方は精神科に通院していることで入院が難しい場合がある。福祉と医療が繋がり、当事者の状態をわかってくれると良い。本人が医療拒否している場合には、本人同意が得られないという理由で医療に繋がること自体が難しい。医療受診や健診でのいい事例の積み上げがあると良い。

◎西田医師の所見

- ・急性期医療の問題：病院の病床配分、入退院連携、入院支援を強化していく必要がある。
- ・健康診断の問題：健康診断等で病気を早期発見することで死亡リスクを大きく減らすことができる。障害のある方の健康診断をどのように確保するかは喫緊の課題になっている。また、スロープやエレベーター等建物内外のバリアフリーや、処置スペースの広さを十分に確保できないといった環境面の問題もある。調布市総合福祉センターが移転する際に障害のある方の健診の場を確保できると良い。
- ・かかりつけ医の問題：専門医療ではなく家庭医として継続的に見てくれるかかりつけ医をどうや

って確保するかが課題。現状専門医療が主体となっているため意識改革が必要。調布の医師会に行政主体でアンケート調査を行い、発信できる情報を作成してもらえるといい。

- ・様々な障害の方の医療へのワンストップの窓口が必要：かかりつけ医がいない方が利用できる医療相談窓口が必要。医師会に在宅医療相談室は設けられている。

6 まとめ

- ・初年度に医療関係者、利用者にアンケート調査を行い、医療との考え方のギャップを埋めていくことで標準化を図っていく。調査対象は手帳所持者の中からピックアップアップするか、もしくはそれぞれの会の代表をお願いしていくか検討していきたい。利用者のアンケートは本人と家族を別で行った方が良い場合もあるので、調査方法も今後検討する。
- ・次回までに事務局でたたき台を作成し、次回のワーキングで内容を検討する。ワーキングの期間は2年間を目標とする。

～第2回ワーキング～

- 1 開催日 令和4年9月30日(金) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市文化会館たづくり 601・602 会議室
- 3 出席者 委員 11名 事務局 6名
- 4 内容
 - ①前回のワーキングの概要
 - ②当事者及び当事者家族向けアンケートの概要について
 - ③次回以降の日程について

5 主な意見

アンケート概要を元に事務局から説明。その後アンケート項目などについてご意見を頂いた。

①アンケート項目・全般について

(アンケートに盛り込みたい, 聞いてみたい項目)

- ・訪問診療やリモートでの受診など具体的な診察方法
 - ・通院の際の同行者の有無
 - ・障害種別ごとの質問項目
- (アンケート全般について)
- ・本アンケートの趣旨・目的・背景などが鑑文で説明があった方がよい。
 - ・負担がないようトータル 20 分程度で回答できた方がいい。
 - ・回答の選択肢を増やし、詳細な意見や気持ちがわかるようにできるといい。

②かかりつけ医の定義について

- ・生活全般にわたって健康状態を診てくれる医師を指す。

- ・精神障害のある方については精神科の主治医がかかりつけ医とは定義できない。
- ・かかりつけ医は大学病院でも地域のクリニックでも該当する。診療科目も問わない。
- ・本アンケートでのかかりつけ医の定義を冒頭の文章で丁寧に説明する必要がある。

③対象者について

- ・アンケートの回答については障害によってご自身で回答できる方、家族や支援者に代筆・代理で返答していただく方など様々。
- ・精神障害のある方についてはご本人と家族の意向や考えが異なることで、医療に繋がらないケースがある。そのため実態把握のためには家族が回答する必要がある。回答者がご本人なのか家族なのかを聞いた上で、家族にもアンケートに回答してもらいたい。
- ・知的障害のある方は本人と家族の意向が合致している場合が多いが、精神障害のある方は意向が異なることも多い。アンケート結果でその差異がわかると思われる。

④発送数について

- ・ペーパーベースで返信用封筒をつけて郵送する。障害福祉課で障害のある方の名簿から 1,000 人を無作為抽出する。障害や年齢分布を加味し、障害種別や年齢に偏りがないようにする。
- ・重度心身障害（児）者や医療的ケアが必要な方も含め、アンケートを依頼する。

⑤回答・集計方法について

- ・最近では QR コードでの回答がほとんど。用紙だけでなく QR コードもつけた方がいい。
- ・QR コードなら 50 代以下の方なら対応可能だと思う。
- ・○をつけるだけで回答できるものが多い。
- ・Google フォームだと解析もスムーズである。

⑥情報保障について

- ・視覚障害のある方で家族がいない場合、ガイドヘルパーよりも相談員（計画相談）に依頼する方が無難かと思う。セルフプランの方などは回答する人がいないかもしれない。アンケートが届いていること自体気が付かない人もいる。
- ・配布や回答には相談支援事業所にも協力してもらえようようにしたい。

6 まとめ

- ・今回のワーキングでは「かかりつけ医」の定義について委員で統一見解を図り、アンケートの内容やとり方について時間をかけて話し合った。アンケートを通して当事者側の意向を確認すると共に、病院側の受診受け入れ促進要件、阻害要件を明らかにしていく。医療機関の見える化を図り、医療関係者に障害理解の促進を図っていったら良い。
- ・次回の 12 月のワーキングまでに当事者対象のアンケートを作成する。事前に案ができたならメール等で委員の方に送り、意見を頂く。医療機関対象のアンケートの案は西田先生に作成を依頼する。令和 4 年度内にアンケートを発送し、次年度分析する予定。当ワーキングは 2 年間の期間で実施する。3 回目のワーキングは 12 月で日程を調整する予定。

～第3回ワーキング～

- 1 開催日 令和4年12月9日(金) 午後6時から8時
- 2 開催場所 調布市文化会館たづくり 303・304 会議室
- 3 出席者 委員8名 事務局8名
- 4 内容 ①医療従事者向けアンケート内容について
②当事者及び当事者家族向けアンケートの内容について
③次回以降の日程について

5 主な意見

◎医療従事者向けアンケート内容について

- ・同じアンケートで障害別の内容を盛り込むとまとまりがなくなるのではないか。例えば比較的医療に繋がりにくいと思われる知的障害のある人を中心にしたアンケートにしてはどうか？
- ・今回のアンケートは調布市医師会所属の病院（医師）を対象にする。
- ・貴重な機会なので他の障害に対する質問を入れても良いのでは。聴覚障害の方から以前障害福祉課にバリウム検査の拒否等で意見が寄せられていた。
- ・精神障害のある方を対象にした質問については、内科の受診で自身の言葉で説明や病感を伝えることが難しいため、質問項目を追加してほしい。医療機関側が説明やコミュニケーションで困った例や難しかった例を聞いてみたい。
- ・医師会にアンケート調査できるのは画期的なこと。今回はすべてを網羅するアンケートではなくても、結果から見えてくることが多くあると思う。
- ・医療側の心情や医師の気持ちを聞いてみてはどうか。実際は診察したいと思っているが課題がある等意見が出てくるかもしれない。

◎当事者・家族向けアンケート内容について

- ・「かかりつけ医をもたない」の項目について、病識がない精神障害の方と家族で意識が異なる場合があるため、家族か当事者どちらが回答したかを、わかるようにしてほしい。
- ・精神障害のある方については、受診の阻害要件として、病識がないことや精神的負担感の大きさ、また自身での病状説明するのが難しいことが考えられる。そのため、アンケート案ではそれぞれの阻害要件を理由とする項目の追加をお願いしたい。
「相談内容を医師が理解してくれない。」または、「相談内容を医師に適切に説明できない。」
「検診内容が負担だから」「忙しいから」
- ・実際にアンケートに答えた人に意見を聞いたところ、質問に答えた後、次の質問がどこに飛ぶなどの指示があるとわかりやすいとのこと。また、グーグルフォームでネット上の回答ができるなら、自動で次の質問に飛ぶようにできたら良い。
- ・健康診断の項目で、作業所の検診も受けるが市の検診も受ける、または受けたいができない等回

答が複数ある場合もありえるので、回答方法に工夫があると良い。

- ・自由記述欄があると良い。
- ・医療的ケアが必要な障害児など、成人になった時点で内科に移行できず医療と切れることもあるので、当事者の年齢をクロス集計できると良い。併せてかかりつけ医が何科かわかると良いのでは。
- ・かかりつけ医の説明についてわかりにくい点があるので、表現を工夫した方が良い。
- ・かかりつけ医の項目では複数回答も可とし、自由記述もあると良い。
- ・障害種別を問う項目で選択肢が「のみ」となっているが、複数回答が必要な人もいるのでは。
- ・発達障害の方でもわかりやすいように回答の「やや」を「少し」という表現にできないか。
- ・かかりつけ医の良い点については、自由記述や複数回答もあると思われる。

6 まとめ

- ・医療従事者向けのアンケートは、それぞれの障害種別で大項目を設け、各障害のある方の医療アクセスの状況について伺う。
- ・当事者向けのアンケートについては、今回の意見を元に修正し、再度ワーキングメンバーにメール等で送付し確認いただく。アンケートは1月末までの発送を目指す。
- ・集計及び統計については、大学の専門分野の講師から意見をいただく。
- ・集計が終わるタイミングで第4回のワーキングを実施する。

～第4回ワーキング～

- 1 開催日 令和5年2月28日(火) 午後6時から7時30分
- 2 開催場所 調布市総合福祉センター 4階視聴覚室
- 3 出席者 委員11名 事務局7名
- 4 内容 ①医療従事者向けアンケートについて
②当事者及び当事者家族向けアンケートの内容について

5 主な意見

◎医療従事者向けアンケートについて

- ・西田医師が前回のワーキングで出た意見を元にアンケートの内容を修正。理事会に出し、執行部の了承を得たため、近日中に医師会宛に発送する予定。
- ・アンケートは医師会の事業として実施するため、医師会から発送後、集計する。次年度初回のワーキングにて結果を報告する予定
- ・回答は発送から2週間後に設定する予定。60%程度の回答を得られたら良い。
- ・医療機関側が受け入れられない理由を率直に伝えてほしい。また、どのような体制があれば受けられるのかも知りたい。

- ・「車椅子が入れるエレベーター」が設置されているかどうかという質問があるが。車椅子の大きさに幅があるので、何人乗りかを記載してもらいたい。
- ・「サポート犬同伴可能」という記載があるが、正式な名称は「補助犬」であるので修正してほしい。
- ・「手話対応できる職員の配置」という記載があるが、手話ができて通訳ができるとは限らない。手話通訳の同行を受け入れてくれるか、筆談ボード等があるかも聞きたい。
- ・障害名の欄に「発達」も入れてほしい。
- ・アンケートは障害者に対して理解がある医師が答える率が高い。バイアスがかかるのはアンケートの限界ではある。
- ・報告書への記載、自立支援協議会での発表について、医師会からデータの使用許可を得てほしい。

◎当事者及び当事者家族向けアンケートの内容について

- ・障害のある方 1,000 人を無作為抽出し、アンケートを発送した。22 日締め切り。グーグルフォームで届いた返答が 41 件、書面での返答が 400 件以上。
- ・1,000 人の内訳は調布市の手帳所持者の割合に合わせて抽出した。身体障害が約 6 割で高齢の方が多い。
- ・聴覚障害の場合には文字を読むことが苦手な方もいるので、回答率が低い可能性がある。その際調布市聴覚障害者協会に依頼して個別に返答可能。
- ・調布心身障害児・者親の会の会員に同様のアンケートを送り 66 件返答があった（内 64 人が家族）。知的障害者の場合には学校や通所先で健康診断を受けているが、特定健診やガン健診を受けられている方はほぼおらず、医療アクセスが十分とは言えない。
- ・高齢になってから障害になった方と生まれながらの障害は異なるので、自由記述を参考にして分析する必要がある。
- ・全体集計とともに障害別にも集計した方がよい。
- ・精神障害の場合には、当事者と親の認識が異なるので、どちらが回答したかわかるようにしてほしい。
- ・良かった対応の例も知りたい。断られた事例はヒアリングしないと出てこない。
- ・各障害者団体でアンケートを集計することはできるが、無作為抽出で得た結果とは分けて考えた方がよい。
- ・少数意見をきちんと確認した上で、個別に団体にヒアリングを行い、内容をリアルにしていく。

6 まとめ

- ・今回のワーキングでは医療従事者向けのアンケートの最終案を元に話し合いを行った。理事会にて了承を得ているので、今後は医師会に加入している医療機関にアンケートを発送し、結果を集計する。
- ・当事者及び当事者家族へのアンケートに関しては、調布市の手帳所持者 1,000 人に無作為抽出で郵送を行い、440 件以上の回答が集まった。ただ、同じく無作為抽出で実施した市民ニーズ調査では、医療アクセスで問題を感じていないという回答が多く寄せられたことで、実際にニーズを抱えている当事者との間に相違が見られることがあった。そのため、アンケートの集計結果から、ニーズを抱えている当事者の思いや意見が反映されるように少数意見など丁寧に集計結果を深

掘っていく必要がある。

- ・ 今後は双方のアンケート結果を照らし合わせ、どのように読み解くか、今後の展開を考える検討する必要がある。クロス集計をかけ、令和5年度第1回のワーキングで結果を報告する予定

■ これまでの到達点

障害当事者向けのアンケートを2月初旬に市内在住の障害手帳をお持ちの方から1,000人を無作為抽出し、440件以上の回答が集まった。

■ 今後の展望と課題

- ・ 医療従事者向けのアンケートに関しては、アンケートの質問項目についての意見出しを行い、令和5年度第1回のワーキングまでに医療従事者向けアンケートを発送、その集計を行う予定。
- ・ 令和5年度のワーキングでは、当事者及び医療従事者向けアンケート結果を踏まえて、当事者の受診について受け入れ促進要件や阻害要件を明らかにしていき、解決方法等について検討していく。

6 サービスのあり方検討会 報告書

(1) 目的

市内の特定相談支援事業所の相談支援専門員は、権利擁護の視点を大切にし、個別支援の実践とともに社会環境の調整を行い、地域課題に関する利用者の意思を決定するための支援をするとともにニーズをアセスメントし代弁する役割がある。相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換等を図り、ひとりひとりの尊厳のある暮らしが満たされる社会を構築することをめざし、よって障害者福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 出席者

調布市内の指定特定相談支援事業所（14 事業所）の相談支援専門員

| | 事業所名 | 運営法人 |
|----|-------------------|---------------------|
| 1 | 銀河ケアサービス | NPO 銀河福祉会 |
| 2 | 地域生活支援センター希望ヶ丘 | 社会福祉法人新樹会 |
| 3 | 相談支援事業所ドルチェ | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 |
| 4 | ちょうふだぞう | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 |
| 5 | 調布市福祉健康部障害福祉課 | 調布市 |
| 6 | 調布市子ども発達センター | 調布市 |
| 7 | 障害者自立相談支援協議会 | 一般社団法人障害者自立相談協会 |
| 8 | 調布市こころの健康支援センター | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 |
| 9 | プラントシード | 社会福祉法人新の会 |
| 10 | エアリ | 合同会社フォーリーフ・クローバー |
| 11 | マーレ相談支援事務所 | 合同会社マーレ相談支援事務所 |
| 12 | シエル相談支援センター | 株式会社シエル |
| 13 | KIZUNA 相談支援センター調布 | 一般社団法人ライフタイムコンディション |
| 14 | ポコポコ・ホッピング神代団地 | 特定非営利活動法人ポコポコ・ホッピング |

(3) 開催実績（各回2時間程度）

| | 日時 | 内容 |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 第1回 令和4年6月20日(月) (出席者：14名) | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度最初の開催であったため、事業所紹介を行った。 ・今年度取り上げたい内容について提案をし、事業所からも取り上げてもらいたい内容などを聴取した。 ・計画相談の事務マニュアル改定について及び計画相談支援研修（基本事務編）の開催について周知した。 |
| 2 | 第2回 令和4年7月25日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者（児）地域生活支援拠点連絡会を開催 ・第1回で出た意見から、各事業所で日々の支援の中での困 |

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| | (出席者：15名) | りごとなどを共有する時間を持った。その中で、就労にも通所にもつながりにくい方、福祉サービスの利用につながりにくい方について事例があがり、今年度の「福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング」につながる課題があることを再認識することができた。 |
| 3 | 第3回 令和4年9月26日(月) (出席者：14名) | ・事例提供により、事例検討を行った。児童の事例であったが、母への支援や他機関との連携など、家庭全体を見た支援について、各事業所から積極的に意見が出た。 |
| 4 | 第4回 令和4年11月21日(月) (出席者：15名) | 「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行の際の相談支援事業所の支援について考える」 ・地域包括支援センターの職員に出席を依頼し、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した方の事例を通して、スムーズな移行のために相談支援事業所がどのような関わりができたらいいかを考える機会とした。 ・65歳を迎え、障害福祉サービスから介護保険サービスに円滑に移行するためには、相談支援専門員も介護保険サービスについて知識を持ち、早めにサービスの違いを説明し、日単位、週単位の生活のイメージを当事者と共有できるとよいということを全体で認識することができた。 |
| 5 | 第5回 令和5年2月20日(月) (出席者：15名) | 「医療的ケア児・者が利用できるサービスについて理解を深める」 ・障害福祉課より医療的ケア児・者が利用できるサービスについて研修を行い、その後、在宅で医療的ケアを受けながら生活している障害者、障害児の事例を通し、医療的ケア児・者の生活やサービスについて考えるグループワークを行った。 |
| 6 | 第6回 令和5年3月6日(月) (出席者：16名) | ・調布市障害者（児）地域生活支援拠点連絡会を開催 「相談支援事業所と居宅介護事業所の顔が見える連携づくり」 ・昨年度の「相談支援事業所と居宅介護事業所の連携についての実態把握ワーキング」で居宅介護事業所と相談支援事業所の関係性構築の場が重要であるとの結論から、その場をサービスのあり方検討会で設けることになった。今回は初めての取組である。 ・1か所の居宅介護事業所のサービス提供責任者にご参加い |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ただき、その中でヘルパーがどんなことを不安に感じているかということについて共有することができた。月1回のモニタリングの介護保険サービスを利用されている方よりもモニタリングの間隔が長かったり、支援者が一堂に会して担当者会議を行うなどの機会が少ないことで、横のつながりが見えにくいことや情報の共有が難しいということがあった。</p> |
|--|--|---|

(4) 今後について

今年度のサービスのあり方検討会では、ケース検討を多く行ったり、地域包括支援センターや居宅介護事業所の方との顔を合わせた意見交換を行ったりすることができ、実りの多い検討会となった。

医療的ケアの支援体制の強化に向け、地域の医療的ケアが必要な障害児・者の相談支援の受け皿が増えることを目指し、令和5年度も医療的ケアについての研修を計画している。

また、介護保険などの他法の学び、サービス提供事業所との連携などで、関係機関との顔が見える関係づくりについても引き続きサービスのあり方検討会の場を活用し、地域の連携の強化につなげていきたい。

7 障害者（児）地域生活支援拠点連絡会 報告書

令和4年度調布市障害者（児）地域生活支援拠点の運営状況について（報告）

1 調布市障害者（児）地域生活支援拠点の概要

平成31年4月より「面的整備」として運用開始

（注）面的整備：必要な機能を地域における複数の機関が分担して担う

(1) 拠点の機能

- ア 相談
- イ グループホーム等の体験
- ウ 緊急時の受け入れ体制の確保
- エ 人材の確保・養成
- オ 地域の体制づくり

(2) 構成機関・事業

- ・調布市障害者基幹相談支援センター（障害福祉課）
 - ・障害者地域活動支援センタードルチェ
 - ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう
 - ・地域生活支援センター希望ヶ丘
 - ・調布市こころの健康支援センター
 - ・調布市子ども発達センター
 - ・調布市知的障害者グループホームすてっぷ共同生活援助事業
 - ・調布市地域で支える体制づくりモデル事業（あんしんネット）
 - ・調布市知的障害者援護施設なごみ短期入所事業
 - ・調布市在宅障害者ショートステイ事業
 - ・調布市障害者（児）委託型緊急一時保護事業
 - ・調布市福祉人材育成センター事業
 - ・調布市障害者地域自立支援協議会
 - ・市内に所在し、市長が認定する特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所
 - ・市内に所在し、市長が認定する短期入所事業所
-ア, オ
-イ
-ウ
-エ
-オ
-ア, オ
-ウ

2 令和4年度の取組状況

(1) 調布市障害者（児）地域生活支援拠点連絡会の開催

※「サービスのあり方検討会」と一体的に開催

第1回 令和4年7月25日

- ・「地域体制強化共同支援加算」記録書から抽出した地域課題・ニーズの中間取りまとめ
- ・「地域体制強化共同支援加算」記録書の改訂

第2回 令和5年3月6日

- ・拠点関連加算算定状況の確認
- ・「緊急時受入先共有シート」の共有
- ・「地域体制加算共同支援加算」記録書から抽出した地域課題・ニーズの中間取りまとめ

(2) 拠点関連加算の算定状況（令和4年3月から令和5年1月提供分まで）

| 事業所名 | 登録時期 | 相談支援 強化加算 | 体制強化 共同支援加算 |
|-------------------|--------|--------------|----------------|
| 障害福祉課 | R1年10月 | 0回 | 0回 |
| 子ども発達センター | R1年9月 | 1回 | 0回 |
| ドルチェ | R1年8月 | 0回 | 2回 |
| ちょうふだぞう | R1年8月 | 0回 | 10回 |
| 希望ヶ丘 | R1年8月 | 0回 | 8回 |
| こころの健康支援センター | R1年12月 | 0回 | 3回 |
| マーレ相談支援事務所 | R1年10月 | 0回 | 1回 |
| KIZUNA 相談支援センター調布 | R3年6月 | 0回 | 0回 |
| 銀河ケアサービス | R3年10月 | 0回 | 2回 |
| ポコポコ・ホッピング神代団地 | R4年1月 | 0回 | 1回 |
| その他（市外事業所） | — | 0回 | 3回 |
| 市内合計 10 か所 | | 1回 | 30回 |

3 課題の整理

提出された「地域体制共同支援加算 記録書」の内容から抽出した地域課題，ニーズを整理。

ヘルパー事業所の充実・連携

- ・多様なケースに対応できる居宅介護事業所
- ・ヘルパー事業所は支援が必要な方でもキャンセルが続くと生活が途切れてしまうことがあるが，そういった方は新たな事業所を探すことが困難である。
- ・精神障害者を対象としたヘルパー事業所が少ない。
- ・発達障害特性への深い理解のあるヘルパー事業所，訪問看護事業所

多様な居場所

- ・障害の有無を問わず社会参加できる日中の居場所
- ・通所の日時が固定されている作業所のような場所ではなく，体調が良いとき，気が向いたときに通えたり相談できる場所も増えると良い。
- ・精神障害者の事業所でも送迎できる場所が増えてほしい。
- ・調布市近隣で精神保健的な支援を受けることができ，手軽に休息ができる一次宿泊所のようなサービス

グループホームなど居住の場

(グループホーム)

- ・単身型の GH ではなく，世話人の支援が手厚いながらも自由な生活ができるスタイルの GH が求められる。
- ・民間のグループホーム単体で本人を支えることは難しいため，家族，主治医，通所先職員，本人が信頼を寄せている GH の職員，相談支援事業所が連携を図り，面となって支援する必要がある。
- ・「調布市障害者グループホーム連絡会」の場でも情報を共有していく。
- ・体験型グループホーム利用後，そのまま利用できる同法人のグループホーム。
- ・滞在型グループホーム。他地域の社会資源の情報

(その他)

- ・身体面でのケアが必要な精神障害者でも入居可能な，ハード面，支援体制面が整った住まい
- ・医療的なケアが行える入所系サービス。特に夜間の医療従事者が確保できる福祉サービスは少ない。
- ・自立度は高いが集団生活には馴染めない方の一人暮らしを地域で支えるサービスや，反社会的な行動をしてしまった方を見守れるような支援機関等

人材育成

- ・グループホームの人材育成システムや管理体制の強化
- ・居住系サービス従事者のかけこみ相談所
- ・障害の種別や高齢者福祉等の領域を超えた、資質向上に向けての技能実習や、地域における職場間交換留学制度（他分野特有のスキルを学ぶ機会）
- ・【支援会議におけるスーパーバイザー】支援の方針を立てるには、短期的な視点と長期的な視点が必要である。特に本人に対人関係の課題や「問題行動」が見られる場合は、短期的な中でも即効的な対応を求められる場合がある。方針の享有が難しい場合に、中立的、専門的な立場からスーパーバイズできる存在が必要だと思う。
- ・高齢者や身体障害者をケアする施設職員向けの、精神障害についての理解や支援スキル向上を目的とした研修プログラムや、実習制度等
- ・より再現性が高く効果的な相談支援のスキル蓄積と共有を目的として、具体的な達成目標を設定したうえで、支援効果を客観的に予測し事後評価できるような尺度を取り入れた書式があると良いのではないか。できるだけシンプルに、何を目的として、どのような支援を行い、その結果どのような効果を期待するのかを記入、支援過程の前後で評価尺度による効果測定を行うという内容はいかがか。

健康づくりの支援

- ・糖尿病を持つ知的障害者に健康管理の大切さを実感してもらえる場。
- ・食事やおやつの選び方、食べ方をスーパーやコンビニなど買い物先で教えてもらえるもの。
- ・精神症状のために閉居し、精神症状も糖尿病も悪化している状態にあるがそこに保健師などの介入が速やかに行われることが求められる。
- ・身体面の不調が原因で精神的な悪化につながるケースが少なくない。精神障害者でも身体面のサポートを受けられるようになると精神面や生活の安定につながると思う。

医療体制

- ・行為障害（盗癖）の治療ができる近くの病院
- ・自宅にいるご本人の体調変化をデータで察知して、緊急訪問してくれるよう訪問診療・オンライン診療などの医療サポートシステム
- ・難病や複数疾病のある障害者の地域生活を医療面から支える複数の医療機関間の連携・協力の窓口となる医療関係拠点と福祉の相談支援事業所のネットワーク
- ・毎日の服薬確認が可能であれば地域生活ができると思われる精神障害者のサポート。365日体制の訪問支援。特に毎日を通して近隣のスタッフが服薬確認や安否確認ができる機能も持つサービス。

- ・病院の利益や希望を一方的に優先せず、真の意味での地域生活支援に力を入れた医療ソーシャルワーカー

他機関との連携

(介護保険)

- ・支援対象者が障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する際に、共通して使用できるケアプランの書式や、制度が違う新たなサービス導入に伴うクリティカルパス（導入期・移行期・定着期）のようなもの
- ・介護保険への移行でこれまで長くかかわってきた計画相談支援が終結するにあたり、本人及び家族、介護保険事業所が安心して支援体制を整えるためにも、最低1年間は相談支援事業所が正規の支援機関として関わることができると良い。

(医療)

- ・本人の受診している医療機関は複数の機関・診療科にまたがり、在宅生活を支えるための医療機関、訪問看護、ヘルパー事業所、行政、相談機関等の多機関での情報共有・連携の機会

(ライフステージの移行)

- ・児童から成人へ移行する気は、本人と支援機関のつながりが断絶しやすい。次のステップへスムーズに働きかけられるよう、移行前から関係機関で関わりを持ちアセスメントができる仕組みが必要
- ・児童から成人へ、縦のネットワークが薄く、互いの支援や関わりについて理解を深める機会があると良い。
- ・企業と就労支援事業所を柔軟につなげるネットワーク

(その他)

- ・【支援者のアセスメント共有は十分か】それぞれの支援機関は、日々、本人の不穏な状態と向き合いながら支援にあたっている。本人の「問題行動」があると、薬の服用が必要な場合があることも理解できる。しかし、「困った人は困っている人」と言われるように、最も困っているのは本人だと思われる。まず、各機関共同でアセスメントを共有するしくみが必要である。
- ・他地域とのネットワーク
- ・どこにもうまくつながらない人が、うまくつながるところにつながられると良い。

複合的な課題・家族全体への支援

- ・家族を1つのシステムとしてとらえ、家族全体の課題を見通せる、障害者福祉・高齢者福祉の支援領域を問わず各種事業所が共有できる支援ツール（アセスメント表や支援計画の書式等）
- ・高齢の両親をささえきれない障害者家族を支える仕組みが望まれる。家族である、というだけで

病院をはじめ様々な手続きを請け負わなくてはならない仕組みを変える必要がある。

- ・障害、介護に関わらず、家族を見守るネットワーク（適宜の訪問など）が必要、それに対する報酬も望まれる。
- ・孤立した世帯に働きかけることができる訪問システム等（治療困難者、未治療者など含む）
- ・自身は医療も支援もいらなと思っており、干渉されず生きていきたいと思っている。医療中断をしても見守っていける体制。
- ・重層的支援体制整備事業が実働すると、世帯単位での支援を行いやすくなるかもしれない。

その他

- ・軽度の知的障害があり、発達障害と精神症状が強い利用者は支援にスキルを要するので、利用できる資源が少ない。
- ・障害福祉サービスのショートステイ以外で、家族と距離をとるために安価に宿泊できるサービス（自立支援医療受給者証等の提示で、民間のビジネスホテル等に安価に宿泊できるサービス）
- ・利用者の送迎者・乗降拒否では、送迎者が空かず、次の施設の活動に支障が出るほか、職員がマンツーマンで対応するため、他の利用者に対する人手不足を発生させてしまっている。生活介護事業所において、他の利用者へ影響を回避するために、単独での送迎を実施したり、配置基準を超えたマンツーマンでの支援に対して『加算』措置を行うことで、人手不足が解消されるのでは？
- ・日中、ヘルパーと本人しか自宅におらず。実際に避難が必要になった場合に人手が足りない。地域住民の助けが必要となるが、日ごろから付き合いがなく協力が得られるか定かではない。
- ・成年後見等が必要だが、家族の了解が得られにくい。地域福祉権利擁護事業では限界があり解決になり難い。成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の中間的な役割を担う制度が必要。
- ・現状では相談支援事業所が個別に利用者及び各機関と連絡をとり、スケジュールを作成している。情報収集→作成→確認→共有までにはある程度の時間を要する。関係者がいつでも閲覧でき、簡単に書き込めるアプリ（パソコン・スマホ）があればと考える。

8 運営会議 報告書

(1) 目的

全体会と各ワーキング委員及び関係団体から運営委員を選任し，地域課題の抽出や整理，ワーキングテーマの検討等，自立支援協議会全体の運営に係ることについて事務局と意見交換を行う。

(2) 運営委員（敬称略）

木内 洋（社会福祉法人調布市社会福祉協議会 調布市こころの健康支援センター センター長）

進藤 美左（特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長）

江頭 由香（調布精神障害者家族会かささぎ会 会長）

障害当事者

(3) 事務局

調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう

地域生活支援センター希望ヶ丘

相談支援事業所ドルチェ

障害福祉課

(4) 開催実績（全2回）

各ワーキンググループの進捗状況の共有，自立支援協議会全体会の内容や進行方法，講演会のテーマや内容，次年度のワーキングテーマの設定を見据えた地域課題について意見をいただいた。次年度のワーキングテーマについては，3ワーキンググループ中，1ワーキングが終了となるため，テーマ候補について議論した。

| | 日時 | 内容 |
|---|---------------------|---|
| 1 | 第1回 令和4年10月4日(火) | <ul style="list-style-type: none">・令和4年度ワーキングの取組中間報告，令和5年度の方針について・地域課題について・次期「調布市障害者総合計画」策定に向けての意見具申について・講演会について |
| 2 | 第2回 令和5年2月1日(水) | <ul style="list-style-type: none">・令和4年度ワーキングの取組中間報告，令和5年度の方針について・地域課題と来年度ワーキングのテーマについて・講演会について |

9 講演会 報告書

(1) テーマ

「罪を犯した障害のある方のその後の地域生活」

(2) 目的

市民の方に罪を犯してしまう障害のある方の状況を理解してもらい、地域で温かく見守る地域の土壌をつくる。

(3) 実施方法

YouTube によるオンデマンド配信

(配信日時) 令和5年2月1日～28日

(申込期間) 令和5年1月20日～2月24日

(4) 内容

第1部 基調講演：武蔵野大学 木下 大生 氏

「罪を犯した人への福祉的支援実施の現状と課題～知的障害のある人の支援を中心に～」

第2部 テーマ：罪を犯した障害のある人の現在と支援の実践

◆インタビュー動画：「埼玉復興からのチャレンジ～周囲の支援で就労へ」

◆トークセッション：「罪を犯した障害のある人への最先端の支援」

講演者 木下大生氏（武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 教授）

加藤公一氏（内閣官房 内閣総務官室 上席障害者雇用専門支援員

併任 内閣人事局 障害者雇用専門支援員）

(5) 申込人数

229名

◎住まいや所属（複数回答可）

| | |
|--------|-----|
| 調布市内在住 | 83 |
| 調布市外在住 | 69 |
| 障害当事者 | 10 |
| 当事者家族 | 15 |
| 調布市内勤務 | 58 |
| 福祉関係者 | 115 |
| 医療関係者 | 23 |
| 学生 | 3 |

| | |
|------------|---|
| 教育関係者 | 3 |
| 農福連携・農業関係者 | 2 |
| 保護司，矯正職員 | 2 |
| NPO勤務 | 1 |
| 公的機関相談窓口職員 | 1 |
| 公務員 | 1 |
| 手話通訳 | 3 |
| 労働関係者 | 2 |

(7) アンケート結果

Q. 第1部 基調講演の内容はいかがでしたか。ご感想・ご意見をお聞かせください。

- ・福祉関係者ですが、地域の人視点での犯罪者像を考えるきっかけとなりました。どうしても、当事者目線で支援をせざるを得ないので、違う目線も意識しなければ、地域生活をうまくいかせることはできないと感じました。
- ・受刑者の障がい者の割合の多さに驚いた。
- ・普段、障害者の相談支援・就労支援に関わっておりますが、なかなか知り得ぬお話でした。犯罪を犯した事実だけで無く、その背景を考える事で、「犯罪者」以外のその人の姿が見えるように思いました。
大変勉強になりました。
- ・基調講想像していたし、刑務所は罪を償う場所であり反省を促す場所だと思っていた。しかし犯罪に手を染めてしまう人が怖い人ばかりではなく、孤独や孤立する中、困窮や障害（知的障害含む）を持っている人が少なからずおり、地域との繋がりや家族との関係性が悪かった場合、そのような手段でしか生きていけない人もいるのだと知ることができた。罪を犯した方でも「特別調整」を希望すれば受けられることも分かり、司法と福祉が連携してより良い方向に向かってほしいと感じた。ただ司法と福祉の前提となる考え方には違いもあり、それぞれの専門性や齟齬を話し合いの中で解決していくことが求められていることも認識できた。
- ・今回は知的障害のテーマでしたが知的、認知だけでなく、さまざまな一般の人についても孤立しないために支援が必要かなと思いました。福祉の司法化の話、人権侵害が起こりうるという事、日々、気をつけていきたいと思いました。
- ・福祉的支援のこれまでの経緯についてが分かり、興味深く聞きました。司法と福祉の連携の課題についても福祉に携わる人間として、注意しなければならないところがあると思いました。
- ・今までは犯罪者は刑務所に拘禁して反省させることに重点を置き再犯防止をすることを考えてきたが、それに変化があり、現在は社会復帰に主眼を置くことで結果、犯罪を減らすことを目指している実状を学び、司法と福祉の連携の始まりを実感した。
- ・刑務所に勤務する立場にいます。『支援者に内在するパターンリズム』や『自己覚知』という言葉に、改めて内省する機会となりました。刑務所の中はまだ「支援」という言葉には程遠い環境です。矯正職員一人ひとりが、保安的環境にしながらも福祉的・教育的視点をもって日々受刑者に関わっていける環境になると、拘禁刑もより効果的な法制度となると、より一層おもいました。
- ・刑務所への被収容者において知的障害を有している人の割合が高いということは知っていました。

が、こちらの講演では知能指数相当値の分布が一般の知能指数分布と明確にズレていることが視覚化されており、衝撃的でした。また、生活苦によって罪を犯している人の多さや、福祉に繋がっていない人が多いという状況には、罪を犯す前に適切な支援を受けたり福祉に繋がることができていたら、と心苦しさを感じました。司法と福祉の連携における恩恵はあるものの、社会資源の不足や連携における難しさなどの課題がある現状においては、なかなか思うように進まないこともあると考えられます。また、福祉の司法化の問題点や支援者に内在化されたパートナーリズム等に関しては、支援職を目指す学生として常に頭の中に置いておく必要があると感じました。加害者臨床においては、加害者としての扱いを受けることの多い目の前の対象者に対して、「反省させないといけない」という自らの「正義感」といかに向き合うかが特に重要になってくるのだと感じています。自己覚知を意識しつつ、今後も勉強していこうと思いました。

- ・木下先生のお話、久しぶりに聞きました。あらためて勉強になりました。
- ・司法福祉について初歩的などころから知りたかったので、とても分かりやすく良かった。PDFも資料として良かった。
- ・犯罪を犯した人にケアする機関がいろいろあることを知りました。
- ・わかりやすかった
- ・大変に分かりやすく良かったです。
- ・とてもわかりやすく、聞きやすい講演だった。まだまだ課題もあり、支援していくことは大変だが、実際に犯罪に関わった知的障害者の方を前にした時に自分が何ができるか、どう対応できるかを考えさせられた。どっちにしても、偏見や恐れを持った態度はとらないようにしたいと思う。
- ・資料もお話も分かりやすかったです。
- ・司法福祉について、すこし理解できた
- ・司法と福祉の連携について、わかりやすくお話ししていただき理解が深まった。
- ・イメージが悪いように定着してしまっていることをどう改善していけばいいか考えさせられました。
- ・難しい話も含まれていますが、良かったです。
- ・全く知らなかった分野のお話で興味深く拝聴しました。こうした支援を必要とする方々がいること、支援の仕方があることを知る事が出来ました。

- ・実際の取り組みがわかり良かった。
- ・少し一般的過ぎた感じがした。
- ・よかった
- ・民生児童委員として、知識が深まる内容であった。
- ・パワーポイントが見やすく、理解が広がりました。
- ・新たな知見を得ることができて学びがありました
- ・知的レベルと犯罪の関係が参考になりました。
- ・関心のある分野でした。木下先生に分かりやすく論点整理していただき、大変勉強になりました。
- ・改めて障害の方の犯罪が多いことと再犯しないための支援が必要なことを学びました。
- ・客観的なデータが物語る現実が衝撃的だった。中と出口の支援だけで解決できるとは思えなかった。療育手帳を取得していなかった割合の高さ、すなわち、福祉に繋がりを持つことが出来なかったことから考えると、本人の問題よりも生育環境、彼らの養育者の問題ではないかと思った。そこを重点的に支援する体制がなければ、根本的な解決には繋がらない。「入口に立たせない」ための取り組みがより重要だと思った。また、彼らの支援について、主にボランティア、有志に頼っている現実是非常に問題だと思う。もちろん「良心」から熱心に支援活動を行っている人もいるが、報酬は少なく、自分たちだけが多大な犠牲を負って支援活動を担っているという自覚からなのか、「良心」が暴走する姿を多々見かけることがある。そして、行政も頼り切っている後ろめたさなのか、それを堂々と止めることが出来ない。それは分野に限らず、支援活動の場では頻繁に目にするのだが、犯罪者支援においては、自分自身の負うリスクと負担が大きすぎて「良心」だけで関わるのは難しい。一部の人に犠牲を負わせて健全な社会と維持しようとするのは止めてほしい。それこそ行政が担うべき分野ではないかと思う。きちんと報酬を得ながら正しい知識をもとに支援を行う専門職の配備が必要だと思う。そして、講演のなかでもお話しがあったが、これだけ問題が明らかであるにも関わらず、なぜか支援活動に対して積極的になれない気持ちが残る。関係者の方々の真摯な思いが伝わらなかったのではない。十分に理解したうえで積極的になれない気持ちがある。大変申し訳ない。おそらく、当の本人、もしくは支える家族から環境を変えたい、人生を変えたいといった声が届かないからだろうと思っている。刑務所で生活することが、本人、また、家族にとって平穏な生活をもたらす結果になっているのではないかと感じてしまったからだ。本人にとっては安住の地、家族にとっては繰り返す問題行動に振り回されることのない今の生活に安心を感じているのではないだろうか？支援以前の問題として、本人、その家族が明るい人生を望むように導くことがどれだけ困難なことか考えさせられた。厳しい状況のなかで支援を行っている関係者の方々には頭が下がる。このことをいつも心の片隅に置いて、考

え続けたいと思う。

・充実していた

・「罪を犯した障害のある方のその後の地域生活」講演会 感想文 20230330

2月の始めにオンラインにて参加させていただいた講演会は、もう一度視聴したいと思いつつ時間が取れず、また、感想を求められているとは知らずにいたところ、今回思いがけずに催促されたことで、これも思いがけず講演内容サイトに行き当たることが出来、感謝しております。

とはいえ、×切まで2日間で、大まかな感想を書くことしか出来ません。

このテーマは、深く関心のあるテーマでした。というのも、10年以上前の数年間、障がいのあるかたの家族の会に関わっていたことがあり、またそれとは別に、2009年から今も、90%えん罪と言える確定死刑囚の支援をしているからです。後者は09年の確定判決以来2012年から現在第3次再審請求中です。

障害を持って生きることも、犯罪を犯すことも、この社会全体の包摂の中での「現実」で、世界、日本のゆがみから来ることだと思います。

障がいをお持ちで犯罪を犯した方の出所後の地域、社会生活の困難については、想像してもあり余るものがあります。日本社会がそれ自身資本主義の仕組みに取り込まれながら、良い意味での包摂をしない、排除する方向にあるからです。多様性を認め合っているような人が生きることへの心構えが育つ機会がなかったことは、国連で、教育現場でインクルーシブ教育への方向が取られない、教室で学科進行の迷惑とみなされることであからさまな差別が放置されていることを指摘されたことでも明らかです。人を分けたうえで、いつも弱い、自己主張できない人がいじめられるのです。階層のトリクルダウンというような。刑期を終えた障がいのある方がそのような一般社会に出てゆくには、十分に配慮された受け入れ態勢が必要だと思いますが、今回この講演で、人道的支援に加え、人権思想に基いた合理的な支援の仕組みを研究され、実践されている場があるということを知り、心づよく思いました。障害者自立支援法のように、自立支援の受け皿も不十分での発車で、医療費削減のための方法(措置)では？と疑わせる制度では困ります。ただ、近年は発達障がいなど、本人も周囲も気づいていなかった障がいや特徴で、福祉機能のある支援に結びつかないということはないでしょうか？

罪を犯したとされることで審理を受け刑期が決まるときに、中身についての支援はされているのでしょうか？事件の真相、事実について、ご本人の思いを審判以前に聞いてあげる仕組みはあるのでしょうか？

審判での参考意見としては、成育歴などで、ご自分が他人に理解してもらえなかった、そのことが犯罪に走らせることも考えられるながら、参考意見に留まるかもしれません。ただし、DVでのマインドコントロールなどは現実の実行につながるかと思います。審判への関与ができ仕組みはできないでしょうか。

・木下先生の話がとても分かりやすく良かった

・人生いろいろです。

Q. 第2部 ①当事者インタビュー についてのご感想・ご意見をお聞かせください。

- ・真面目な方でしたので、紆余曲折はあったのだろうと推測するものの、最終的にうまく行ってよかったな、と感じました 一方で、最初から支援にのらない当事者もあり、そういう方の支援の難しさを感じました
- ・元受刑者が、生活者として、周りの助けで自立できる素晴らしさを知った。
- ・埼玉復興さんの取組も含め、大変印象的でした。罪を犯した者としてだけではないその方への対応が、その方を犯罪から遠ざけているような印象を受けました。
農福連携も最近よくテーマに挙がりますが、もっと大きなテーマで考える良い機会となりました。
- ・当事者のインタビューでは、「自分には障害がないと思っていた。それまで分かっていなかった。」とお話されており、仕事をしたり地域に出ていった時に「あれ？何で自分はこんなに怒られるんだろう」と思うことが増えたと答えていたのが印象的だった。実際には色々なサポートを受けられていたら、信頼できる人が周囲にいたら違った未来があったのかもしれないと考え、身近な地域市民が関わるだけでも違ってくるのではないかと感じられた。ただ、インタビューの方は自身が働きたい内容の仕事を地道に取り組み、その取り組み方によって周囲の方も応援してくれたのではないかと思った。どの人にも自分のやりたいことややってみたいことがある、仕事や作業が提供されて取り組める環境と生活していく場所を確保していく必要があるため、地域でどこまでその支援ができるのか考えさせられた部分もあった。
- ・実際の取り組み伺えて良かったです。
- ・外でのインタビューは聞きづらくもう少し工夫がほしかったです。当たり障りのないインタビューで、もう少し踏み込んだお話を聞きたかったと思いました。
- ・ご自身が皆と同じだと思っていた(障害が無い)と率直に語っていただいたことは、グレーゾーンやボーダーラインで障害とは判定されずに特性で悩まれる御本人やご家族に響くものがあったと思う。
- ・「自分が障害者だと知らなかった。」という言葉が印象的でした。彼の生育歴に支援につながる場面があれば、矯正施設に入る経験もせずに済んだのではと頭をよぎりました。また、埼玉復興の地道な働きかけや、地域市民への理解や定着支援へのアプローチについてとても興味深く拝聴しました。
- ・地域の人との間に壁を作らず自然体でいることが大切だというお話にその通りだと感じると同時に、なかなか難しいことだと感じました。特に、罪を犯した経験を持つ利用者の方は、それまでの人生において自然体で居られることがほとんどなかったと考えられ、地域の人や職員の方との間に壁を作ってしまった、なかなか信用できないということがあるのではないかと思います。

そのような人達に対して、職員の方がどのように接し、地域の人とどう接するのが良いのかというモデルを示すことは、罪を犯した方が社会に馴染んで、戻って行くために非常に意味のあることなのだと思います。

- ・何か、農業っていいですね……。お顔は写ってなかったけど、伊藤さんの声が聞こえてましたよ。
- ・音声聞き取りにくいのが残念だった。
- ・貴重なお話をありがとうございます。これからも頑張ってください。
- ・体験を聴けるのは、良い
- ・一例として見させて頂きました。全国的にかなりありますので次が必要でしょう。
- ・当事者の考えが聞ける機会はなかなかないので、貴重なインタビューだったと思う。
- ・ご自分に自信を持ち始め、確実に夢に向かって生きていることがうかがえました。社長さんがご本人の話を笑顔で聞きながら聞いている姿に、こうして当事者を温かく見守る人がいることこそ、安心できる社会につながるのだと痛感しました。
- ・皆のサポートが本人の支えになっていることがわかった
- ・外での仕事は気持ち良さそうで、気分もハレバレして、一生懸命に取り組めそうに感じた。
- ・障害の特性を理解したうえでの支援必要に感じました。
- ・当事者の言葉は胸に響きます。思っている事を聞けて良かった。
- ・罪を犯したことをただ悪と決めつけるのではなく、その背景に思いを致し支援をしていくことが必要だと感じました。
- ・地域で理解し、支援する方々と出会え笑顔になれたのは幸せと思う。
- ・当事者だけあって実感がこもっていてよくわかった。
- ・よかった
- ・回復の過程が映し出されていて、共感できた。

- ・当事者の生の声がきけてよかったです。
- ・御本人の様子がよくわかりました
- ・回答できず
- ・時間が取れず視聴できませんでした。
- ・埼玉福興さんの取組みに敬服するとともに、当事者の方の生の声を聴かせていただき大変刺激になりました。
- ・障害の理解が大切と思いました。
- ・本人が成功経験を積んで変わっていく姿が伝わって良かった。経験することで未来に対する希望や目的を持てるようになるのだなと思った。順調ではない過程のなかで、焦ることなく、力みすぎることなく寄り添う支援者の姿が素晴らしかった。支援とは、一方的に支えるのではなく、ともに悩み苦しみ成長することなのだと教わった。支援者として理想的な姿だと思う。また、青年と支援者の会話する姿からは意思疎通に問題があるようには感じられず、青年が抱える問題はまったく見えなかった。普通の青年にしか見えないことから支援の対象から外れて犯罪に結びつくまで問題を深刻化してしまったとも思えるが、早い段階から隔離されて特別な支援の対象となることも良いことばかりではない気もした。
- ・新しい視点の考え方をいただきました。
- ・具体的な取り組みが生き生きと報告され、良かったと思います。
- ・埼玉福興のすばらしい取り組みを聞くことができ、参考になった。
- ・人生いろいろです

Q. 第2部 ②トークセッションについてのご感想・ご意見をお聞かせください。

- ・これからの新たな施策にも期待したいですが、そこから漏れてしまう人も必ずおり、いちごっこのようなむなしさを感じることもあります 現場の支援者も折れずに、現状を発信して世の中を変えていく努力が必要かと思いました
- ・医療の側面で、受刑者を支援する事が、再犯予防と自立に有効と知らされた。受刑者の身体的な特性を理解して、一般市民の受刑者への偏見を和らげる啓発も必要と感じた。

- ・ 個々人とどう向き合うか、地域とどう向き合うか、それぞれが深く洞察された中でのトークセッションで、終始興味深い内容でした。
自分事になりにくいとの事、大変理解できます。
しかし今回の学びを通し、目の前に罪を犯した経験がある方と出会った時、罪を犯した背景にも目を向ける事ができるように感じ、それは実は、私自身にとっても落ち着いて対応するきっかけになるのだろうと感じました。
知らないからこそその恐さがあった事を気付かされた、貴重な機会となりました。
- ・ トークセッションでは今回のテーマを自分事として捉えると、意識が高まるのではないかとお話があった。確かに罪を犯した人でも、殺人や凶悪犯罪でも死刑判決が出ない限り、出所される。必ず地域で生活している方が身近にいるかもしれないと思うと、考えさせられる問題である。罪を犯した人に対して、罪を償うこと自分の罪を振り返ることを今まで重点的に刑務所で取り組んできているが、それだけでは再犯防止には繋がらないことが分かってきた。それだけではなく、自分の特性を再認識することや自己発信力（自己肯定感）を高めていくことで社会復帰に向けてどのようなことが必要なのか、またサポートする人たちがその方をどのように読み解いて着目していくのが大事になっていくのだと理解を深めた。また、罪を犯す前に周囲のサポートがあれば罪を犯すこともしなかったかもしれないので、一般市民として自分に何ができるのか、考えるきっかけになった。
- ・ 反省させるなど罰よりも、社会復帰に向けての支援が安心安全な社会につながるということが分かりました。
- ・ お二人でまとめられた結論が少し納得がいきませんでした。自分事にする必要があるのかなと、そういう立ち位置でなくても支援を考えることができるのではないかと思います。
- ・ 刑務所の中で、障害の傾向や特性に合わせた支援が進み、プログラムが充実していくことが、刑務所を出てからの本当の出口支援に繋がると思う。それが無いと結局は再犯を繰り返してしまうと思う。
- ・ 私が日ごろ感じる、「この人達は、出所したらどうなるのだろう」という漠然とした心配な気持ちと、拘禁刑施行までのそれほど時間が無いにもかかわらず、「現場の矯正職員はこのままで大丈夫なのか」という別の心配な気持ちを、整理整頓してくれる貴重なトークセッションでした。一筋縄ではいかないなと思いながら、毎日現場の業務に追われています。マクロな視点で少しでも話をすると「ここは刑務所で、福祉施設や病院じゃないですから」と失笑されます。講師のお二人のセッションを聞いて、地道に伝えていくことと、自分が関わっている「機能向上作業」とおして、受刑者それぞれの疾病特性・障害特性等を周囲の職員へ伝えて、受刑者それぞれの個人理解へ繋げていくことが、今私ができることだと改めて考えました。勇気をいただきました。大変貴重な時間でした。本当にありがとうございました。
- ・ 加藤さんの、刑務官として関わる時と看護師として関わる時で呼び方が変わるというエピソード

には、違和感というか、受刑者も職員も混乱してしまうのではないかという感想を抱きました。受刑者にとっては、普段は番号によって管理される立場で、とある場所では名前のある人間に戻るような、そんな（社会における一般的な扱われ方とは乖離した）感覚があるのではないかと想像しています。また、発達障害の特性があった結果生じてしまった行動が「（取り押さえに対する）抵抗」と見なされてしまうこともあるというお話の流れで、なぜその行動が生じたかを読み解いて、それを地域の人や処遇に関わる他の人等に伝えていくことの必要性があると聞き、本当にその通りであると思うと同時に、そういった橋渡しをする役というのが自分が支援職として目指す一つの形であると感じました。

- ・加藤さんの実務に裏打ちされたご発言も、大変実感のこもったものになっていて、参考になりました。また、どこかでお話を聞きたいです。
- ・福祉の専門家がこれまでの自らの活動をふまえながら話す内容はとても参考になった。
- ・共感できるお話で、勇気をもらいました。
- ・皆んなが支え合う社会が大切と感じた
- ・お二人の努力の歴史を感じます。次の段階に少しずつ進むと期待しています。
- ・加藤氏の経歴がすごいと思った。加藤氏の講演も聞いてみたい。
誰もが本音で聞いてみたいことを木下氏が深く食い込んで質問してくれていたのも、とても良かった。
- ・自己肯定感を向上させることがあらゆる課題を克服することにつながると、日々の支援の中でも、また子育ての中でも、友人関係の中でも強く強く感じています。個々の自己肯定感を挙げていくことが、自分が属する社会全体の肯定感につながっていく、それが安心できる社会となると思います。
- ・支援者としてのスタンスを改めて感じた
- ・お二人のお話で知的障害者が犯罪者になりやすい境遇にあることがよくわかった。
- ・孤独でいることの解消が必要と感じました。
- ・犯罪をしても、地域で受け入れていく事が大切だと思いますが、障害理解や受け皿が進むといいと思います。
- ・視聴期間が過ぎてしまい視聴出来ませんでした。

- ・テーマを決めて話をしたら良かった。
地域にどのような社会資源があるかをもう少し説明してほしかった。
 - ・実例を交えて勉強になった。
 - ・よかった
 - ・良い内容だが、少し間延びした感じがあった。
 - ・セッション形式は新鮮でした。
 - ・取り組みや考えがわかりました
 - ・回答できず
 - ・時間が取れず視聴できませんでした。
 - ・この分野の実践を最先端で重ねてこられたお二方のセッションはとても貴重でした。ありがとうございました。
 - ・良かったです。
 - ・行政も問題を認識して対策に乗り出していることは伝わったが、それよりもこの問題を取り巻く複雑な事情のようなものが感じられた。あまり世の中では大っぴらに言えない事実が含まれているのか、積極的な支援活動が必要にも関わらず、認知させるのが難しい、支持を得られないといった困難が伝わった。
 - ・具体的な事例がきけて良かったです
 - ・研究や施策研究者と現場の従事者との意見交換は必要で、とても良かったと思います。ちょっと時間がたったので、細かい場面は思い出せません。
 - ・この分野の知識を深めることができた。
 - ・人生いろいろです
- Q. 今後の講演会へのご希望や、その他ご意見・ご感想などありましたらお願いいたします。

- ・ありがとうございました

- ・大変、参考になりました どうもありがとうございました
- ・定期的に、配信して欲しい。もう少し短い内容にまとめて欲しい。これからの福祉と医療を組み合わせた受刑者への対策と成果を、配信してもらいたい。
- ・支援者向けはもちろんの事、生涯学習等の場面で市民向けにも知ってほしいと思いました。
- ・今回当事者のインタビューが風の音で聞き取りづらい場面が多かったのは、とても残念に思った。罪を犯す人の中に障害（疑いも含む）を持っていらっしゃる方も少ないないと知ることができ、自分自身の考え方が広がったと感じた。身近な話題として捉えていきたいと思った。
- ・期間中見れるのはありがたいです。
- ・発達障害のある方の犯罪の問題など。
- ・講演時間が長すぎました。今後、工夫してください。
- ・なかなかこのようなテーマを扱われる地域もまだまだ少ないと思います。今後もぜひ、『ちょっと違う、けど身近なテーマ』を取り上げてください。
- ・とても身になる講演会でした。ありがとうございました。
- ・動画配信、大変ありがたいです。
- ・司法福祉に関心があり、今後関わっていきたいと考えているので、大変参考になりました。ありがとうございました。
- ・今までの講演会とは違う分野でのお話は、とてもよかったです。
- ・配信が選択肢にあると参加しやすい
- ・全国的には働く場所が数々あります。様々な問題点はありますが、市内だけで全ては解決しません。考え方は良いが実際の働く場所は市内を超えてもある事は知らせたい。
地方自治体は、更生保護に対して必要な協力をすることができる。、しなければならぬ!!
- ・普段自分は関わっていないだろうと思われる犯罪というテーマだったが、触れられたことで地域での考え方も変わるきっかけになったと思う。とても有意義な講演でした。ありがとうございました。

- ・勉強になりました。ありがとうございます
- ・知的障害者を受け入れてくれる病院，医院が増える為には
- ・障害のあるかたの生活が見えるもの、どのように寄り添えばいいか理解が深まる講演があれば参加したいです。
- ・また当事者のお話を聞きたいです。
- ・また機会があれば参加したいと思います。
- ・8050問題になりやすい精神疾患があると思われる方への支援。未受診の方へのアウトリーチについて。
- ・アンケートはもう少し直後のほうがよかった。記憶が曖昧になっている部分があったので。
- ・回復への支援の様子を見られると良い。民生児童委員として、活動に生かされると考えられるため。
- ・当事者とのトークセッションも関心があります。
- ・この分野の課題に対する講演、地域の活動を知ることができたら有難いです
- ・申し訳ありません。ネットで見つけて1月中に申し込んだのですが申し込んだことを失念してしまい、見逃してしまいました。周りの誰ともこの講演会の話題をすることがなく時間が過ぎてしまいました。自分で手帳に記入するなどリマインドをかけておけば良かったです。お手数になりますが、2月に入ってからでもメールで「視聴開始しました」的なご案内をいただくと助かります。内容が役に立ちそうであれば周りの方にも紹介します。
- ・今回のような形式の研修は好きな時に動画視聴ができるので助かります。
- ・貴重な講演会を企画してくださりありがとうございました。
- ・対応の仕方など・・
- ・とても勉強になりました。特に、障害者の犯罪者支援に関する講演というのは少なく、貴重なお話を聞くことができました。ありがとうございました。
- ・特にありません。いつもありがとうございます

- ・オンラインで、多くの人に届けられることは良いと思いますが、できれば同時にオンサイトでの講演会で、参加者と意見の交換や共有ができれば良いと思います。
ありがとうございました。
- ・触法行為をした障害のある人の支援について取り上げていただき、ありがとうございます。
- ・1時間ほどで充分。

罪を犯した障害のある方の その後の地域生活

配信日時 令和5年 2/1(水)～2/28(火)

申込期間 令和5年 1/20(金)～2/24(金)



申込み：<https://forms.gle/H4ZT6eFNfNKbnoww6> または上記 QR コードから
受講無料 後日、お申込みされた方へ E メールにて動画 URL をお伝えします。

講演者

木下 大生 氏

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
(博士・リハビリテーション科学・社会福祉士)

加藤 公一 氏

内閣官房 内閣総務官室 上席障害者雇用専門支援員
併任 内閣人事局 障害者雇用専門支援員 (看護師)

第1部

基調講演：木下 大生 氏

「罪を犯した人への福祉的支援実施の現状と課題
～知的障害のある人の支援を中心に～」

第2部

テーマ：罪を犯した障害のある人の現在と支援の実践

- ◆ インタビュー動画：「埼玉福興からのチャレンジ ～周囲の支援で就労へ」
埼玉福興の紹介と、医療少年院を出た後、周囲のサポートを受けながら自立した生活を送っている知的障害のある青年へのインタビュー
- ◆ トークセッション：「罪を犯した障害のある人への最先端の支援」
木下氏と加藤氏の対談。最先端の支援、そしてこれからの展望について、福祉と教育、司法と医学、それぞれに携わってこられたお二人に熱く語っていただきます。

埼玉福興とは

農福一体の雇用機会を提供する社会的企業。調布市からも罪を犯した障害のある方を受け入れていただいています。ソーシャルファームをキーワードに障害のある人と共に人生を歩む環境を作り、社会的自立を支援しています。

調布市障害者地域自立支援協議会とは

調布市内の障害福祉に関するネットワークシステムを構築し、各相談支援事業所や関係機関との連携を図るための中核的な役割を果たすことを目的として開催されています。

配信が見られない方向け 上映会 in 土曜ドルチェ

令和5年2月18日(土) 13時30分～

定員：20名(申込み先着順)

場所：調布市社会福祉協議会 ドルチェ
4階 視聴覚室

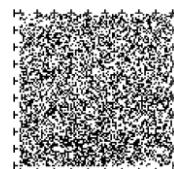
【お申込み】令和5年 1/20(金)～当日
ドルチェ 042-490-6675

◆お問い合わせ◆

調布市障害者地域生活・就労支援センター ちょうふだそう
TEL 042(487)4655 FAX 042(487)7899
MAIL chofu.syogai.kyogikai@gmail.com

◇主催◇ 調布市障害者地域自立支援協議会

◇後援◇ NPO 法人調布心身障害児・者親の会、調布市
福祉作業所等連絡会、調布市障害者(児)団体連合会、
調布社会福祉士会、調布市民生児童委員協議会



講演者プロフィール



きのした だいせい

木下 大生 氏

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
(博士・リハビリテーション科学・社会福祉士)

略歴：知的障害者通所授産施設指導員，国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究科係長，聖学院大学人間科学部社会福祉学科准教授を経て現職

研究テーマ：知的障害で認知症症状がある人の支援，知的障害で罪を犯した人の支援，ソーシャルワーク（主としてマクロ領域）

出版等：(単著)『認知症の知的障害者への支援：「獲得」から「生活の質の維持・向上」へ』2020年

ミネルヴァ書房／木下大生・鴻巣麻里香編著『ソーシャルアクション！あなたが社会を変えよう』2019年 ミネルヴァ書房 他多数



かとう こういち

加藤 公一 氏

内閣官房 内閣総務官室 上席障害者雇用専門支援員
併任 内閣人事局 障害者雇用専門支援員（看護師）

法務省法務事務官として刑務所での処遇部門や医療刑務所での看護教育課程を受ける。その後，民間の精神科病院にて急性期，ストレスケアの病棟看護に従事し，発達障害の専門病院では病棟看護管理，デイケア管理，訪問看護と地域医療連携室の立ち上げ，障害者就労支援モデルを構築。企業では発達障害・精神障害に向けた就労移行支援事業所を開設する。内閣府では医療職の視点から障害者雇用の定着支援と危機対応，職場環境整備に関わる。東京都発達障害者支援センターでは相談支援から地域支援体制整備に関する研修や支援者向けの支援交流会の立ち上げを行う。2022年8月より内閣官房に採用された障害者雇用の支援体制整備と同時に全省庁の障害者雇用の推進に関する業務の支援等に携わる。この他，現在は栃木県就労移行・定着支援機能強化事業（研修講師・コンサルタント）や法務省におけるプロジェクトのアドバイザー，新宿区保健所働く人のメンタルヘルス連絡会の委員等を担っている。

10 相談支援事業所の概要

(1) ちょうふだぞう

1 法人の概要

令和5年3月末現在

| | |
|--------------|---|
| 名称 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 法人所在地 | 東京都調布市西町 290 番地 4 |
| 電話番号 | (TEL) 042-481-7493 (FAX) 042-481-7494 |
| 代表者氏名 | 理事長 小林 一三 |
| 法人の沿革・特色 | 平成 11 年 6 月 法人設立 平成 12 年 4 月 事業開始 |
| 法人が運営する施設・事業 | (1) 知的障害者援護施設なごみ（施設入所支援，生活介護，短期入所・ショートステイ事業） (2) 知的障害者グループホームすてっぷ，じょい，ふれんず，じゃんぷ，富士見町じゃんぷ，下石原じゃんぷ，布田北じゃんぷ，みつばち（共同生活援助事業），深大寺みつばち（共同生活援助事業，ショートステイ事業） (3) デイセンターまなびや（生活介護，日帰り介護事業等） (4) 知的障害者援護施設そよかぜ（生活介護事業） (5) 知的障害者援護施設すまいる（就労継続支援B型，生活介護，就労移行支援，就労定着支援事業） (6) 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（特定相談支援事業所，障害者就労支援事業，地域活動支援センター等） (7) 子ども発達センター通園事業あゆみ（児童発達支援事業） (8) 子ども家庭支援センターすこやか（すこやか保育事業，幼児交流事業，ショートステイ事業等） (9) 学童クラブ・ユーフオー（放課後児童健全育成事業，放課後子ども教室事業等） (10) 国領児童館学童クラブ (11) ゆずのき学童クラブ（障害児学童） |

2 事業所の概要

| | |
|---------|--|
| 事業所の名称 | ちょうふだぞう |
| 事業所の所在地 | 東京都調布市国領町 3 丁目 19 番地 1 号 |
| 電話番号 | (TEL) 042-487-4655 (FAX) 042-487-7899 |
| 開所時間 | 月～土・祝日（ただし 12 月 20 日から 1 月 3 日までを除く） 9 時～19 時 |

| | |
|----------|--|
| 展開している事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者就労支援事業 ・調布市障害者相談支援事業 【特定相談支援事業所（サービス等利用計画作成）、障害者相談支援事業（一般相談、専門機関との連携、調布市自立支援協議会の運営業務）】 ・調布市障害者地域活動支援センター 【オープンスペース、生活講習会（月3～4回）、自主グループ活動（おしゃべりの会、音楽の会、ウォーキング等）ティールームへの通所等】 ・移動支援事業 ・福祉ショップ（ティールーム、作業所製品の委託販売） |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権を大切にします ・利用者の意思を大切にします ・利用者の満足度を大切にします ・利用者の健康と安全を大切にします ・利用者に笑顔で支援することを大切にします ・利用者の地域での自立を大切にします |

3 職員体制（特定相談支援事業所）

| 職種 | 常勤(人) | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|--------------------------------|--|
| 管理者 | 1 | 円館 玲子 | 施設長 |
| 相談支援専門員 | 4 | 伊藤 巧 高杉 加奈 吉野 強 井原 知子 | 社会福祉士 社会福祉士、精神保健福祉士 介護福祉士 社会福祉士、介護福祉士 |

4 相談件数（相談支援を利用している障害者等の人数）【令和4年4月～令和5年3月末まで】

| | 実人員 | 身体 | 重症心身 | 知的 | 精神 | 発達 | 高次脳機能 | その他 |
|-----|-----|----|------|-----|----|----|-------|-----|
| 障害者 | 721 | 93 | 0 | 622 | 59 | 37 | 8 | 1 |
| 障害児 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 723 | 93 | 0 | 624 | 59 | 37 | 8 | 1 |

◎実績明細

（支援方法）

| | 訪問 | 来所相談 | 同行 | 電話相談 | 電子メール | 個別支援会議 | 関係機関 | その他 | 計 |
|----|-----|-------|-----|-------|-------|--------|-------|-----|--------|
| 件数 | 867 | 1,980 | 438 | 5,343 | 249 | 105 | 7,573 | 44 | 16,599 |

（支援内容）

| | 福祉サービスの利 | 障害や病状の理解 | 健康・医療に関する | 不安の解消・情緒 | 保育・教育に関する | 家族関係・人間 | 家計・経済に関する |
|--|----------|----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|----------|--------|-------|----------|-----|----------|-----|
| | 用等に関する支援 | に関する支援 | る支援 | 安定に関する支援 | る支援 | 関係に関する支援 | る支援 |
| 件数 | 10,931 | 2,080 | 5,043 | 4,190 | 100 | 2,504 | 272 |

| | | | | | | |
|----|------------|----------|-----------------|------------|-----|--------|
| | 生活技術に関する支援 | 就労に関する支援 | 社会参加・余暇活動に関する支援 | 権利擁護に関する支援 | その他 | 計 |
| 件数 | 4,614 | 31 | 944 | 74 | 2 | 30,785 |

(2) 地域生活支援センター希望ヶ丘

1 法人の概要

令和5年3月末現在

| | |
|--------------|--|
| 名称 | 社会福祉法人新樹会 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 法人所在地 | 東京都調布市東つつじヶ丘2丁目27番地1 |
| 電話番号 | (TEL) 03-5314-7083 (FAX) 03-5314-7085 |
| 代表者氏名 | 理事長 山田 多佳子 |
| 法人の沿革・特色 | 昭和47年9月 法人設立 精神障害者に関する法律が未整備であった状況下で創造印刷を立ち上げ、精神障害回復者の生活の質の向上を目指し、多様なサービスを提供できるよう事業を実施している。 |
| 法人が運営する施設・事業 | 創造農園 (就労継続支援B型) 粋交舎 (共同生活援助, 短期入所) 地域生活支援センター希望ヶ丘 (特定・一般相談支援) 創造生活 (生活介護) |

2 事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所の名称 | 地域生活支援センター希望ヶ丘 |
| 事業所の所在地 | 東京都調布市東つつじヶ丘2丁目27番地1 |
| 電話番号 | (TEL) 03-5314-7083 (FAX) 03-5314-7085 |
| 開所時間 | 月・火・木・金 9時～17時 水・土 9時～20時 祝日 10時～15時 |
| 展開している事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者地域活動支援センター事業 ・調布市障害者相談支援事業 ・特定相談支援事業 (サービス等利用計画の作成) ・一般相談支援事業 (地域移行支援, 地域定着支援) |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペース (くつろぎの場, 情報交換の場) ・夕食会 (週2回水・土, 20時まで開所) ・パソコン教室 (月～金 毎日1クラス実施) ・各プログラム (テニス, ランチ, ドライブなど) ・一般相談 (来所/電話) ・訪問援助 (家にとじこもりがちな人への訪問・モニタリング・家事援助他) ・家族相談 ・セルフヘルプグループ ・サービス等利用計画作成 |

3 職員体制（指定相談支援事業所）

| 職種 | 常勤(人) | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|--------------------------------|--|
| 管理者 | 1 | 栗城 耕平 | 施設長 |
| 相談支援専門員 | 4 | 栗城 耕平 石崎 篤史 姜 旻廷 越 幸恵 | 精神保健福祉士 精神保健福祉士 精神保健福祉士 精神保健福祉士 |

4 相談件数（相談支援を利用している障害者等の人数）【令和4年4月～令和5年3月末まで】

| | 実人員 | 身体 | 重症 心身 | 知的 | 精神 | 発達 | 高次脳 機能 | その他 |
|-----|-----|----|----------|----|-----|----|-----------|-----|
| 障害者 | 230 | 0 | 0 | 1 | 221 | 8 | 0 | 0 |
| 障害児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 230 | 0 | 0 | 1 | 221 | 8 | 0 | 0 |

◎実績明細

（支援方法）

| | 訪問 | 来所 相談 | 同行 | 電話 相談 | 電子 メール | 個別支 援会議 | 関係 機関 | その他 | 計 |
|----|-----|----------|-----|----------|-----------|------------|----------|-----|--------|
| 件数 | 310 | 1,993 | 146 | 7,427 | 26 | 22 | 1,046 | 4 | 10,974 |

（支援内容）

| | 福祉サー ビスの利 用等に関 する支援 | 障害や病 状の理解 に関する 支援 | 健康・医 療に関す る支援 | 不安の解 消・情緒 安定に関 する支援 | 保育・教 育に関す る支援 | 家族関 係・人間 関係に関 する支援 | 家計・経 済に関す る支援 |
|----|------------------------------|----------------------------|---------------------|------------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|
| 件数 | 3,031 | 2,304 | 2,554 | 6,741 | 94 | 797 | 145 |

| | 生活技術 に関する 支援 | 就労に関 する支援 | 社会参 加・余暇 活動に関 する支援 | 権利擁護 に関する 支援 | その他 | 計 |
|----|--------------------|--------------|-----------------------------|--------------------|-----|--------|
| 件数 | 531 | 83 | 1,085 | 10 | 85 | 17,460 |

(3) 相談支援事業所ドルチェ

1 法人の概要

令和5年3月末現在

| | |
|--------------|--|
| 名称 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 法人所在地 | 東京都調布市小島町2丁目47番地1 |
| 電話番号 | (TEL) 042-481-7693 (FAX) 042-481-5115 |
| 代表者氏名 | 会長 関森 正義 |
| 法人の沿革・特色 | 昭和46年10月 法人設立 |
| 法人が運営する施設・事業 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査, 普及, 宣伝, 連絡, 調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか, 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療, 教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 老人デイサービス事業の経営 (9) 老人福祉センターの経営 (10) 身体障害者福祉センターの経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 障害児通所支援事業の経営 (13) 一般相談支援事業の経営 (14) 特定相談支援事業の経営 (15) 障害児相談支援事業の経営 (16) 地域活動支援センターの経営 (17) 生活福祉資金貸付事業 (18) 緊急援護資金の貸付 (19) 福祉総合相談事業 (20) 自立相談支援事業 (21) 家計改善支援事業 (22) 生活支援体制整備事業 (23) その他法人の目的達成のため必要な事業 |

2 事業所の概要

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 事業所の名称 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 相談支援事業所ドルチェ |
| 事業所の所在地 | 東京都調布市小島町2丁目47番地1 |
| 電話番号 | (TEL) 042-490-6675 (FAX) 042-444-6606 |

| | |
|----------|---|
| 開所時間 | 月～金曜日(但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く) 午前9時から午後5時 |
| 展開している事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・調布市障害者相談支援事業 ・障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業 ・調布市障害者地域活動支援センター「ドルチェ」 【クローバー(デイサービス)、若草(作業体験デイサービス)、各種サロン(ドルチェサロン、高次脳機能障害者サロン、中途視覚障害者サロン、聞こえない聞こえにくい人のためのサロン)、生活講習会、うたごえドルチェ、簡単体操教室、パソコン講習会、自主グループ活動支援等】 ・高次脳機能障害者支援促進事業 |
| 運営方針 | <p>利用者の心身の状況を踏まえ、その置かれている環境等に応じて、利用者又は利用者の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。</p> <p>そして、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供される福祉サービス等が不当に偏ることなく、公正中立に事業を行います。</p> |

3 職員体制(指定相談支援事業所)

| 職種 | 常勤(人) | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|-------|----------|
| 管理者 | 1 | 田島 誠 | 在宅支援担当課長 |
| 相談支援専門員 | 1 | 新井 敦子 | 社会福祉士 |

4 相談件数(相談支援を利用している障害者等の人数)【令和4年4月～令和5年3月末まで】

| | 実人員 | 身体 | 重症心身 | 知的 | 精神 | 発達 | 高次脳機能 | その他 |
|-----|-----|-----|------|----|----|----|-------|-----|
| 障害者 | 275 | 178 | 6 | 13 | 41 | 6 | 54 | 24 |
| 障害児 | 9 | 4 | 1 | 5 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 284 | 182 | 7 | 18 | 41 | 7 | 54 | 25 |

◎実績明細

(支援方法)

| | 訪問 | 来所相談 | 同行 | 電話相談 | 電子メール | 個別支援会議 | 関係機関 | その他 | 計 |
|----|-----|------|-----|-------|-------|--------|-------|-----|--------|
| 件数 | 455 | 412 | 112 | 1,922 | 1,241 | 18 | 6,774 | 92 | 11,026 |

(支援内容)

| | 福祉サービスの利用等に関する支援 | 障害や病状の理解に関する支援 | 健康・医療に関する支援 | 不安の解消・情緒安定に関する支援 | 保育・教育に関する支援 | 家族関係・人間関係に関する支援 | 家計・経済に関する支援 |
|----|------------------|----------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 件数 | 8,729 | 1,040 | 1,911 | 1,941 | 50 | 992 | 237 |

| | 生活技術 に関する 支援 | 就労に関 する支援 | 社会参 加・余暇 活動に関 する支援 | 権利擁護 に関する 支援 | その他 | 計 |
|----|--------------------|--------------|-----------------------------|--------------------|-----|--------|
| 件数 | 1,522 | 367 | 562 | 155 | 123 | 17,629 |

11 令和4年度調布市障害者地域自立支援協議会 事務局名簿

| No. | 所属 | 肩書 | 氏名 |
|-----|--|--------------------------|----------------------|
| 1 | 調布市福祉健康部 障害福祉課 | 課長 | 石川 士朗 |
| 2 | | 課長補佐 | 武田 敏彦 (令和4年9月末まで) |
| 3 | | 副主幹 兼 相談係長 | 田中 郁子 |
| 4 | | 相談係 虐待防止センター担当係長 | 針ヶ谷 かおり |
| 5 | | 相談係 主任 | 藤内 美貴 |
| 6 | | 相談係 主任 | 脇田 衣子 |
| 7 | | 相談係 主任 | 小形 あゆみ |
| 8 | | 相談係 主任 | 関口 徹 |
| 9 | | 相談係 主任 | 本川 裕子 |
| 10 | | 相談係 主事 | 岩崎 環 |
| 11 | | 相談係 主事 | 千葉 隆裕 |
| 12 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援セ ンターちょうふだぞう | 施設長 | 円館 玲子 |
| 13 | | 福祉職 主任 | 伊藤 巧 |
| 14 | | 福祉職 主任 | 高杉 加奈 |
| 15 | | 福祉職 | 井原 知子 |
| 16 | 社会福祉法人新樹会 地域生活支援センター希望ヶ丘 | 施設長 | 栗城 耕平 |
| 17 | | 支援員 | 姜 旻廷 |
| 18 | | 支援員 | 関根 愛華 |
| 19 | | 支援員 | 山内 瑠美 |
| 20 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課 (相談支援事業所ドルチェ) | 在宅支援担当課長補佐 兼 障がい者支援係長 | 前田 雄太 |
| 21 | | 障がい者支援係 主任 | 新井 敦子 |
| 22 | | 障がい者支援係 主事 | 勝山 裕太 |